

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、岐阜県知事から包括外部監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 2 7 日

岐阜県監査委員	布 俣 正 也
岐阜県監査委員	広 瀬 修
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	南 圭 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子

1 令和4年度、3年度、2年度及び元年度
包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況

(1) 令和4年度 (単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
岐阜県の防災に関する事業 (災害予防・災害応急対策・ 災害復旧)	知事部局	指摘	171	-	133	38
		意見	163	-	107	56
合計			334	0	240	94

※知事から令和6年3月13日付け行第175号で通知があったもの

指摘：違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの

意見：違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

(2) 令和3年度 (単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
岐阜県の県有文化施設に関する事業及び県営都市公園に関する事業	知事部局	指摘	268	202	21	45
		意見	171	114	23	34
合計			439	316	44	79

※知事から令和6年3月13日付け行第174号で通知があったもの

(3) 令和2年度 (単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
岐阜県の住宅に関する事業	知事部局	指摘	177	134	29	14
		意見	121	57	53	11
合計		298		191	82	25

※知事から令和6年3月13日付け行第173号で通知があったもの

(4) 令和元年度 (単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
岐阜県の県立高等学校及び県 立特別支援学校	知事部局	指摘	14	14	0	0
		意見	4	4	0	0
	教育委員会	指摘	1,065	1022	16	27
		意見	160	146	7	7
合計		1,243		1,186	23	34

※教育長から令和6年3月18日付け教総第737号で通知があったもの

(参考)

平成30年度 (単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 (指摘) A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
林業施策に関する財務事務の執行及び事業の管理	知事部局	9	8	0	1

平成25年度 (単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 (指摘) A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
公有財産等に係る事務の執行	知事部局	25	24	0	1

令和4年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

【テーマ:岐阜県の防災に関する事業(災害予防・災害応急対策・災害復旧)】

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第1章／ 第3 岐阜 県の防災 予算	4 防災予算の 総体の把握	防災予算については、財政の観点、「合规性」の観点、「効率性」及び「経済性」の観点において、予算の総体を把握する必要があることは疑いがない。 その意義は、今後の人口減少を考慮すれば、将来的な財政の縮小があり得るところであるが、そのような場合において、より一層の効率的な事業の選択をするに際し、分析的な視点を与えるところにあると考える。 また、防災に関する事業は、後述するように現在においては非常に多岐にわたる側面があり、必要性を感じて分析を行ったとしても、整理の指針をまとめ、事業の評価のし直しを行わねば、効果的な分析の根拠となり得ないと考ええる。 その為、現状の岐阜県強靱化計画の関連事業の予算を把握するだけで、総体的な防災予算の把握を行わない現状を改め、国が整理する防災予算の把握方法や、他の自治体の把握状況も参考に、今後の防災事業の有効適切な予算配分に繋がらう防災予算の総体の把握を行うべきである。 なお、危機管理政策課からは、当初、監査人の指摘に対し、「予算の総体の把握が、有効適切な予算配分につながる理由は、どこにあるのか。」等の質問を受け、予算の把握に消極的な姿勢が見られたが、最終的には、「危機管理部として、防災予算の総体を把握することは有効な施策を行ううえで重要であると考え、国の中央防災会議に提出される防災予算の構成を参考にし、他県の状況も参考にしながら、財政課と連携し、どのような集計方法がより適切であるかを検討し、防災予算の総体を把握する。」との回答を受けている。	措置済	令和5年度	令和5年3月22日に開催した岐阜県防災会議において、防災予算の総体を報告し、同日、県ホームページにおいて公表した。	危機管理政策課

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第2章／ 第2 危機 管理政策 課	4 所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	災害対策基本法40条2項第1号において都道府県地域防災計画において定める事項として「処理すべき事務又は業務の大綱」と規定しているのは、都道府県地域防災計画の中に、各関係機関等の防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱を明示し関係機関相互の防災に関して処理すべき事務又は業務の関連性を明確化すると共に、第2号以下の規程によって定められる計画に対し、各関係機関等の果たす役割についての位置づけを明確化する為である(逐条解説 災害対策基本法〔第三次改訂版〕 防災行政研究会編集 252頁)。 これは関係人である専門家の上野准教授からの意見聴取でも重要な観点と指摘されているとおり、地域防災計画の役割として重要な観点は、自治体内における処理すべき業務を定めるだけでなく、事務分掌を明確にし、緊急時において計画通りの事務をスムーズに行うことにある。 地域防災計画は、県の活動内容のみを定めるものではないことから、他の実施主体に関する記述も必要ではあるが、県が行うべきものと、他の実施主体が行うべき事務又は業務は計画で明確に峻別できる程度に書き分ける必要がある。 また、県内部の役割分担についても、担当する危機管理部、県土整備部などの業務分掌を意識した聞き分けをすることで、県内部の役割分担も明確になる。 その際、事実関係に記載したような地域防災計画の目次の責任部局と本文の責任部局にズレや矛盾があることは混乱を招き許されないことから速やかに改善すべきである。 特に、災害対策本部マニュアルにおいて、岐阜県地域防災計画を基準として、発災時の各部、各班の活動を定めるのであれば、各部・各班が災害時という緊急状況下で各担当者の役割を確認することが容易になる記載にしないと、発災時に疑義が生じ、スムーズな行動が行えない可能性に繋がる。 その為、岐阜県地域防災計画については、主体と行うべき内容が容易に峻別できる程度の記載に改善すべきである。 監査人が、他県の地域防災計画をいくつか確認する中で、福島県の地域防災計画については、県の担当部局が本文中にも明示されており担当部局が分かりやすい為、岐阜県地域防災計画を見直す際の参考になると考える。 これらの監査人からの指摘に対し、危機管理部より、「他県の地域防災計画を参考にしながら、県の各部局、県と市町村、関係機関との役割分担を明確にするために、実施主体を明記するよう防災計画の見直し併せて修正する。」との回答を受けている。	措置済	令和5年度	他県の地域防災計画を参考に、県の各部局、県、市町村、関係機関との役割を明確にするために地域防災計画に実施主体を明記し、令和5年3月22日に開催した岐阜県防災会議において岐阜県地域防災計画の修正の承認を得た。	危機管理政策課
意見	第2章／ 第2 危機 管理政策 課	4 所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	「災害予防」の章は、あくまで発災前の活動について記述がなされるところであるが、現状は発災前と発災後の記述が混在しており、具体的に何を行うのかという整理の観点で分かりづらい記述となっている。 発災時の対応の記述は、第3章災害応急対策の項目に記述するなどして、時系列を意識した整理された計画を作成することが望ましい。	措置済	令和5年度	「職員の被災市町村への派遣」について、第2章「災害予防」に記載されていたことから、第3章「災害応急対策」の災害応援要請として整理するなど、意見の趣旨に沿って見直しを行い、令和5年3月22日に開催した岐阜県防災会議において岐阜県地域防災計画の修正の承認を得た。	危機管理政策課
指摘	第2章／ 第2 危機 管理政策 課	4 所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	岐阜県地域防災計画において、担当部局が記載されていない状況となっており、担当部局であるはずの部局が、地域防災計画を具体化する指針に記載されておらず、役割分担を定める為の地域防災計画の意義を失わせる記載となっている。 地域防災計画の策定において担当部局に意見を確認し、具体的な活動を協議した上で、地域防災計画に記載を行うべきである。また、関連する他の計画や指針との整合性を確認するべきである。 なお、同じ危機管理部内の危機管理政策課の担当する計画と防災課が担当する指針ですら整合性に疑念があることから、全庁的な統一については、時間を要するものと思われる。整合性の確認の際には、外部の専門家に協力を求めるなど、意思疎通をしやすい環境の下、作業を行うべきである。	措置済	令和5年度	各部局に対し、岐阜県地域防災計画に記載された役割分担について、他の計画や指針との整合性を確認、役割分担を整理し、令和5年3月22日に開催した岐阜県防災会議において岐阜県地域防災計画の修正の承認を得た。	危機管理政策課
指摘	第2章／ 第2 危機 管理政策 課	4 所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	岐阜県地域防災計画の目次に記載の誤りが存在する。正しい表記に訂正すべきである。	措置済	令和5年度	目次を正しく表記し、令和5年3月22日に開催した岐阜県防災会議において岐阜県地域防災計画の修正の承認を得た。	危機管理政策課
意見	第2章／ 第2 危機 管理政策 課	4 所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	岐阜県地域防災計画の資料編は、発災時において対策に必要な各種資料を集めたものであり、網羅性が重要と考える。各部局が発災時に基準とするマニュアルも資料の一つとして資料編に含めることが望ましい。	措置済	令和5年度	発災時の基準となる以下のマニュアルについても、岐阜県地域防災計画資料編に追加掲載した。 ・岐阜県災害対策マニュアル ・風水害対策マニュアル ・地震対策マニュアル ・大雪対策マニュアル ・林野火災対策マニュアル ・岐阜県孤立地域対策指針	危機管理政策課
意見	第2章／ 第2 危機 管理政策 課	4 所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	岐阜県地域防災計画の資料編に含まれているものの中で、県民への情報提供に役立つ内容については、地域防災計画の資料編として公表するのが望ましい。	措置済	令和5年度	意見の趣旨に沿って、「大規模災害発生状況」、「活火山分布図」、「岐阜県の過去の地震災害状況」などを県ホームページで公表するよう改めた。	危機管理政策課

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第2章／ 第2 危機 管理政策 課	4 所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	災害対策基本法上、都道府県防災会議において会長は知事であることが求められており、国の中央防災会議の運用要領も参考にする限り、同会議は会長の出席は議決をするために必要不可欠とされている。 また、法令上、都道府県防災会議において、会長の職務を代行することが出来るのは「会長に事故があるとき」に限られる。「事故があるとき」とは、事務の正常な運行を妨げるような出来事をいい、例えば、病気、海外出張、死亡等が考えられるとされる(逐条解説 災害対策基本法〔第三次改訂版〕 防災行政研究会編集 117頁参照)。 このような規定からして、法律上、岐阜県防災会議の会長である知事は、会議への出席が必要であったと考える。これまでの欠席は、担当課による出席依頼において、十分な説明がなされていないことにも原因があると考えられるものの、今後において、知事は、「事故があるとき」以外は岐阜県防災会議に出席すべきである。 また、会長不在のまま行われた都道府県防災会議の有効性については、これを明確に判示する裁判例等は監査人が確認した限りにおいては存在しなかったが、都道府県防災会議の会務を総理する会長である知事は、その審議の過程全体への影響力を考慮すれば、会長不在のまま行われた会議の有効性については重大な疑義が生じていると評価せざるを得ない。 なお、その場合においては、岐阜県防災会議で改正等が行われている岐阜県地域防災計画の有効性についても疑義が生じ、同計画に連なる各種防災に関する事業等の根拠等にも重大な疑義が生じることになりかねない。 現状の岐阜県における防災対策が法律に基づく適切な計画に基づくものであることを示す意味でも、速やかに知事が出席する地域防災会議を開催し、現行の岐阜県地域防災計画の内容を承認すべきである。	措置済	令和5年度	令和4年度の岐阜県防災会議について、知事出席により開催した。今後は、適切に日程調整を行い、知事の出席のもとで防災会議を開催する。 (令和4年度防災会議) 日時:令和5年3月22日(水)13:30～13:50 議題:○岐阜県防災会議運営要領の改正(委員の代理出席、書面決議に係る規定整備) ○防災基本計画の修正等に伴う県地域防災計画の修正 同日の会議において、委員の代理出席、書面決議に係る規定を整備した「岐阜県防災会議運営要領」を改正し、明確化を図った。	危機管理政策課
指摘	第2章／ 第2 危機 管理政策 課	4 所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	規程の内容からすると、委員の代理出席が認められていないと考えられ、会議の成立に疑義が生じている。このような問題は、上記の知事の欠席の問題と共に、岐阜県地域防災計画の有効性等にも疑義をもたらすこととなる。 速やかに現在の規程に沿った形での適切な会議を開催するか、岐阜県防災会議の運営要領等を改め、代理出席を認める規定を設けるなど、現実の運用に沿った規程を定めるべきである。 なお、国の防災会議に習うのであれば、委員の代理も否定する必要があると考えるが、法令上は、代理を否定してはいないため、慎重に検討し対応を決めるべきである。	措置済	令和5年度	令和4年度の岐阜県防災会議について、知事出席により開催した。今後は、適切に日程調整を行い、知事の出席のもとで防災会議を開催する。 (令和4年度防災会議) 日時:令和5年3月22日(水)13:30～13:50 議題:○岐阜県防災会議運営要領の改正(委員の代理出席、書面決議に係る規定整備) ○防災基本計画の修正等に伴う県地域防災計画の修正 同日の会議において、委員の代理出席、書面決議に係る規定を整備した「岐阜県防災会議運営要領」を改正し、明確化を図った。	危機管理政策課
指摘	第2章／ 第2 危機 管理政策 課	4 所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	書面決議は、防災会議を招集せずに行う意思決定であり、運営要領第4条の規定に反すると考えられ、具体的な根拠もなく実施することは出来ない。防災会議の運営に関し必要な事項は、防災会議に諮って定める必要があり、書面決議などの運用の在り方について、防災会議において決議方法を定め、今後の開催において決議の有効性に疑義が生じないよう適切な手続が行われるべきである。 なお、知事の会長に関する代理や委員の代理規定、書面開催の規定を定めた他県の運営要綱等について確認したところ、愛知県において、これらの規定を定めた運営要綱が存在しており参考になる。	措置済	令和5年度	令和4年度の岐阜県防災会議について、知事出席により開催した。今後は、適切に日程調整を行い、知事の出席のもとで防災会議を開催する。 (令和4年度防災会議) 日時:令和5年3月22日(水)13:30～13:50 議題:○岐阜県防災会議運営要領の改正(委員の代理出席、書面決議に係る規定整備) ○防災基本計画の修正等に伴う県地域防災計画の修正 同日の会議において、委員の代理出席、書面決議に係る規定を整備した「岐阜県防災会議運営要領」を改正し、明確化を図った。	危機管理政策課
指摘	第2章／ 第2 危機 管理政策 課	4 所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	岐阜県防災会議は、防災の基本となる岐阜県地域防災計画の内容を定める重要な会議であり、県政の沿革に関する文書で特に重要なものと考えられる。後日の改訂の検証等を行う意味でも重要な文書であることから、他県の状況も確認しながら文書の保存期間について検討を行い、適切な保存期間を定め、議事録を保存すべきである。 この点、危機管理政策課からは、現行の文書分類表に従って保存しているとの説明もあったが文書分類表は、そもそも各課が独自に定めた分類であり当該分類の判断そのものが岐阜県公文書規程の趣旨に反した定めになっている可能性もあることを監査人が意見したところ、危機管理課からは「防災会議の決定は、地域防災計画の内容にかかる重要な意思決定であり、後日の改訂や検証に重要な文書となることから、他県の状況を踏まえ、適切な保存期間を設定する。」との回答を受けている。	措置済	令和5年度	他県の状況を踏まえ、文書保存期間を10年に見直し、保存する取扱いに改めた。	危機管理政策課

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
意見	第2章／ 第2 危機 管理政策 課	4 所管する各 種計画に関 する計画の策定 及び実施に関 する業務	岐阜県地震防災行動計画は、県、市町村のみならず、県民、事業者も実施する地震防災対策の施策を取りまとめた具体的行動計画であり、そのような計画の推進を図るための岐阜県地震防災行動計画検討委員会の開催の状況を県民に知らせることは、重要な情報開示である。 ホームページの状況は、少なくとも2年以上もの間、県民目線からして岐阜県地震防災行動計画に対する検討が行われていないとの印象を与えることとなることから、速やかにホームページの内容を更新することが望ましい。	措置済	令和5年度	岐阜県地震防災行動計画検討委員会の取組状況を県ホームページに掲載した。	危機管理政策課
指摘	第2章／ 第2 危機 管理政策 課	5 他部局・他 機関との連携 に関する業務	危機管理マニュアルは、何らかの危機的事態に陥った際の職員等が基準とするマニュアルであり、マニュアルの内容によっては、発災時において何らかの損害が発生した際には、地方自治体に対する国家賠償請求事件において、地方自治体の責任の有無を判断する際の重要な資料となり得るものである(仙台高裁平成30年4月26日判決・大川小学校児童津波被災国家賠償事件控訴審判決参照)。 また、そのような危機管理マニュアルを改訂の際に、どのような事情を考慮して改訂を行ったのか、どのような事情を想定して改訂を行ったのかは重要な記録であり、危機管理の専門部局である危機管理政策課のアドバイスは重要な記録となる。 仮に、具体的なアドバイスがなかったにせよ、指導助言を行った以上、適切なマニュアル改訂が行われたかどうかを検証するためにも、助言・指導の内容を文書により記録すべきである。	措置済	令和5年度	令和4年度に行った助言指導内容について、記録し整理した。 今後も、助言・指導内容を文書により記録する。	危機管理政策課
意見	第2章／ 第2 危機 管理政策 課	5 他部局・他 機関との連携 に関する業務	危機管理関係機関情報交換会においては、重要な関係機関との情報交換を行う場であり、互いに交換された情報の内容を記録することは重要である。情報交換としてどのような情報が取り交わされたかを文書によって記録するのが望ましい。	措置済	令和5年度	令和5年度以降、情報交換内容を文書により適切に記録する。 (令和5年7月11日に開催した情報交換会では、会議内容を文書に記録した。)	危機管理政策課
意見	第2章／ 第2 危機 管理政策 課	6 原子力防災 ネットワークシ ステム	テレビ会議システムは原子力防災における重要な防災備品である。付属の操作用リモコンは、システム本体の使用そのものが出来なくなってしまうのではないが、付属品が紛失している時点で、普段の管理体制が適切ではないこととなる。 管理業者の報告書に紛失の記述がなされているのは、実際には紛失していないとしても客観的資料からは紛失したと評価される恐れが高い。そもそも業者の点検の際に、担当職員が関与していないことがこのような報告書の原因であるが、紛失が疑われる際には、業者が担当者に確認を求めるなどの対応をすることで、容易に確認が可能であり、業者の点検時の職員の立会若しくは業者の点検時の職員への確認のルールなどを見直すことが望ましい。	措置済	令和5年度	点検には担当職員が立会うことを係内で徹底するとともに、点検業者に対して、令和5年4月7日に、定期点検には担当職員が立ち会うこと及び不明な点があれば、業者から担当者に確認するよう周知徹底した。	危機管理政策課
意見	第2章／ 第2 危機 管理政策 課	7 岐阜県防災 情報通信シス テム	衛星可搬局は、大地震等により電話回線等が使用できず、庁舎に設置された備え付けの防災行政無線すら地震等で破壊され使用できないような場合に、庁舎外に持ち出して使用することが想定されている。 このような極限的な場面では、衛星回線を用いた情報のやり取りが、正確な現地情報の把握に役立ち、災害対応において本庁の指示を伝えることにつながることを、非常に重要な防災備品の一つと考えられる。 しかし、極限的な状況であることから、そもそも防災担当職員が被災等により不在となる可能性が存在する。そのような極限的な場合においても、防災担当職員以外の者によって緊急時に運用が可能となるように、防災担当職員以外の者が衛星可搬局の存在や保管場所を把握できるように、普段から職員に周知し、防犯の観点にも留意しながら発災時に持ち出しやすい場所に保管することが望ましい。	措置済	令和5年度	当該機器の保管場所、操作方法を防災担当者以外の職員にも周知し、運用可能とするため、年度当初に実施する当該機器の操作説明会に担当者以外の職員も参加するよう通知し、担当者以外の参加を得て説明会を実施した。 また、機器の保管場所については、災害時にも容易に搬出できる場所、保管状況であることを確認するとともに、各県事務所内で情報共有した。	危機管理政策課
意見	第2章／ 第2 危機 管理政策 課	7 岐阜県防災 情報通信シス テム	衛星可搬局は、様々な通信設備が使用できなくなった際の最終的な通信手段となり得る為の機器であることからすると、大地震や大きな被害をもたらす風水害が発生した際などに始めて必要となりうる機器であると考えられる。 その際、保管場所とされる場所が、大地震や大雨で被害が想定しうる場所に保管しては利用が出来なくなる可能性があることから、設置場所については、大規模災害を想定しても可能な限り利用可能な場所に保管するのが望ましい。	措置済	令和5年度	当該機器の保管場所については、該当する各県事務所等へ確認した結果、西濃県事務所以外は、浸水の影響を受けない場所に保管されていることを確認した。 西濃県事務所については、庁舎内で浸水の影響を受けない保管場所を検討し、令和5年5月に庁舎5階倉庫への移動を完了した。	危機管理政策課

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第2章／ 第2 危機 管理政策 課	8 防災訓練	防災訓練は、災害発生時等の緊急時において有効な災害対応や災害復旧活動を行う為には必要不可欠な活動である。非常時においても、各担当部局の役割が定められているものの、それらの担当部局における防災訓練が行われていないと、発災時に防災計画が有効に機能しない恐れがある。 防災訓練そのものは、各担当部局が独自に行うと定めたとしても、全庁的な防災への取組が適切に進められているかどうかを確認する必要がある。最低限、各部局がどのような防災訓練を行っているかを防災施策全体の調整・管理を担う担当課が把握する必要がある。 危機管理政策課と防災課は、各部局に対して、毎年どのような防災訓練が行われているか、民間団体との協定に基づく訓練が実施されているか等を確認すると共に、地域防災計画等に従った活動に備えた防災訓練が行われていない担当課が存在する場合は、適切に実施することを指導すべきである。 これについては、防災課より、当初は「防災課が把握しなければならない法的な根拠をお示しください。」との質問が投げかけられるなど、把握に消極的な姿勢が見られたが、最終的には、「地域防災計画の実行体制の確認のため、防災課において、年度当初に、他部局が実施している訓練や協定に基づく訓練について、当年度の計画と前年度の結果を照会し、全容を把握する。」との回答がなされている。	措置済	令和5年度	他部局が実施する自然災害に関する防災訓練や民間団体との協定に基づく訓練について、4月28日に各部局の訓練計画を照会した。 今後は半期ごとに実施状況について報告を受け、その都度、部局に対して訓練の進め方について必要な助言や指導を行う。	防災課
指摘	第2章／ 第2 危機 管理政策 課	8 防災訓練	防災訓練の実施とアンケートの回収のみで、その結果について報告書等により整理・記録化をしないのであれば、防災訓練がどのように行われ、そこでどのような成果や反省が得られたかを客観的に検証することはできない。 これまで行われてきた防災訓練によって浮かび上がった課題や問題点等の記録化は、国の総合防災訓練大綱が求める、訓練の客観的な分析・評価の実施や計画的・体系的訓練の推進の為には、必要不可欠である。 特に、今後、新しい課題等が発生した場合に、それらの課題に対応する訓練が過去に行われたかどうかによって、今後の防災訓練の見直しを行うことができるが、過去の蓄積が検証できないのでは、それまで実施した訓練も活かすことも出来ない。 事前の計画どおりに防災訓練を実施したかどうか、防災訓練において見つかった課題が何であり、その対策としてはどのような取組が必要かを、報告書等の書面で記録化したうえで、今後の防災訓練等に活かす取組を行うべきである。 なお、このような指摘については、防災課より「防災訓練は、被害情報等の収集・伝達、対処方針や応急対策の立案、広域受援の調整など、災害が発生した場合に備えた手順等を確認するために行っており、報告書を作成することに主眼はおかれていません。」との意見が述べられ、今後の報告書作成についての意向が当初は確認されなかったが、最終的には、「防災訓練は、災害対策マニュアルがうまく機能を発揮するのかを検証し、見直し、改善につなげている。新県庁舎へ移転後の令和5年1月18日の訓練では、約300人の参加者のアンケートを集計し、課題の抽出とその対応について、整理し記録している。」とし「今後は、実施計画と異なり実際に生じた課題等を記録、保存し、後日の検証が可能な状態として、その後の防災訓練に活かすよう取り組んでいく。」との回答を受けている。	措置済	令和5年度	令和5年1月18日の新県庁舎移転後の訓練において約300人の参加者のアンケートを集計するなど、課題の抽出とその対応について整理し記録した。 今後も後日の検証が可能となるよう、実施結果を参加状況、課題と対応について記録・保存し、その後の防災訓練に活かすよう取り組みを実施する。	防災課
意見	第2章／ 第2 危機 管理政策 課	8 防災訓練	緊急初動特別班員は、緊急時に対応を求められる職員であり、毎年の訓練は必要不可欠である。仮に他の業務等の事情等を考慮するとしても、指定される全員が訓練に参加することが望ましい。	措置済	令和5年度	今後は課長級以上の職員も含め、緊急初動特別班の全員を訓練に参加させる。	防災課

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
意見	第2章／ 第2 危機 管理政策 課	8 防災訓練	防災ハザードマップ等を確認する限り、岐阜県庁周辺の洪水浸水想定区域図(計画規模)では、最大3メートルの浸水が想定され、洪水浸水想定区域図(想定最大規模)では、最大5メートルの浸水が想定されている。 浸水継続時間も72～168時間と最大1週間が想定されている。 また、地震の際には、液状化が懸念される場所であり、大地震の際には、県庁そのものが地震に耐え切れたとしてもライフラインが切断され、周辺道路が一時期使用困難等になる可能性も懸念される。 この場合、県庁そのものが利用できなくなる可能性も懸念されるところであるが、そのような事態になった場合に実際に、どのように臨時に災害対策本部を移転するかどうかも含めた事前の訓練が必要と考える。 なお、県庁が被災した事態に備えた防災交流センターは、岐阜県庁が直線距離にして約1Kmしか離れておらず、県庁が被災し、ライフラインが切断等された状況においては、防災交流センターそのものが機能する為のライフラインも寸断されることが想定される。 これまで県庁が豪雨災害や複合的災害によって被災したことを想定した総合防災訓練や図上訓練が実施されていないというのであれば、新県庁舎の機能を踏まえ、専門家からの訓練の必要性や訓練方法について意見を踏まえ、災害対策本部の移設を想定した具体的な訓練を計画し、実施することが望ましい。	措置済	令和5年度	※防災課対応	危機管理政策課
						R5は複合災害を想定した訓練を行った。	
指摘	第2章／ 第3 防災 課	5 各種連携	アマチュア無線による災害時情報伝達に関する協定に基づき、毎年1回、リーダーハムの名簿を県に提出させるべきである。 【改善報告】 担当課は、令和5年2月15日、リーダーハムの名簿を受領しており、改善がなされたことから改善報告とする。	措置済	令和5年度	【改善報告済み】	防災課
指摘	第2章／ 第3 防災 課	5 各種連携	災害時における消防水等の供給支援協力に関する協定に基づき、毎年1回、給水訓練をするか、あるいは、毎年1回の給水訓練が必要ないのであれば、必要に応じて給水訓練以外の訓練で代替できるよう協定の見直しを図るべきである。	措置済	令和5年度	給水訓練の実施ではなく、支援要請の手順を相互に確認する訓練に協定を見直した。	防災課
意見	第2章／ 第3 防災 課	5 各種連携	平成16年度以降の協定について不備が生じている可能性があるため、他部局にも注意喚起を促し、適切な運用となるように働きかけを行うことが望ましい。	措置済	令和5年度	4月28日に他部局に対して不備が生じないよう注意喚起を促し、今後の適切な運用について働きかけた。	防災課
意見	第2章／ 第3 防災 課	5 各種連携	予算措置を講じて鹿児島県との連携を強化する取組をしている以上、地域防災計画などにおいて連携について記載するのが望ましい。	措置済	令和5年度	鹿児島県との連携について地域防災計画に記載した。	防災課
指摘	第2章／ 第3 防災 課	6 システムに関する業務	岐阜県被害情報集約システム運用・保守業務における検査調書の必要的記載事項について、正確に記載すべきである。	措置済	令和5年度	検査調書など会計書類を作成する際には、正確な記載を行うよう注意するとともに、決裁者も確実にチェックするよう職員に周知した。 今後は、必要記載事項に誤りがないよう確認を徹底する。	防災課
指摘	第2章／ 第3 防災 課	7 補助金に関する業務	岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金に係る事業確認調書の必要的記載事項について、正確に記載すべきである。	措置済	令和5年度	事業確認調書など会計書類を作成する際には、正確な記載を行うよう注意するとともに、決裁者も確実にチェックするよう職員に周知した。 今後は、必要記載事項に誤りがないよう確認を徹底する。	防災課
指摘	第2章／ 第3 防災 課	7 補助金に関する業務	岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金の完了確認においては、報告書等の書類の審査が予定されていること、補助金交付要綱上、完了確認が実績報告書の提出を受けた場合に行うものとされていることを踏まえ、完了確認は、実績報告書の提出を受けてから行うべきである。 なお、実績報告書の提出が令和4年度であることから、予算支出も令和4年度予算で支出すべきと考える。	措置済	令和5年度	指摘のあった実績報告書の提出期限については、令和5年度の補助事業実施に向けて要綱の見直しを行った。 今後は実績報告書に基づき完了検査を実施する。	防災課

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第2章／ 第3 防災課	7 補助金に関する業務	岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金交付要綱における実績報告書の提出期限の定めによると、契約の属する年度の末日までに、完了確認をすることができない事態が生じるため、要綱を改めるべきである。 なお、防災課が所管する岐阜県ライフライン保全対策事業費補助金交付要綱においては、実績報告書の提出期限について、「補助対象事業の完了の日(廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。)」から起算して30日を経過した日又は当該補助対象事業の完了の日の属する年度の3月20日のいずれか早い日とする。」「(第8条2項)」とされており、完了確認をするための期間が設けられており参考となる。	措置済	令和5年度	指摘のあった実績報告書の提出期限については、令和5年度の補助事業の実施に向けて類似補助金の交付要綱を参考に見直した。	防災課
指摘	第2章／ 第3 防災課	7 補助金に関する業務	岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金の実績報告書には、「事業着手年月日」宛記載の着手年月日を確認することができる資料を添付させるべきである。	措置済	令和5年度	各市町村に要綱改正を通知する際に、実績報告書記載事項の根拠となる契約書、検査調査等の掌証資料を実績報告書に添付するよう周知した。	防災課
意見	第2章／ 第3 防災課	8 人材育成等	危機管理部研修については、防災に携わる職員が防災に対する専門知識を習得するために必要な研修である。部内全体や部外の対象職員の研修受講率を確認する為にも、出席の有無を確認することが望ましい。	措置済	令和5年度	※防災課対応	危機管理政策課
						R5研修から出席者を把握した。	防災課
指摘	第2章／ 第3 防災課	8 人材育成等	受講予定者に対して実際の受講者が半数以下であり、受講率が低いと評価せざるを得ない。当該研修には、1日に154万円もの公費が支出されており、実際の受講者数に換算すれば1人10万円以上の支出である。研修費用としてみれば、支出額が一般的な研修と比較して非常に多額であり、そのような高額の研修費用をかける以上は、最少の経費で最大の効果を挙げるためにも、受講者の参加は必要不可欠である。 受講予定者の多くが多忙であるにしても、研修の内容からすれば実際の研修に参加して始めて有意義な研修となると考えられるのであり、可能な限り多くの職員が参加するべきである。 また、欠席した者に対して、後日、資料を渡して独学させるのであれば、レポートの提出を求めるなど、欠席者の学びを確保する対策をとるべきである。	措置済	令和5年度	令和5年度以降は、講習運営を外注しない。 また、講習や研修により多くの職員に参加してもらうよう各所属への声掛けやメールによる周知等を実施する。	防災課
意見	第2章／ 第3 防災課	8 人材育成等	防災課として、少なくとも、公費で防災士の資格を取得した職員については把握するのが望ましい。	措置済	令和5年度	公費で防災士を取得した職員の調査を実施した(R5.4.17付)。	防災課
意見	第2章／ 第3 防災課	9 デジタル版災害・避難カードに関する業務	災害・避難カードの普及は、住民自身による適切なタイミングでの避難を促すために重要な取り組みであり、岐阜県国土強靱化計画においても同カードの作成の推進が明記されるなど、岐阜県としても強く作成を推進する取組である。 その意味で、デジタル版「災害・避難カード」について、より広く利用を促すことが重要であり、利用の呼びかけに対し、どの程度の利用があったかを確認するのは事業の進捗を確認する為には必要不可欠な情報である。 なお、ホームページそのもののアクセス数は、実際にカードを作成した数とイコールではなく、特に災害・避難カードの作成には、簡易版だけでも5分、通常版で15分の作成時間を必要とする為、監査人として、ホームページの全体のアクセス数のみでは、作成数を推測することは困難と考える。 既に814万円もの費用をかけて作成したホームページであるが、最終ページのアクセス数すら確認出来ない仕様であったことは非常に残念であり、今後新たにホームページ等を作成するにあたっては、作成の目的を踏まえ、予算にも配慮しながら、カードの作成数や辿り着いたページへのアクセス数など、利用数が確認出来る情報が得られる仕様によりホームページを作成するのが望ましい。	措置済	令和5年度	家族や各地域で行われる防災研修などにおいて、多数の者で1台のパソコン利用して作成する場合など、利用者数が作成数とかけ離れることも考えられるが、目安的な指標としてカードの作成数を把握した。	防災課

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
意見	第2章／ 第3 防災課	10 災害対策本部	自治体の規模や災害の規模によって、県による支援の要否は異なり、特に小規模自治体であれば、対応職員そのものが少ないこともあり、システムの入力状況にも大きな差があるように、県からの支援職員を必要とする状況がある。 小規模な市町村は、県の窓口情報や備蓄品の情報などは、十分に確認していない状況も存在することが懸念されるため、発災時においては、県の職員は、現場のニーズを丁寧に聴取するなどの配慮を行うことが望ましい。	措置済	令和5年度	引き続き、各市町村の意見も聞きながら、情報連絡員や災害マネジメント支援職員の適切な派遣に努める。	防災課
指摘	第2章／ 第3 防災課	10 災害対策本部	各地の県事務所が作成する支部計画について、安全性に疑念等が生じた際には、指導・助言する立場にある防災課は、適切な計画が作成されているかを確認し、適切な支部計画となるよう指導・助言すべきである。	措置済	令和5年度	各県事務所から支部計画の提出を受け、支部計画の内容を確認のうえ、必要となる適宜指導・助言した。	防災課
意見	第2章／ 第4 消防課	9 救急振興財団費	県が名古屋市(救急救命研修所)に対し無償貸与する物品について、当該物品購入額に相当する金銭負担が他の県及び研修生の人数等に照らして相当であるか否かを判断できるようにするために、名古屋市との間で県が負担すべき金額に関する取り決めをし、文書にしておくことが望ましい。 なお、令和5年度からは、現物貸与ではなく、研修生1人あたりの費用を算出の上、費用負担で経費負担する予定とのことである。	措置済	令和5年度	令和5年度から現物貸与ではなく、研修生1人あたりの費用を定め、養成人数に応じた額を負担することとした。	消防課
指摘	第2章／ 第5 岐阜県防災交流センター	1 岐阜県防災交流センターの概要	岐阜県災害対策マニュアルによれば、防災交流センター宿舎入居者は、一律緊急初動特別班として自動指定されることとなるため、本来であれば幹部職員もまた、緊急初動特別班に指定すべきである。 なお、幹部職員も自動指定するとの結論は、実際の発災時に幹部職員がどのような役割を担うべきかによっては、緊急初動特別班の役割との調整が必要とも考えられる。 その為、緊急初動特別班の役割を確認したうえで、幹部職員も他の職員と同様に緊急初動特別班の一員とするのか、他の活動に従事すべきと判断するのであれば、緊急初動特別班の指定に関する規定を見直し、発災時の対応に沿った規程等を定めるべきである。	措置済	令和5年度	幹部職員の取り扱いについて、規程を見直した。	防災課
指摘	第2章／ 第5 岐阜県防災交流センター	3 公の施設の設置目的に即した施設の運営	現在、県民の防災知識の向上を図るための研修の計画はされておらず、また、県が実施した研修は1件のみである。今後も、岐阜県防災交流センターについて、研修を行う施設と位置づけるのであれば、施設の設置目的に照らして、計画的に研修を実施すべきである。	措置済	令和5年度	健康福祉部(福祉防災等)や教育委員会(学校防災等)にも防災交流センターの活用(研修実施)を促しながら、計画的に研修を実施した。	危機管理政策課 →防災課
意見	第2章／ 第5 岐阜県防災交流センター	3 公の施設の設置目的に即した施設の運営	今後も、岐阜県防災交流センターについて展示を行う施設と位置づけるのであれば、施設の設置目的に照らして、計画的に展示の見直しをすることが望ましい。	措置済	令和5年度	令和4年6月に展示内容の見直し	危機管理政策課
指摘	第2章／ 第5 岐阜県防災交流センター	3 公の施設の設置目的に即した施設の運営	県民の防災知識の向上を図るための展示を行う施設であるから、展示の見直しは重要な事務であり、展示の見直しに関する決裁資料等文書を作成すべきである。	措置済	令和5年度	令和4年6月に行った展示物の見直しについて、記録にまとめ整理した。	危機管理政策課
意見	第2章／ 第5 岐阜県防災交流センター	3 公の施設の設置目的に即した施設の運営	公の施設は、住民の利用に供する施設であり、来館者数は公の施設が施設の設置目的に沿った運営がなされているかを判断するために必要となる基本的な数値である。施設の設立趣旨から、県が従来行っていた災害研修と同程度の教育の場となるよう、利用用途は防災知識の普及・啓発に関するものに限定し、また有事の際には災害対策本部の拠点として使用することから、利用対象者を限定した運用を行っていることを踏まえても、今後は、来館者数を意識することが望ましい。	措置済	令和5年度	令和4年度から新たに県主催の住家被害調査員研修(8/23,8/30,11/9,11/10)を行うなど、有効活用のための取り組みを行った。	危機管理政策課
指摘	第2章／ 第5 岐阜県防災交流センター	4 施設(会議室)の利用	利用団体数、利用実績数ともに低調で有効活用がなされていないため、有効活用がなされるよう、改善を図るべきである。 【改善報告】 令和4年度は住家被害研修会(8月23日、30日、11月9日、11月10日)及び岐阜市と連携した周辺住民対象の防災講座(10月30日)が新たに行われ、今後は防災・減災センター等の関連機関と連携した研修を行っていくなど、既に改善に着手している。	措置済	令和5年度	令和4年度から新たに県主催の住家被害調査員研修(8/23,8/30,11/9,11/10)、岐阜市と連携した防災講座(10/30)を行うなど、有効活用のための取り組みを行った。	危機管理政策課
指摘	第2章／ 第5 岐阜県防災交流センター	4 施設(会議室)の利用	従前の会議室の利用について地方自治法の規律を前提に必要な措置を講ずるとともに、会議室の貸出について規律したと認めるのが相当な「岐阜県防災交流センター会議室貸出要綱」は改定するなど適切に対応すべきである。	措置済	令和5年度	県が主催又は他者と共同で実施する防災知識の普及啓発に関する講座及びこれ以外の目的で県が主催又は他者と共同で実施する行事(県が主催者の主体の一員である場合に限り)に使用を認める運用とした。 また、従来の貸出要綱は廃止し、前記の後段に掲げる施設設置目的以外の利用については、目的外使用許可手続きを確実にを行うことを明確にした新たな運用方針を決定し、施設を適切に管理していくこととした。	危機管理政策課

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第2章／ 第5 岐阜 県防災交 流セン ター	4 施設(会議 室)の利用	県の機関の防災研修以外の利用については、目的外使用許可の手続を適切にすべきである。	措置済	令和5年度	管財課の助言を踏まえ、R5年度の目的外許可申請にあたっては、事務室を使用する2つの団体名による申請とするよう岐阜県消防協会を指導し、令和5年1月11日に連名による許可申請書を受理し、令和5年3月31日に許可した。	危機管理政策課
意見	第2章／ 第5 岐阜 県防災交 流セン ター	4 施設(会議 室)の利用	会議室の利用変更等の手続について、明確化することが望ましい。	措置済	令和5年度	会議室の使用方針及び手続きを整理した。	危機管理政策課
指摘	第2章／ 第5 岐阜 県防災交 流セン ター	4 施設(会議 室)の利用	公の施設の開館情報は住民にとって重要な情報であるから、正しく情報を提供すべきである。	措置済	令和5年度	ホームページを修正済み。(R4.6.9)	危機管理政策課
指摘	第2章／ 第5 岐阜 県防災交 流セン ター	4 施設(会議 室)の利用	ホームページの更新に関する決裁手続に際しては、更新日も含め、正確に処理すべきである。	措置済	令和5年度	ホームページ更新日は修正済み。(R4.6.9)	危機管理政策課
指摘	第2章／ 第5 岐阜 県防災交 流セン ター	4 施設(会議 室)の利用	岐阜県防災交流センター管理規則3条2項適用の要件である開館時間変更の必要性の内容や、同項を適用して開館時間を変更したことが、決裁文書上明らかではない。要綱に従えば、時間外の利用は認められないところ、利用者の事情により要綱の規律に反してでも変更を認めたのであればどのような事情で認めたのか記録が必要である。適切に公文書を作成すべきである。	措置済	令和5年度	開館時間を変更する必要がある場合は、管理規則3条2項適用の要件である開館時間変更の必要性の内容や、同項を適用して開館時間を変更したことを決裁文書上で明確にするよう関係職員へ周知した。	危機管理政策課
意見	第2章／ 第5 岐阜 県防災交 流セン ター	4 施設(会議 室)の利用	公の施設は、住民の利用に供する施設であるから、開館時間を変更するのであれば、あらかじめ、ホームページ等において対外的な周知を行うことが望ましい。	措置済	令和5年度	開館時間や開館日の変更が必要な場合は、ホームページへの掲載など、適切な方法で周知するよう関係職員に周知した。	危機管理政策課
指摘	第2章／ 第5 岐阜 県防災交 流セン ター	4 施設(会議 室)の利用	会議室の利用を承認した時刻と利用者への鍵の貸出時刻に大幅なずれがあり、鍵の管理及び会議室の利用時間の管理が不適切であることから、鍵の管理及び会議室の利用時間の管理を適正にすべきである。	措置済	令和5年度	準備行為も利用時間に含めることを申請者に説明するとともに、9月8日に施設管理業者に対して、指示書により利用申請時間前の鍵の貸出は行わないことを徹底した。	危機管理政策課
指摘	第2章／ 第5 岐阜 県防災交 流セン ター	6 目的外使用 許可	行政財産が権限なく占有された場合には、本来であれば目的外使用許可の対価である使用料が発生する場所であるか否かを問わず、損害賠償請求権を取得することになると考えられるから、事実関係を確認の上、適切に対応すべきである。	措置済	令和5年度	令和4年8月9日に所有者である岐阜県消防設備協会の職員に対して速やかに撤去するよう指示し、8月19日に現地に撤去が完了していることを確認した。 施設管理の監督不行き届きがあったことから、今後は施設管理業者の見回り等で異常があれば即座に報告を受けるなど、施設の管理・監督を徹底した。	危機管理政策課
指摘	第2章／ 第5 岐阜 県防災交 流セン ター	6 目的外使用 許可	行政財産の無権限での利用が確認されており、決して処理に係る事案が軽微とはいえない。岐阜県公文書規程に則り、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう書類を作成すべきである。	措置済	令和5年度	口頭指示と撤去の状況を記録し整理した。	危機管理政策課
指摘	第2章／ 第5 岐阜 県防災交 流セン ター	6 目的外使用 許可	管財課の見解を前提とすると、申請書に記載がない団体は処分の名宛人となっておらず、当該区域を使用する権利が付与されていないため、使用料を支払うことなく無断で行政財産を利用していた、あるいは、申請書に記載がある団体が、当該区域を使用させていたと評価することが相当である。過去の利用について、事実関係を確認の上で適切に対応するとともに、目的外使用許可の事務を適切に行うべきである。	措置済	令和5年度	管財課の助言を踏まえ、R5年度の目的外許可申請にあたっては、事務室を使用する2つの団体名による申請とするよう岐阜県消防協会を指導し、令和5年1月11日に連名による許可申請書を受理し、令和5年3月31日に許可した。	危機管理政策課
指摘	第2章／ 第5 岐阜 県防災交 流セン ター	7 物品の管理	行政財産である会議室の管理を適切に行うべきである。 【改善報告】 消防課に対して段ボールの撤去を指示しており、既に改善が図られた。	措置済	令和5年度	使用者(消防課)に対して段ボールの撤去を指示し、撤去が行われた。 今後は適切な管理に努めていく。	危機管理政策課
指摘	第2章／ 第5 岐阜 県防災交 流セン ター	7 物品の管理	寄付採納をうけたのであれば、寄付採納の手続をすべきである。	措置済	令和5年度	物品の寄付採納を受ける際の会計規則上の手続きを職員に周知した。今後は、寄付採納を受けた際は、適正な手続を行う。	消防課

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第2章／ 第5 岐阜 県防災交 流セン ター	7 物品の管理	寄付採納の手続は会計規則上求められている手続であり、決して軽微な事案ではない、適切に公文書を作成すべきである。	措置済	令和5年度	物品の寄付採納を受ける際の会計規則上の手続きを職員に周知した。今後は、寄付採納を受けた際は、適正な手続きを行う。	消防課
指摘	第2章／ 第5 岐阜 県防災交 流セン ター	7 物品の管理	物品を適切に管理すべきであり、所有関係を明らかにした上で、県所有のテレビでない場合には、所有者に対して撤去を求めるべきであり、県所有のテレビであれば廃棄等会計規則に則り適切に対応すべきである。	措置済	令和5年度	備品シールが貼られていないことから、不用決定なされたが処分されないまま放置されたと推測されるため、適切に処分した。(4月21日処分)	危機管理政策課
指摘	第2章／ 第5 岐阜 県防災交 流セン ター	8 契約関係	発注者である県が受注業者の労働者である駐在管理人に対して直接指示をすることは、偽装請負と評価されかねないことから、適切に仕様書の内容等を改めるべきである。	措置済	令和5年度	仕様書中、業務指示の相手が明確となっていない部分については、受注者への指示であることを明記するよう見直しを行い、令和5年度維持管理業務委託の入札公告から摘要した。	危機管理政策課
指摘	第2章／ 第6 清流 の国ぎふ 防災・減災 センター	4 負担金	防災・減災センター運営事業負担金に係る収支決算書だけでは支出が適正になされているかどうかを判断することができないため、経費に係る支払関係書類等も提出させるべきである。 もっとも、年間の支払関係書類は膨大な量となるため、上記要綱に従った運用が実態にあわないのであれば、上記要綱を、実態に即して改訂すべきである。	措置済	令和5年度	職員が、事業内容や会計書類を現地において確認できるよう要綱を見直した(R5.3.28)。	防災課
意見	第2章／ 第6 清流 の国ぎふ 防災・減災 センター	5 物品の所有 関係	岐阜県の負担金により購入され、専ら清流の国ぎふ防災・減災センターが使用する物品が、岐阜大学の所有物として管理されている状態である。 清流の国ぎふ防災・減災センターに法人格がないことがその理由とされているが、実質的に岐阜県の支出により取得した物品であるし、「清流の国ぎふ 防災・減災センター運営要綱」第5条において、同センターの運営に係る経費は県と岐阜大学が等分の負担をすることが基本とされていることからしても、清流の国ぎふ防災・減災センターの使用に供するために取得した物品が当然に岐阜大学の所有物となることには違和感がある。 物品の内容を見てみると、上記インフォメーションディスプレイなど、岐阜県の他部署においても利用可能と思われる物品が含まれていることから、少なくとも、消耗品以外で将来的に岐阜県の他部署において利用する可能性のある物品については、岐阜県において購入し、岐阜大学に貸与する形を検討することが望ましい。	措置済	令和5年度	清流の国ぎふ防災・減災センターが使用する備品については、県有備品の貸与により適切な管理を実施する。	防災課
意見	第2章／ 第6 清流 の国ぎふ 防災・減災 センター	6 調査研究	清流の国ぎふ防災・減災センターの事業である調査研究について、岐阜県が積極的に関与しているとはいえない状況である。 同センターの事業として行われるべき調査研究は、「行政と研究機関が一体となった」防災・減災に関する実践的調査研究であるから(「清流の国ぎふ 防災・減災センター設置に関する協定書」第2条(3))、岐阜県は、同センターの調査研究の対象について要望を出すなどして積極的に関与することが望ましい。	措置済	令和5年度	月例会議等の場を活用しながら、調査対象研究について協議する。	防災課
意見	第2章／ 第6 清流 の国ぎふ 防災・減災 センター	7 事業実績の 記録化	今後の事業計画の前提として実績の記録化が必要であること、また、担当者の交代などがありうることからすれば、助言内容についても記録化することが望ましい。	措置済	令和5年度	令和5年度から助言内容を記録する。	清流の国ぎふ防災・減災センター(防災課)
意見	第2章／ 第6 清流 の国ぎふ 防災・減災 センター	8 ウェブサイ ト	「清流の国ぎふ防災リーダー育成講座(入門編)」の受講案内が適切に表示されておらず、受講を検討する人にとっても親切ではないため、修正することが望ましい。 また、防災士養成講座について、岐阜県内の一部市町でも受講できる場合がある旨の案内をすることが望ましい。	措置済	令和5年度	分かりやすい適切な案内に見直した。	防災課
意見	第2章／ 第7 防災 航空セン ター	7 備品管理台 帳	備品管理台帳は、保管場所の記載とともに、対象備品の写真が添付された内容となっており、一見して対象備品を判別することができ、現物実査を容易にするものとなっている。 よりよい内容とするため、備品のうち救護器具や自己確保器具などについて、「備考(耐用期限等)」の記載欄に耐用年数を記載することが望ましい。	措置済	令和5年度	令和5年3月中旬に消防航空隊員に依頼し、安全管理の為に耐用期限を明示すべき備品119点について3月末までに備品管理台帳に記載した。	防災航空センター(防災課)
指摘	第2章／ 第7 防災 航空セン ター	8 不用品の処 分	「廃棄予定 使用不可」とのシールの張られた物品について、将来的に使用する予定があるのであれば、「廃棄予定 使用不可」との誤解を与えるシールを張って管理をするべきではない。 【改善報告】 現在は、シールをはがしたうえで、管理担当者と現場整備士との間で、情報の共有がなされた。	措置済	令和5年度	【改善報告済み】	防災航空センター(防災課)

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
意見	第2章／ 第8 岐阜 県広域防 災セン ター	4 施設の運営	不特定多数の者が出入りする公の施設においては、施設内の鍵について、鍵の管理簿を作成することが望ましい。 【改善報告】 監査人からの意見を受けて、令和5年2月20日に、施設内の個別の鍵の管理簿も作成し、今後は管理簿により管理を記録するとのことであり、改善報告とする。	措置済	令和5年度	【改善報告済み】	防災課
指摘	第2章／ 第8 岐阜 県広域防 災セン ター	4 施設の運営	遺失物の管理について、ヒアリングによれば、過去、2、3年保管されていたものを処分したことがあった。また、警察への届け出はしていないことから、遺失物法及び管財課の定めた遺失物取扱要領に則った処理をすべきである。	措置済	令和5年度	令和5年1月に、県の遺失物取扱要領を関係職員に改めて周知した。 今後は、同要領に基づき適切に対応する。	防災課
指摘	第2章／ 第8 岐阜 県広域防 災セン ター	4 施設の運営	公の施設である岐阜県広域防災センターの開館日や開館時間の変更は、事務の実施というより、実施計画や方針に類する事項と考えられる。管理規則第2条2項、第3条2項に基づき開館日や開館時間を変更する場合には、少なくとも部長決裁を受けるべきである。	措置済	令和5年度	開館日や時間の変更に際し、部長決裁を受けた。	防災課
指摘	第2章／ 第8 岐阜 県広域防 災セン ター	4 施設の運営	利用者の需要や属性に応じて、施設内にある資源を連結した防災プログラムが策定されていないため、岐阜県広域防災センターにおいて、どのようなプログラムを受けることができ、これによって、どのような防災に関する効果が得られるのかが明確でないことから、利用者の属性に応じた防災プログラムを策定し、県民の防災知識向上を図るべきである。	措置済	令和5年度	子ども、家族連れ、障がい者、消防関係者など利用者の属性に応じた防災プログラム(見学コース、体験コース)を策定した。	防災課
意見	第2章／ 第8 岐阜 県広域防 災セン ター	4 施設の運営	ホームページは、施設の魅力を伝え、来館へと繋げる重要なツールである。施設の利活用を目指すのであれば、フロアガイド、イベントの案内、見学予約、アクセスが一覧できるようにホームページとすることが望ましい。また、プログラムを複数策定した上で、ホームページ上において、どれ位の時間で、どのような体験ができ、どのような効果が期待できるかについても明示することで、来館へと繋げることが望ましい。例えば、静岡県地震防災センターのホームページでは、以下のとおり、「フロアガイド」、「イベント・学習」、「知る・学ぶ・調べる」の項目分けが分かり易く、「見学予約」の項目では、見学コースと所要時間が明示されており、参考になる。	措置済	令和5年度	来館者が分かりやすいホームページとなるよう更新した。	防災課
意見	第2章／ 第8 岐阜 県広域防 災セン ター	4 施設の運営	防災教育に対する需要は高く、岐阜県広域防災センターが果たすべき役割は重要である。岐阜県広域防災センターは、魅力的な企画を立案して来館を促し、もって県民の防災知識の向上を図ることが望ましい。 今回の企画は、水害コンテンツの充実など目的意識をもった企画があり、消防学校や関係団体と協働した魅力的な事業として評価できる。岐阜県広域防災センターは、消防学校が隣接しており、防災教育を行える人材や設備を調達しやすい環境にあることはメリットであることから、企画立案に当たっては、消防学校等の関係機関と協働した企画が望まれる。	措置済	令和5年度	引き続き、消防学校等と協力し企画立案する。	防災課
指摘	第2章／ 第8 岐阜 県広域防 災セン ター	4 施設の運営	アンケートは、事業評価や事業改善の基礎となる重要な要素である。まずは、施設利用者の満足度等を調査するためのアンケートを、継続的に実施すべきである。 また、アンケートを適切に評価し、PDCAサイクルに繋げるためには、一定数のアンケートを確保すべきことに留意する必要がある。令和元年度の大分市包括外部監査では、「アンケート結果を適切に評価するための量の十分性の方針の確立」として、統計学的視点からの提言がされており大変参考となる(同報告書243頁～244頁)。詳細は、同報告書等を参照していただきたいが、必要なサンプル数であるアンケート数は、許容誤差(アンケート数と母集団である利用者との誤差。例えば、許容誤差5%とした場合、アンケートで「満足」としている者が80%とすると、利用者のうち80%±5%、つまり75%～85%の者が「満足」していると評価できる。)や、信頼度(アンケートがどの程度の確率で許容誤差内かを示す数値)をどのように設定するかで大きく異なることに留意する必要がある。	措置済	令和5年度	今後も継続的に施設利用者のアンケートを実施する。	防災課
意見	第2章／ 第8 岐阜 県広域防 災セン ター	5 地震体験車	災害時の電源供給車として使用する必要が生じた場合の、地震体験車としての貸出と電源供給車としての使用の優先関係やその決定権者、電源供給車として貸し出す場合の手続などについて、具体的ルールを策定することが望ましい。	措置済	令和5年度	6月15日付けで「岐阜県地震体験車貸出要綱」を改正し、電源供給車としてのルールを定めた。	防災課

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
意見	第2章／ 第8 岐阜 県広域防 災セン ター	5 地震体験車	地震体験車に多数の再現地震や想定地震を取り揃えているのであれば、メニューを偏らせることなく、イベントや防災訓練、教育の目的に合わせてその効果を最大限高めるため、メニューを適切に使い分け、地震体験車の能力を十分に引き出す工夫をすることが望ましい。	措置済	令和5年度	体験メニューについて、体験者の年齢等を考慮して実施する。	防災課
指摘	第2章／ 第8 岐阜 県広域防 災セン ター	6 防災備蓄館	各地の県事務所等で保管する防災資機材等の管理に関しては、現状は県事務所職員の任意に任せているが、任意の管理では引き継ぎの内容によっては点検が実施されないおそれがある。また、実際に管理されているかを県事務所長や担当課が確認する意味でも点検簿等の作成は必要である。 防災資機材等として保管されている物品は、複数の課にまたがっていることから、各担当課と協議の上、点検回数や点検方法等について適切な管理方法を定めて規約・マニュアル・点検簿等を作成すべきである。	措置済	令和5年度	※防災課対応	危機管理政策課
						令和5年11月2日付で「岐阜県防災資機材及び防災備蓄品管理運用要綱」を改正し、総合庁舎等に配置する防災資機材の点検について、点検項目、方法、頻度及び記録簿を作成した。	防災課
指摘	第2章／ 第8 岐阜 県広域防 災セン ター	6 防災備蓄館	県内各地に保管する防災資機材の品目・個数・備置場所等を統合的に管理するためには、管理区分等について統一されたルールに則り、各現地機関との間で、常にその品目・個数等の情報共有・更新を図り、一覧表上において正確に反映・把握すべきである。	措置済	令和5年度	一覧表により各県事務所と情報共有を図った。	防災課
指摘	第2章／ 第9 消防 学校	3 施設の利用 計画等	消防学校に新たに整備された上記移動式街区訓練施設等については、いずれも昨今の多様化・複雑化する社会情勢及びそれに伴う災害の多様化、救助・応急措置等の特殊化に対応すべく、相当額の県費を投じて設けられたものである。 発災時において、消防職員等が十分な役割を発揮するためには、多様化・特殊化する事項に対応した事前の教育訓練を実施し、各職団員における現場応対力の向上を図る必要がある。そして、同訓練の実施・支援は、各種防災計画等において行政機能（公助の強化）を担う消防学校に定められた計画であり、消防学校は、同計画を実施する責務がある。したがって、消防学校は、防災重点化事項③の遂行として、上記各訓練施設の使用を、より積極的に推進し、各消防本部における訓練実施率の向上を図るべきである。	措置済	令和5年度	引き続き県ホームページへの掲載、消防長会、消防協会及び消防本部教養担当課長会議の場など、機会を捉え広く周知していく。	消防学校
意見	第2章／ 第9 消防 学校	3 施設の利用 計画等	各訓練施設の使用については、法定された消防職団員等の教育訓練に支障を来さない範囲で行う必要があることから、その限られた日数・時間において効率的に運用することが求められる。そこで、消防学校においては、各消防本部におけるこれまでの各訓練施設の使用実績等を踏まえた上で、訓練・習熟度に地域差が生じないよう、その利用方法・優先度を考慮した全県的・中長期的な訓練施設使用計画を策定し、これを実行することが望ましい。	措置済	令和5年度	消防本部が行う訓練は、各消防本部が消防力の状況を踏まえ策定する訓練計画に基づき消防学校での訓練実施の必要性を判断するものであることから、訓練施設使用計画は策定しない。	消防学校
意見	第2章／ 第9 消防 学校	3 施設の利用 計画等	消防学校は、その設置目的に反しない範囲で、上記少年消防クラブリーダー研修会や防災教育フェアによる施設利用のように、県民の防災意識の向上等を事業とする岐阜県広域防災センターを主とし、消防学校が同センターを補助・連携する態様で、より積極的に、広く県民全般を対象とする消防学校施設の利用方法（施設見学や危険性の低い放水体験等）を検討することが望ましい。 開かれた施設化により、消防学校を広く県民に認知させるとともに、県民の防災意識・認識を向上・深化させることで、消防団員の増強、ひいては従前の「公助」の側面のみならず、「自助」「共助」を実現させる施設として、より消防学校の存在意義を高めることができるものと考えられる。 例えば佐賀県の消防学校においては、佐賀消防署「さが防火フェスタ2022」と同時開催で、消防学校の訓練施設を一般公開し、施設見学会を開催しており参考になる。	措置済	令和5年度	引き続き、広域防災センター等が企画する防災教育等について、消防学校の運営及び教育訓練の実施に支障のない範囲で連携して実施する。	消防学校
指摘	第2章／ 第9 消防 学校	4 施設管理	ヒアリングの結果によれば、上記各公有財産については、いずれも適正に登録手続がなされており、単に定期監査資料上の記載漏れであるとのことである。 したがって、消防学校は、同各公有財産につき、その登記年月日を定期監査資料へ正確に記載すべきである。 【改善報告】 令和4年度定期監査資料記載済み。	措置済	令和5年度	【改善報告済み】	消防学校
意見	第2章／ 第9 消防 学校	4 施設管理	昨今において入校者の利用が認められない図書館においては、現在消防学校が検討している談話室等、時勢に合った有効な施設として運用を開始すべく、具体的な計画を立てて実現を図ることが望ましい。	措置済	令和5年度	R4年度中に、談話室、部活動の打合せ場所等として活用することを決定した。 (運用開始:令和5年5月8日～)	消防学校

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
意見	第2章／ 第9 消防 学校	4 施設管理	消防学校及び岐阜県広域防災センターへのヒアリング結果によれば、上記の管理・運営・支出処理となった背景事情には、もともと岐阜県広域防災センターは消防学校と同様に「消防防災課」が所管する単独現地機関であり、その管理運営に関する費用等の支出を消防学校で行っていたところ、事後的な組織再編により、「防災課」、「消防課」、「消防学校」に分かれ、岐阜県広域防災センターは、「防災課」の所管となったという経緯があり、組織再編後も同センター建物の管理・運営に関する費用等の支出は、従来のまま隣接する消防学校がまとめて行っているということであった。 しかし、所管を異にする現状においては、消防学校と防災課(岐阜県広域防災センター)とで、電気料金等を分別してそれぞれ支出し、各定期監査資料に記載することが望ましい。	措置済	令和5年度	R5年度の電気契約は個別契約とした。 一体的に契約することでスケールメリットが生じる機械警備や水道料金については、施設ごとの支出をそれぞれの定期監査資料に明記した。	消防学校
				措置済	令和5年度	R5年度の電気契約は個別契約とした。 一体的に契約することでスケールメリットが生じる機械警備や水道料金については、施設ごとの支出をそれぞれの定期監査資料に明記した。	防災課
指摘	第2章／ 第9 消防 学校	5 物品管理	長らく使用せず、修理予定もない消防車については、不用の決定をした上で、売払い又は廃棄を行い、善管注意義務の履行として、消防学校敷地内の整理及び清潔を図るべきである。 【改善報告】 指摘の車両については令和4年9月に廃棄済み。	措置済	令和5年度	【改善報告済み】	消防学校
指摘	第2章／ 第9 消防 学校	6 情報管理	学生調査書等の記載事項であり、かつ、消防学校が業務統計において指標としている性別、年齢、所属地区・分団、在職年数及び階級の状況等の情報については、それぞれ単体の情報のみでは特定の個人を識別できないとしても、例えば、所属地区において入校者数・修了者数が1名の場合や、階級別の該当者が1名の場合等においては、全ての情報又は他の情報と照合することで、特定の個人を識別する可能性が皆無とまでは断言できない。 また、厚生労働省が、履歴書の様式につき、性別欄を任意記載欄とする新様式(厚生労働省履歴書様式例)を作成して公表するなど、個人の価値観が多様化する昨今の社会情勢にも鑑みれば、取得した性別情報の取扱いには、より慎重な配慮を要する。 したがって、消防学校は、今後施行される改正個人情報保護法のもと、入校者等の個人情報取得するに際して、本人にその利用目的を正しく認識させる必要から、同情報を消防学校における教育・訓練のみならず、業務統計の作成にも利用する旨を、個人情報取扱事務登録簿(消防関係職員等教育訓練に関する事務)等に明示することの要否及びその明示方法等を検討することが望ましい。	措置済	令和5年度	令和5年度の教育訓練に係る入校申込書、学生調査書に業務統計にも利用する場合がある旨記載済み。	消防学校
指摘	第2章／ 第9 消防 学校	7 金銭管理	岐阜県会計規則が、債権者の請求書を支出に係る証拠書類と位置付けていることに鑑みれば、請求書の宛名は、その支払義務者を証する重要な書類と言える。そして、消防学校を宛名とする請求書については、形式的には消防学校(県)がその支払義務を負う者と解される。 したがって、消防学校は、県費と入校経費(預り金)との収支を明確に分別し、形式面での混同を回避する趣旨より、請求書の宛名と支出者(負担者)とを完全に一致させるべきである。	措置済	令和5年度	入校経費は、食費、寝具代、図書実験費など学生個人が購入するもの等を調達の利便性を図るため学校がまとめて管理・執行する預り金であり、会計事務は公務として行っており、県立高等学校の学校預り金と同様の経費である。 このため、規程類の整備、会計処理等について、県立高等学校の学校預り金と同様の取扱いへと見直しを行った。	消防学校
意見	第2章／ 第9 消防 学校	7 金銭管理	請求書の宛名と支出者(負担者)とを完全に一致させる具体的な方法としては、①入校経費管理委員会(権限能力なき社団)において発注する委託業務等に関する費用請求書の宛名を「入校経費管理委員会会長●●●●●」名義とする方法、又は、②入校経費に関する入出金を、全て消防学校が県費とは分別した預り金として管理・処理するものとし、入校経費に関する費用請求書の宛名を「消防学校」名義とする方法(教育委員会における学校預り金事務処理に基づく公費・私費の分別に準じる方法)が考えられる。 したがって、消防学校は、入校経費の管理・処理方法につき、①又は②のいずれかの方法を探るかにつき、関係各部署と協議の上、その方針を早期に決定することが望ましい。 なお、本指摘事項を踏まえたヒアリングの結果によれば、消防学校としては、現時点では、②の方法を検討しているとのことであった。	措置済	令和5年度	入校経費は、食費、寝具代、図書実験費など学生個人が購入するもの等を調達の利便性を図るため学校がまとめて管理・執行する預り金であり、会計事務は公務として行っており、県立高等学校の学校預り金と同様の経費である。 このため、規程類の整備、会計処理等について、県立高等学校の学校預り金と同様の取扱いへと見直しを行った。	消防学校
意見	第2章／ 第9 消防 学校	7 金銭管理	入校経費に関する通帳管理や入出金等の事務処理を、消防学校職員が担っている現状に鑑みれば、職員の権限及び適正な事務執行を可能にすべく、通帳及び銀行印の管理や保管方法、事務の引継ぎ等を、要綱・要領・事務処理マニュアル等において規定することが望ましい。 なお、上記のとおり、今後、入校経費につき、消防学校が入校経費預り金として管理・処理する方法を探るのであれば、通帳等の管理方法等については、新たに入校経費預り金事務取扱要領等を定めて、これに基づき適切に運用されたい。	措置済	令和5年度	入校経費は、食費、寝具代、図書実験費など学生個人が購入するもの等を調達の利便性を図るため学校がまとめて管理・執行する預り金であり、会計事務は公務として行っており、県立高等学校の学校預り金と同様の経費である。 このため、規程類の整備、会計処理等について、県立高等学校の学校預り金と同様の取扱いへと見直しを行った。	消防学校

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
意見	第2章／ 第9 消防 学校	7 金銭管理	入校経費に関する会計処理を、消防学校職員が担っている現状に鑑みれば、職員の適正な事務執行を可能にすべく、入校経費の返金や繰越処理等を、要綱・要領・事務処理マニュアル等において規定することが望ましい。 なお、上記のとおり、今後、入校経費につき、消防学校が入校経費預り金として管理・処理する方法を採るのであれば、入校経費の返金や繰越処理等については、新たに入校経費預り金事務取扱要領等を定めて、これに基づき適切に運用されたい。	措置済	令和5年度	入校経費は、食費、寝具代、図書実験費など学生個人が購入するもの等を調達の利便性等を図るため学校がまとめて管理・執行する預り金であり、会計事務は公務として行っており、県立高等学校の学校預り金と同様の経費である。 このため、規程類の整備、会計処理等について、県立高等学校の学校預り金と同様の取扱いへと見直しを行った。	消防学校
意見	第2章／ 第9 消防 学校	7 金銭管理	入校経費に関する事務は、消防学校の事務と密接関連性・不可分一体性を有するものであることから、その事務には、適法性、経済性、効率性及び有効性並びに透明性が求められてしかるべきである。そして、入校経費に関する会計処理を、消防学校職員が担っている現状にも鑑みれば、その決算報告については、県による確認や消防学校職員以外の第三者による監査が実施されるよう、要綱・要領等において規定することが望ましい。 なお、上記のとおり、今後、入校経費につき、消防学校が入校経費預り金として管理・処理する方法を採るのであれば、入校経費預り金運営委員会等の第三者委員会を設置した上で、同委員会において、予算・決算に対する監事監査等が行われるよう、新たに入校経費預り金事務取扱要領等を定めて、これに基づき適切に運用されたい。	措置済	令和5年度	入校経費は、食費、寝具代、図書実験費など学生個人が購入するもの等を調達の利便性等を図るため学校がまとめて管理・執行する預り金であり、会計事務は公務として行っており、県立高等学校の学校預り金と同様の経費である。 このため、規程類の整備、会計処理等について、県立高等学校の学校預り金と同様の取扱いへと見直しを行った。	消防学校
意見	第2章／ 第9 消防 学校	8 契約関係	現状の制度設計においては、給食業務委託機関は、入校経費管理委員会であり消防学校ではない。そのため、県の入札・契約に関する諸規程は、直ちに適用されるものではないと解されるが、入校者等に対する給食事務は、消防学校の事務と密接関連性・不可分一体性を有するものであることから、その事務には、適法性、経済性、効率性及び有効性並びに透明性が求められてしかるべきである。 したがって、事実上特定の事業者のみとの業務委託契約が長期間継続している現状においては、他事業者が見積参加を辞退する原因等を子細に調査・聴取・分析した上で、選定業社の枠を広げることや、仕様書の内容を一部変更すること等を協議し、より低コストで高効率、充実した給食の提供事務を実施できるよう、その方策を検討することが望ましい。 なお、上記のとおり、今後、給食費を含めた入校経費等につき、消防学校が入校経費預り金として管理・処理する方法を採るのであれば、給食業務委託契約については、消防学校と委託業者との間の契約とし、県の入札・契約に関する諸規程に基づき適切に、効率的に運用されたい。	措置済	令和5年度	令和5年度の契約にあたり、複数業者に見積り依頼済み。	消防学校
指摘	第2章／ 第9 消防 学校	8 契約関係	消防学校は、食堂棟内の場所・施設を使用し、入校者の給食業務を行う委託業者に対し、行政財産の目的外使用許可を申請させ、これを許可すべきである。 この点、目的外使用許可を得ていない現状につき、消防学校からは、入校経費管理委員会と委託業者との間の給食業務委託契約における詳細等を定めた給食業務委託仕様書において、同委員会が委託業者に対して食堂棟内の場所・施設を使用することが明記されていることから、同仕様書及びこれに基づく業務委託契約締結時における消防学校における決裁において、許可は得られているものと認識している等との説明があった。 しかし、上記規範(岐阜県公有財産規則第16条)で示したとおり、行政財産の目的外使用許可は、法定された書式(行政財産使用許可申請書)によって、更には、岐阜県公有財産事務処理規程第13条に規定された使用許可の手続に則って行う必要があり、法律に基づく行政、適正手続の観点からは、法的根拠なくその例外を認めるべきではない。 したがって、給食業務委託仕様書等をもって、行政財産の目的外使用許可に代えることはできない。 なお、今後、給食費を含めた入校経費等につき、消防学校が入校経費預り金として管理・処理する方法を採るのであれば、給食業務委託契約については、消防学校と委託業者との契約となり、目的外使用許可を要さないものと考えられるが、その場合には、県の入札・契約に関する諸規程に基づき適切に運用されたい。	措置済	令和5年度	入校経費は、食費、寝具代、図書実験費など学生個人が購入するもの等を調達の利便性等を図るため学校がまとめて管理・執行する預り金であり、会計事務は公務として行っており、県立高等学校の学校預り金と同様の経費である。 このため、規程類の整備、会計処理等について、県立高等学校の学校預り金と同様の取扱いへと見直しを行った。(給食業務委託契約については消防学校長と委託業者間で契約を締結する予定であり、この場合目的外使用許可は不要)	消防学校

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
意見	第3章／ 第3 道路 維持課	4 道路維持管理の方法	岐阜県道路施設維持管理指針(2014年7月)の策定時の予想どおりに(又は予想を超えて)、平成25年度頃に160億円程度で推移していた道路施設の維持管理予算額は、およそ10年間で約484億円と3倍近くまで増加している。また、決算額についても、およそ10年間で約330億円と倍増している(ただし、比較基準は平成25年度の当初予算額)。そして、止まらない少子高齢化による社会保障費の増加等の傾向に鑑みれば、今後、予算状況は、岐阜県道路施設維持管理指針が策定された平成26年度の予想よりも遙かに厳しいものとなることが予測される。 したがって、道路維持課においては、今後、限りある財源の中で、適切に、効率的に、そして持続的に道路維持管理を実施するために、どのような計画・指標に基づき実行すべきなのか等につき、外部識者等(「社会資本メンテナンスプラン検討委員会」を含む。)の見解をも踏まえて早急に協議を図り、新たな方向性(新しい「岐阜県道路施設維持管理指針」の策定を含む。)を示すことが望ましい。	措置済	令和5年度	令和5年7月に「岐阜県道路施設維持管理指針」の見直しを行い、県のHPにおいて公開した。	道路維持課
指摘	第3章／ 第3 道路 維持課	4 道路維持管理の方法	岐阜県道路パトロール実施要領の記載が、実際の運用と齟齬が生じている。夜間パトロールのシステムへの入力の変遷等を整理し、適切な実施要領に改めた上、各土木事務所に対して適切な運用を周知すべきである。	措置済	令和5年度	道路パトロール実施要領を令和5年4月1日に改訂し、各土木事務所に対し周知を行った。	道路維持課
指摘	第3章／ 第3 道路 維持課	6 関係団体等	岐阜県建設技術協会に対して、ロッカーを設置する態様で、施設の一部を占有・使用することにつき、行政財産の目的外使用許可を申請させ、これを許可すべきである。 なお、この点については、新庁舎移転を契機として、フロア書庫内に物品(ロッカー)を設置し、会計ファイル等を収納するのに併せて、行政財産の目的外使用許可手続を行う予定とのことである。	措置済	令和5年度	目的外使用許可の申請手続を行うよう岐阜県建設技術協会へ指導済である。 新庁舎12階フロア書庫への物品設置について、協会から新庁舎の管理所属である管財課へ申請をし、令和5年2月24日付で目的外使用許可を受けた。	建設政策課
指摘	第3章／ 第4 河川 課	3 所管業務に関する計画	岐阜県水防協議会について、現状、会議を招集することなく議決を行う書面決議の根拠が存在しておらず、書面決議によって決議した内容が法的に認められない可能性がある。条例の改正を行い、書面決議を可能な状況を整理した上で、書面決議を行うか、速やかに協議会を招集し、協議会を実施すべきである。	措置済	令和5年度	書面決議は、コロナ感染防止のため緊急措置として行ったものである。今後は、web会議方式も活用し、対面で開催することとする。なお、令和5年度については、5月19日に対面で開催した。	河川課
指摘	第3章／ 第4 河川 課	3 所管業務に関する計画	岐阜県水防協議会の会長の事前の指名については、委員のみが対象であり、職員が代わりに職務を代行することは出来ない。 なお、「事故があるとき」とは、本来事務の正常な運行を妨げるような出来事をいい、例えば、病気、海外出張、死亡等が考えられるとされるが、一般的な公務等により代理を指名することが出来るかは慎重な判断が必要と思われる。 過去の運用も確認の上、これまで議決した内容についての法的な瑕疵が存在しないよう、法令に則した適切な協議会を開催し、現状の水防計画等の改めでの承認等を行うべきである。	措置済	令和5年度	令和5年度から、県土整備部次長を委員とすることとした。 なお、令和5年度については、次長を会長代理として指名し、5月19日に開催した。	河川課
意見	第3章／ 第4 河川 課	7 河川管理パトロールの結果把握、対策	「スマートパトロールシステム」の活用を促進し、各土木事務所において行われた巡視結果の共有を図り、河川課から各土木事務所に対し、全県的な視点から河川管理に関する指導を行うなど、河川の維持管理の精度向上を図ることが望ましい。	措置済	令和5年度	令和5年4月11日付け河川課長事務連絡にて、河川巡視により、「異常あり」とシステムに登録された箇所について、その後、全面委託業務等で対応を行った場合は、システム上で対応状況を追加入力すること、また、巡視作業内で対応を行った場合は、タブレット入力の際にその有無が分かるように対応状況を入力することを依頼し、スマートパトロールシステムの更なる活用の促進や共有を図ることとした。 また、各土木事務所から入力された巡視結果について同システムを利用し、河川課でも確認を行い、全県的な視点から河川管理に関する指導を行うなど、河川の維持管理の精度向上を図っている。	河川課

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
意見	第3章／ 第6 農林 事務所に 関する防 災事業	1 森林保全課 の防災事業	第3期岐阜県森林づくり基本計画の施策の一つである「災害に強い森林づくりの推進」の指標は、森林保全課の所管ではなく森林経営課の指標であるものの、その評価の分析から森林所有者の主伐・再造林に消極的な姿勢が見られる。当該指標が、「災害に強い森林づくりの推進」の一つの指標であることから、今後の災害対策においては、このような現状を踏まえた災害対策を検討する必要がある。 森林保全課が所管する施策の達成率は100%ではあるものの、今後の災害予防のための治山の事業の推進を検討する際には、他課の施策の状況にも配慮した施策を検討することが望ましい。	措置済	令和5年度	第4期岐阜県森林づくり基本計画において、市町村や事業体と連携し、森林整備と治山施設の整備を組み合わせ、森林の面的な山地防災力の強化を計画した。	森林保全課
意見	第3章／ 第6 農林 事務所に 関する防 災事業	1 森林保全課 の防災事業	岐阜県強靱化計画アクションプランにおける計画年度は、令和6年度まで存在している。目標値の設定の見直しを検討し、増加の必要があるのであれば、より一層の対策推進を行うのが望ましい。	措置済	令和5年度	新たな目標を設定した。11基→13基	森林保全課
意見	第3章／ 第6 農林 事務所に 関する防 災事業	1 森林保全課 の防災事業	必要な事業が年度内で実施できないことは会計の原則の観点から望ましいものではなく、例えば翌年度において実績が確保できているとしても、繰越の原因が年度途中の発災が原因の一つであるとなると、今後毎年の発災が繰り返されることで、翌年度においても事業を達成できない事態に繋がりと考える。 災害発生箇所の早期復旧のため、優先的な対応は当然であり、今後も発生するであろう災害を予測し、事業計画を立てることは困難と理解するが、事業効果の早期発現と年度内の予算執行率を高められるよう、事業計画等を見直すことが望ましい。	措置済	令和5年度	山地災害を予測した事業計画は困難であるが、こうした突発的な事案に対して柔軟に対応し、事業を年度内に完了するよう各農林事務所へ周知徹底した。	森林保全課
指摘	第3章／ 第6 農林 事務所に 関する防 災事業	1 森林保全課 の防災事業	治山施設点検業務特記仕様書に従って、評価を行うよう各地農林事務所の担当課に確認し指導すべきである。 特に前回調査においてBとされたにもかかわらずCと評価が変化すると、施設そのものが改善されたかのように錯覚することになりかねない。施設の修繕の優先順位等を検討する為の指標となるのであり、正確な記録を行うべきである。	措置済	令和5年度	治山施設点検実施要領について、点検結果の整理に齟齬が無いよう、様式等を一部改訂した。	森林保全課
指摘	第3章／ 第6 農林 事務所に 関する防 災事業	1 森林保全課 の防災事業	健全度評価に変わりがない以上は、健全度評価に合わせた評価を行うよう指導し、点検対象外であることについては、その旨が記録できるように治山施設点検実施要領や同要領の取扱いに関する通知を改めるべきである。	措置済	令和5年度	治山施設点検実施要領について、点検結果の整理に齟齬が無いよう、様式等を一部改訂した。	森林保全課

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第4章／ 第5 岐阜 土木事務所・岐阜農 林事務所	5 岐阜土木事 務所	岐阜県会計規則が定める契約における履行期間の延長を認める場合は、天災その他契約の相手方の責に帰することのできない理由がある場合として、例外的な取扱いとして定めていることからすると、調査業務の延長が繰り返される事態は望ましいものではない。登記の調査業務においては、名義人の相続人の判別が困難な事案もあり、契約段階で予測できなかった期間が必要となる場合があるが、どれだけの期間、延長承認を行うべきかについて、手続の進捗状況と手続完了までの見通しを踏まえ、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を提出させるべきである。	措置済	令和5年度	履行期間の延長を行うにあたっては、業者から算定根拠となる変更工程表の提出を受け、その時点の進捗状況、今後の見通しを踏まえ、必要となる履行期間の延長を行っている。	岐阜土木事務所
意見	第4章／ 第5 岐阜 土木事務所・岐阜農 林事務所	5 岐阜土木事 務所	河川の堤防除草の委託業務について、地域住民ではなく一般業者によって作業が行われている範囲が増えているのであれば、随意契約理由の正当性に疑問が持たれる。随意契約の理由の見直しを行い、随意契約理由の内容が適切であるかの検討を行うことが望ましい。	措置済	令和5年度	R5年度の当該委託業務の契約にあたり、随意契約理由を見直して実施した。	岐阜土木事務所
指摘	第4章／ 第5 岐阜 土木事務所・岐阜農 林事務所	5 岐阜土木事 務所	業者から提出された延長申請書の記載を確認し、正しく修正させるべきである。 【改善報告】 監査人からの指摘を受け、岐阜土木事務所においては、業者から提出される申請書類等契約書類の年・日付に誤りがないか、十分に留意するよう職員に周知し、改善を図ったとのことであり、改善報告とする。	措置済	令和5年度	【改善報告済み】 業者からの提出書面について、記載内容を確認するよう周知済み。	岐阜土木事務所
指摘	第4章／ 第5 岐阜 土木事務所・岐阜農 林事務所	5 岐阜土木事 務所	河川の不法な工作物の設置については、設置者を確認の上、法令に基づいた適切な対応をすべきである。	措置済	令和5年度	指摘の不法な工作物については、令和5年3月1日に設置者に速やかに撤去するよう行政指導を行い、同5月4日までに撤去完了を確認済。 今後もし不法な工作物を確認した際には法令に基づき撤去を求める等適切に対応する。	岐阜土木事務所
指摘	第4章／ 第5 岐阜 土木事務所・岐阜農 林事務所	5 岐阜土木事 務所	過去の公共用地取得台帳で未登記のものについては、調査を委託する前に、登記が未登記のままかどうかについて事前に確認した上で発注すべきである。	措置済	令和5年度	R5年度は発注しない見込みであるが、今後は未登記調査を委託する場合は、指摘のとおり、登記状況を事前に確認したうえで発注する。	岐阜土木事務所
指摘	第4章／ 第5 岐阜 土木事務所・岐阜農 林事務所	5 岐阜土木事 務所	未登記土地については、地方税法第348条第2項第1号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。 なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、(財)資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究－課税に対する信頼性の確保等について－」(平成25年3月)によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。	措置済	令和5年度	管内各市町について未登記土地の情報の提供を行った。受け取りを拒否された自治体もあった。	岐阜土木事務所
指摘	第4章／ 第5 岐阜 土木事務所・岐阜農 林事務所	5 岐阜土木事 務所	水防実施概要報告書は、水防活動の際の活動内容を報告する重要な報告書であり、実施状況を記録し報告責任者を明確にする意味でも、報告者を記載すべきである。 従事者氏名欄については、必ずしも従事者自らが記載することが明確ではなく、班長の出勤がない場合でも、報告責任者が分かるように、書式を見直し、報告者欄等を訂正すべきである。	措置済	令和5年度	班長の出勤がない場合でも、報告責任者が分かるように、書式を見直した。	岐阜土木事務所
意見	第4章／ 第5 岐阜 土木事務所・岐阜農 林事務所	5 岐阜土木事 務所	後日誤りに気付いて訂正を行っていること自体に問題はないが、3か月に亘り誤った記載方法となったのは十分な引き継ぎを行わなかったことが原因と考えられる。金銭管理は例え少額であっても重要であり、引継書の確認等を徹底して誤りのない事務処理の引き継ぎを行うのが望ましい。	措置済	令和5年度	現金出納簿の記入方法について、出納管理課からの記載例を引継書に添付する。実際に記入する際は、複数の職員で記載例のとおりに入力されているか再確認する。	岐阜土木事務所

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
意見	第4章／ 第5 岐阜 土木事務 所・岐阜農 林事務所	5 岐阜土木事 務所	衛星携帯電話は、1台20万円以上する重要な備品であり、その使用管理は正確に確認する必要がある。現在は公用携帯電話の管理に関する要領が廃止されたこともあり、衛星携帯電話については管理簿が存在しない状況であるが、衛星携帯電話に限り、誰が何時持ち出したかなどを明確にする為に管理簿等を整え、管理するのが望ましい。	措置済	令和5年度	衛星携帯電話を使用する際、使用簿を設置し電話機の持ち出し先などの状況を確認できるようにした。	岐阜土木事務所
意見	第4章／ 第5 岐阜 土木事務 所・岐阜農 林事務所	5 岐阜土木事 務所	災害により法面が崩れた川の周囲は更なる法面の崩壊等の恐れもあり、崩壊場所に不用意に近づいた者が、更なる崩壊等による危険に巻き込まれる可能性がある。特に、当該工事のように、災害により崩壊した後、復旧工事までに時間が必要とされる場合には、その間に地理的状況を知らない者が近づく可能性がある。その為、請負業者に対して崩壊場所があることなどが周囲から分かるように立て看板を置くなどの注意喚起を徹底させることが望ましい。	措置済	令和5年度	一般の人が危険個所に近づけないように、ロープ締め切り措置を11月に実施した。	岐阜土木事務所
意見	第4章／ 第5 岐阜 土木事務 所・岐阜農 林事務所	6 岐阜農林事 務所	岐阜農林事務所の対応として、危険度Aの箇所の存在について、市町村に対し、情報提供をするのみではなく、関係地区の住民への説明会の開催等、危険度Aの箇所について治山事業が進んでいくよう、市町村とさらに連携することが望ましい。	措置済	令和5年度	既に情報提供等の連携を図っているが、関係市町村と対策に向けた協議を実施し、周知徹底を図った。	岐阜農林事務所
意見	第4章／ 第5 岐阜 土木事務 所・岐阜農 林事務所	6 岐阜農林事 務所	治山工事を実施するには、市町村の意向を踏まえ、地権者の同意が必要になるなど、岐阜農林事務所として長期計画を立てづらい状況はあるものの、確実に危険な箇所を修復し住民の安全を守るためには、進捗状況を把握できるように5年間などの中長期計画や単年度の着手率の目標値を設定することが望ましい。	措置済	令和5年度	第4期岐阜県森林づくり基本計画において、山地災害箇所の3年以内の着手(着手率100%)を目標としている。また、箇所別には時間管理表により進捗管理している。	岐阜農林事務所
指摘	第4章／ 第5 岐阜 土木事務 所・岐阜農 林事務所	6 岐阜農林事 務所	発注時に積算入力をミスをした結果、処分費用を含めないまま工事発注を行ったことことは、単純な積算入力の誤りであり、正確に入力すべきである。特に委託費を支払って作成した数量計算書がありながら、発注時の積算入力ミスにより増額となっているのは、外部業者に委託した価値を損ねる結果であり、本来的に必要な支出項目とはいえ、増額となることは望ましくはない。転記の誤りが発生しないよう、検算の徹底などの再発防止策を確認し、同様の誤りが発生しないように注意すべきである。	措置済	令和5年度	検算者以外に積算を確認する担当を事務分掌で指定し、同様の誤りが発生しないよう徹底した。	岐阜農林事務所
指摘	第4章／ 第5 岐阜 土木事務 所・岐阜農 林事務所	6 岐阜農林事 務所	岐阜農林事務所では、毎年、交通事故が発生しており定期監査における監査人からの指摘を受けても、事故の発生が続いている。発生内容を見る限り、運転者の注意によって防げる事故が多く、職員における注意喚起が徹底していないと思われる為、今後一層の注意を行うべきである。	措置済	令和5年度	交通事故を起こした職員に対し、厳重に注意をするとともに、余裕をもった運転をすることや後進時の死角の注意、同乗者の目視による確認をすることを指導した。 また、毎月開催の所内会議において交通安全研修を持ち回りで実施し、毎週の課長会議においても繰り返し注意喚起を行うことで、交通安全・交通事故防止に一層努めるよう職員の意識向上を図った。 今後も継続的に注意喚起を行い、職員の健康管理にも配慮しながら交通事故防止を徹底する。	岐阜農林事務所
意見	第4章／ 第6 西濃 総合庁舎・ 大垣土木 事務所・西 濃農林事務 所	4 西濃総合庁 舎	発災時の限られた人員体制を想定すれば、年1回の作動チェック時に担当外職員も同席させ、同機材の作動方法及びマニュアルの周知を図る等して、同機材を扱える職員の増加を図ることが望ましい。	措置済	令和5年度	令和5年5月10日に保守管理業者を招き、所内職員4名(防災担当を除く)に対し衛星可搬局操作説明会を屋外で実施。実際に機器を操作して手順を確認するなど実践的な学びの場を設けた。令和6年度以降も同様の説明会を実施し、機材を扱える職員数を担保していく。	西濃県事務所
指摘	第4章／ 第6 西濃 総合庁舎・ 大垣土木 事務所・西 濃農林事務 所	4 西濃総合庁 舎	西濃総合庁舎がある場所は、下図1のとおり、計画規模降雨(L1)に伴う洪水による浸水において0.5～3.0mの浸水が想定され、下図2のとおり、想定最大規模降雨(L2)に伴う洪水による浸水においては3.0～5.0mの浸水が、72～168時間にわたって継続的に生じる危険性が認められる地区である。 そのため、発災(水害)の際には、西濃総合庁舎敷地内における上記保管場所C、D及びEに置かれた備蓄品等は、いずれも浸水被害により使用不能に陥る危険性が十分にある。特に、災害時において情報通信システムの構築を担う、中・小容量衛星可搬局(高額な資機材)が浸水により使用不能に至れば、その影響は甚大なものと想定される。 したがって、発災時において緊急に必要な物資、資機材の流通備蓄体制の整備を図る必要性から、西濃総合庁舎における備蓄品等については、少なくとも計画規模降雨に伴う洪水において浸水しない高さ・建物階層において保管すべきである。	措置済	令和5年度	令和5年5月に中・小容量衛星可搬局を庁舎5階5-1倉庫に保管場所を移している。その他の備蓄品等の保管場所についても、感染症対応関連備品の在庫状況を見極めながら庁舎内に保管場所を移したり、ラック等を設置する等により、適正な保管に努める。	西濃県事務所

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第4章／ 第6 西濃 総合庁舎・ 大垣土木 事務所・西 濃農林事 務所	4 西濃総合庁 舎	県内各地に保管する防災資機材の品目・個数・備置場所等を統一的に管理するためには、管理区分等について統一されたルールに則り、各現地機関との間で、常にその品目・個数等の情報共有・更新を図り、一覧表上において正確に反映・把握すべきである。	措置済	令和5年度	防災課が管理するリストと異なる名称・数量で管理していた品目については、令和5年5月に実際の備品保管状況と防災課が管理するリストと整合性があることを確認し、当所の備品管理リストを防災課のリストに合わせる形で名称・数量を修正した。	西濃県事務所
意見	第4章／ 第6 西濃 総合庁舎・ 大垣土木 事務所・西 濃農林事 務所	5 大垣土木事 務所	落札者と契約締結に至った後に、失格者からの問合せを契機として、入札を失格とする失格判断基準価格の算定に誤りがあることが判明し、工事中止及び同落札者との契約解除に至った事実は、既に道路維持課監督のもと、協議・対応及び再発防止策がとられ、公表するに至っているため、本報告書においては指摘とはしないが、再発防止策に記載されているとおり、失格判断基準価格の算出方法に関する研修等及び複数人での算出結果確認作業を実行し、入札無効・契約解除による工期遅延等を回避するよう徹底されることが望ましい。	措置済	令和5年度	本事案の再発防止策として、基準価格等の算出は事業担当係長が適切に実施し、基準価格等の算出確認は事業担当課長、副所長(技術)、契約係長で実施することを引き続き徹底していく。	大垣土木事務所
指摘	第4章／ 第6 西濃 総合庁舎・ 大垣土木 事務所・西 濃農林事 務所	5 大垣土木事 務所	舗装面積及び側溝延長の距離等については、事前の周回現地調査や測量を行えば、容易に判明し得る事実と考えられる。 なお、同事案については契約金額の減額変更ではあるが、増額のみならず減額であっても、安易な事後の変更を許さず、その理由につき、「真にやむ得ないものに限り」とする上記要領の趣旨は当然に及ぶ。 したがって、設計書の作成に当たっては、周到な調査や測量を行い、上記要領の趣旨・運用を徹底すべきである。	措置済	令和5年度	令和5年度からは、事前の周到な現地調査や測量を行って当初設計書を作成するとともに、設計変更においては、建設工事変更事務処理要領に基づき、真にやむを得ないものに限り対応する。 上記の対応に向けた職場内研修を実施して、事務所職員への周知徹底を図る。	大垣土木事務所
指摘	第4章／ 第6 西濃 総合庁舎・ 大垣土木 事務所・西 濃農林事 務所	5 大垣土木事 務所	道路パトロールで見つかった問題事項のうち処理済みのものは、日誌上において「処理済み」として正しく反映させ、異常箇所は措置状況につき、その完了まで進捗管理を行うべきである。	措置済	令和5年度	道路パトロール実施要領が令和5年4月1日に改訂され、異常箇所の進捗管理はシステム上にて行うこととなった。	大垣土木事務所
意見	第4章／ 第6 西濃 総合庁舎・ 大垣土木 事務所・西 濃農林事 務所	5 大垣土木事 務所	「スマートパトロールシステム」の活用を促進し、土木事務所において行われた巡視結果や対応状況を同システムに記録することで、土木事務所内並びに河川課との共有を図り、河川の維持管理の精度向上を図ることが望ましい。	措置済	令和5年度	・河川パトロールシステムについて、R5年度より河川巡視の結果・異常箇所は、巡視からその後の対応まで一元的に管理できるようにシステム変更されたことから、異常箇所について、逐次、措置状況を入力し、進捗管理をしているところである。	大垣土木事務所
指摘	第4章／ 第6 西濃 総合庁舎・ 大垣土木 事務所・西 濃農林事 務所	5 大垣土木事 務所	砂防指定地等の日々の監視は、違法・危険な状態を早期に把握するために実施するものであり、防災の観点から重要な業務である。 したがって、獣害対策ネット設置等の理由により進入・調査不能な砂防指定地等については、他の係とも情報共有を図り、別ルートで一般車両の進入が可能な場合は、監視を実施すべきである。	措置済	令和5年度	・砂防監視業務において、進入・調査不可であった箇所は、市町や森林組合等の関係機関に進入方法を確認し、全て、監視を実施済み。今後も関係機関の協力を得て実施していく。	大垣土木事務所
指摘	第4章／ 第6 西濃 総合庁舎・ 大垣土木 事務所・西 濃農林事 務所	5 大垣土木事 務所	大垣サテライト拠点の物品について、発災時のために、常日頃から物品の個数等は正確に把握・管理すべきである。	措置済	令和5年度	・出水期前の5月17日に、大垣土木事務所と西濃建設業協会の両者が立ち会いの上、備蓄倉庫内の物品配置図により、配置位置、個数等の2重チェックを実施した。 ・次回点検は11月初旬に実施予定である。	大垣土木事務所

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
意見	第4章／ 第6 西濃 総合庁舎・ 大垣土木 事務所・西 濃農林事 務所	5 大垣土木事 務所	時間外勤務については、特定の月に一部の職員で時間外が多い状況が確認されたことから、事務所内において業務の平準化を図るなど、特定の職員に過度な負担が生じることのないよう対策を検討することが望ましい。	措置済	令和5年度	時間外勤務が特定の職員に偏る場合は、担当業務を他の職員に割り振り業務の平準化を図るとともに、状況に応じ短期の会計年度任用職員（事務補助）を雇用する等、負担の軽減を図っている。	大垣土木事務所
				措置済	令和5年度		建設政策課
意見	第4章／ 第6 西濃 総合庁舎・ 大垣土木 事務所・西 濃農林事 務所	5 大垣土木事 務所	道路、橋梁、河川及び砂防等の事業は、いずれも防災の観点から必要不可欠であり、かつ、専門性を有する事業である。そして、発災・災害復旧の際には、人員及び知識・経験不足の問題は、深刻で危機的な状況をもたらす。したがって、今後の行政運営に支障を来すことがないよう、関係部署間において十分に情報共有・協議を図り、外部委託のみならず、次世代を担う職員の確保・育成にも、より積極的に取り組むことが望ましい。	措置済	令和5年度	土木系職員について、中長期的に安定した職員数を確保できるよう、複数年度による採用の平準化を行うほか、採用試験の見直しによる受験しやすい環境の整備や、大学、高専及び高校へ直接訪問し広報活動や業務説明会を実施するなど、職員の積極的な確保に努めている。 また、専門的な知識や技能の習得に向け、新規採用職員や中堅職員など階層別の技術研修、道路・河川・砂防等の各部門における専門研修を行うなど、職員の人材育成に取り組んでいる。 引き続き、関係部局間で連携を図り、今後の行政運営に支障が生じないよう必要な取り組みを進めていく。	大垣土木事務所
				措置済	令和5年度		建設政策課
				措置済	令和5年度		人事課
意見	第4章／ 第6 西濃 総合庁舎・ 大垣土木 事務所・西 濃農林事 務所	6 西濃農林事 務所	工事の入札について、辞退率が高い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札方法等についての制度を所管する関係部署も含めて、入札の価格設定や方法を協議・検討することが望ましい。	措置済	令和5年度	災害復旧事業のため急を要すること、農繁期を考慮した工事スケジュールであることなど制約のある中で、工事の集中により技術者の確保が困難であることが要因の一つであると思われるため、早期発注及び発注の分散に努める。	西濃農林事務所
意見	第4章／ 第6 西濃 総合庁舎・ 大垣土木 事務所・西 濃農林事 務所	6 西濃農林事 務所	予定価格と同額の数額での入札（積極的な落札意思なしと評価）が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札方法等についての制度を所管する関係部署も含めて、入札の価格設定や方法を協議・検討することが望ましい。 なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。	措置済	令和5年度	積極的な落札意思なしと評価されたことについて、岐阜県建設コンサルタンツ協会及び岐阜県測量設計業協会の要望活動対応の機会に意見交換を行った。今後は、個々の案件について一般競争入札の採用を検討しつつ、早期発注及び発注の分散に努める。	西濃農林事務所
指摘	第4章／ 第6 西濃 総合庁舎・ 大垣土木 事務所・西 濃農林事 務所	6 西濃農林事 務所	工期変更（延長）の理由につき、事後的な検証が可能になるよう、その具体的な理由については、口頭報告だけでなく、上記手続きに従い、交渉経緯報告書等の資料を添付すべきである。	措置済	令和5年度	「不測の日数を要したことにより工期延長をする場合は、疎明資料を添付すること」を、年度当初の係長会議及び当該会議資料の課内回覧により担当者に周知した。 なお、現在工事中のR4繰越工事及びR5発注工事において、該当する事例はない。	西濃農林事務所
指摘	第4章／ 第6 西濃 総合庁舎・ 大垣土木 事務所・西 濃農林事 務所	6 西濃農林事 務所	運搬路である林道の幅員については、現地調査を行えば容易に判明し得る。したがって、設計書の作成に当たっては、現地調査を含めた周到な調査や測量を行うべきであり、安易に前例を踏襲すべきではない。 ただし、今回の工事の途中、危険性を把握した時点で、安全性の観点から、西濃農林事務所の指示により積極的に工事内容を変更した経緯については、十分に評価できるものであるため、その旨付言しておく。	措置済	令和5年度	「実施設計時に現地にて設計図面の照査を行い、現場条件や施工方法を確認すること」を、年度当初の係長会議及び当該資料の課内回覧により担当者に周知した。	西濃農林事務所

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第4章／ 第6 西濃 総合庁舎・ 大垣土木 事務所・西 濃農林事 務所	6 西濃農林事 務所	盛土の存在・危険性・搬出の必要性については、現地調査を行えば容易に判明し得る。 したがって、設計書の作成に当たっては、現地調査を含めた周到な調査や測量を行うべき であり、安易に前例を踏襲すべきではない。 ただし、今回の工事着工に際して、盛土の存在・危険性を把握した時点で、安全性の観点 から、西濃農林事務所の指示により積極的に工事内容を変更した経緯については、十分に 評価できるものであるため、その旨付言しておく。	措置済	令和5年度	「盛土が存在する場合は、実施設計時に現場調査を実施し、適切な対策を講じること」 を、年度当初の係長会議及び当該資料の課内回覧により担当者に周知した。 なお、今年度発注した工事において、該当する事例はない。	西濃農林事務所
指摘	第4章／ 第6 西濃 総合庁舎・ 大垣土木 事務所・西 濃農林事 務所	6 西濃農林事 務所	ため池パトロールは、劣化状況評価や改修計画の策定及びため池ハザードマップの作成 等の前提をなすものであり、防災の観点から重要な業務である。 したがって、職員・ため池等管理専門職を問わず、ため池巡回パトロール記録票は、マニ ュアル等に従い、正確に作成・記録すべきである。	措置済	令和5年度	点検記録表をマニュアルに従い適切に作成するよう改善した。また、引き続き、異常 の有無については記録簿のチェック欄に明示し、異常があった場合は、その内容を記 載するようにしている。	西濃農林事務所
指摘	第4章／ 第6 西濃 総合庁舎・ 大垣土木 事務所・西 濃農林事 務所	6 西濃農林事 務所	ため池パトロールは、劣化状況評価や改修計画の策定及びため池ハザードマップの作成 等の前提をなすものであり、防災の観点から重要な業務である。 したがって、樹木等の繁茂等の理由により確認不可なため池については、防災工事優先度 の要素を踏まえて順位付けした上で、優先度の高いため池から順次、定期点検の実施主 体たるため池管理者、市町村等とも協議・調整した上で、パトロールを実施可能な環境を 整備し、これを実施すべきである。	措置済	令和5年度	通行不可等の理由により確認不可であったため池については、令和4年度中にため池 管理者、市等と協議・調整した上でため池の点検パトロールを実施し、各ため池の状態 について記録を残した。	西濃農林事務所
指摘	第4章／ 第6 西濃 総合庁舎・ 大垣土木 事務所・西 濃農林事 務所	6 西濃農林事 務所	治山施設台帳は、各治山施設の基礎情報を把握するものであり、施設管理上の根幹をな すものである。 したがって、その情報が更新された場合には、事後的に更新内容の詳細を確認・聴取・検 証できるよう、更新者名を入力すべきである。 【改善報告】 更新者の欄に入力ができない理由が、システム上の不具合にあることが分かり、令 和5年1月 24 日に、同不具合が解消されたため、改善報告とする。	措置済	令和5年度	【改善報告済み】 包括外部監査報告書において、改善報告として「更新者の欄に入力ができない理由 が、システム上の不具合にあることが分かり、令和5年1月 24 日に、同不具合が解消 されたため、改善報告とする。」との記載がされている。	西濃農林事務所
				措置済	令和5年度	【改善報告済み】 システムの不具合によるもの。改修済み。	森林保全課
指摘	第4章／ 第6 西濃 総合庁舎・ 大垣土木 事務所・西 濃農林事 務所	6 西濃農林事 務所	採取・提出されたボーリングコア箱等については、通知内容に従い、原則、業務完了日の次 の年度から起算して5年間は保存すべきである。	措置済	令和5年度	「コア箱等については、原則、業務完了日の次の年度から起算して5年間保存するこ と」を、年度当初の係長会議及び当該資料の課内回覧により担当者に周知した。 なお、今年度完了した工事において、該当する事例はない。	西濃農林事務所
意見	第4章／ 第6 西濃 総合庁舎・ 大垣土木 事務所・西 濃農林事 務所	6 西濃農林事 務所	時間外勤務については、特定の月に一部の職員で時間外勤務が多い状況が確認されたこ とから、事務所内において業務の平準化をはかるなど、特定の職員に過度な負担が生じ ることのないよう対策を検討することが望ましい。	措置済	令和5年度	農地防災対策室の業務量は被災状況の影響を受けるが、引き続きPCログ情報と併せ て、職員の業務内容や時間外勤務の状況を詳細に把握し、必要に応じて業務の見直し や平準化を図るなど、特定の職員に負担が集中することがないよう、管理職員による 適切な組織運営の実施に努めていく。	西濃農林事務所
				措置済	令和5年度	農地防災対策室の業務量は被災状況の影響を受けるが、引き続きPCログ情報と併せ て、職員の業務内容や時間外勤務の状況を詳細に把握し、必要に応じて業務の見直し や平準化を図るなど、特定の職員に負担が集中することがないよう、管理職員による 適切な組織運営の実施に努めていく。	農地整備課
				措置済	令和5年度	引き続きPCログ情報と併せて、職員の業務内容や時間外勤務の状況を詳細に把握 し、必要に応じて業務の見直しや平準化を図るなど、特定の職員に負担が集中するこ とがないよう、管理職員による適切な組織運営の実施に努めていく。	林政課

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
意見	第4章／ 第6 西濃 総合庁舎・ 大垣土木 事務所・西 濃農林事 務所	6 西濃農林事 務所	ため池事業や治山事業は、いずれも防災の観点から必要不可欠であり、かつ、専門性を有する事業である。そして、発災・災害復旧の際には、人員及び知識・経験不足の問題は、深刻で危機的な状況をもたらす。 したがって、今後の行政運営に支障を来すことがないよう、関係部署間において十分に情報共有・協議を図り、外部委託のみならず、次世代を担う職員の確保・育成にも、より積極的に取り組むことが望ましい。	措置済	令和5年度	農業・林業系職員について、中長期的に安定した職員数を確保できるよう、複数年度による採用の平準化を行うほか、採用試験の見直しにより受験しやすい環境を整えるなど、積極的な確保に努めている。 また、専門的な知識や技能を習得するため、ため池事業や治山事業に関する研修を行うなど、職員の人材育成に取り組んでいる。 引き続き、関係部局間で連携を図り、今後の行政運営に支障が生じないよう必要な取組みを進めていく。	西濃農林事務所
				措置済	令和5年度		農地整備課
				措置済	令和5年度		林政課
				措置済	令和5年度		人事課
指摘	第4章／ 第7 揖斐 総合庁舎・ 揖斐土木 事務所・揖 斐農林事 務所	4 揖斐総合庁 舎	備蓄品であるガソリンについて、使用量の記録は正確に行うべきである。	措置済	令和5年度	ガソリンの使用量について、箱数ではなく缶数単位で記録することにした。	揖斐県事務所
指摘	第4章／ 第7 揖斐 総合庁舎・ 揖斐土木 事務所・揖 斐農林事 務所	5 揖斐土木事 務所	道路パトロールにより把握された問題辞令のうち処理済みのものは、日誌上において「処理済み」として正しく反映させ、異常箇所の措置状況につき、その完了まで進捗管理を行うべきである。	措置済	令和5年度	岐阜県道路パトロール実施要領が令和5年4月1日に改訂され、進捗管理はシステム上にて行うこととなった。	揖斐土木事務所
指摘	第4章／ 第7 揖斐 総合庁舎・ 揖斐土木 事務所・揖 斐農林事 務所	5 揖斐土木事 務所	未登記土地については、地方税法第348条第2項第1号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。 なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、(財)資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究－課税に対する信頼性の確保等について－」(平成25年3月)によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。	措置済	令和5年度	R5年8月に管内町長に対し、「未登記土地の情報提供」として、当所が有している情報を提供した。	揖斐土木事務所
意見	第4章／ 第7 揖斐 総合庁舎・ 揖斐土木 事務所・揖 斐農林事 務所	5 揖斐土木事 務所	衛星携帯電話の適切な管理のため、使用簿及び利用手続を定めたマニュアルを作成することが望ましい。	措置済	令和5年度	衛星電話の適切な管理のため、使用簿及び利用手続きを定めたマニュアルを備えた。	揖斐土木事務所
意見	第4章／ 第7 揖斐 総合庁舎・ 揖斐土木 事務所・揖 斐農林事 務所	6 揖斐農林事 務所	委託事業に関する入札において、予定価格と同額の数額での入札(積極的な落札意思なしと評価)が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。 なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。	措置済	令和5年度	R5.9.5 入札の方法等(業務の一般競争入札)について、県庁技術検査課へ今回の意見を伝え、情報交換を実施した	揖斐農林事務所

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第4章／ 第7 揖斐 総合庁舎・ 揖斐土木 事務所・揖 斐農林事 務所	6 揖斐農林事 務所	工事発注に先立って業者に委託した測量設計業務の成果品に誤りがあり設計変更をしたことについて、設計変更が認められるのは「真にやむを得ないものに限られる。」とされていることからすれば、設計図書作成の前提となる委託業務の結果に誤りがないかどうかについては、業者は当然であるが、農林事務所としても、十分に確認すべきである。	措置済	令和5年度	R5.1.10-16 業者における委託成果セルフチェックの手法等資料収集 R5.1.17-18 所内工事関係課(農地整備課・林業課)で今後の対応を検討協議、対応方針をまとめる。 R5.1.19 所内前提への情報共有を図る R5.4.18 所内課長会議にて新任者への対応徹底を図る。 R5.5.17 建設コンサルティング協会要望時に業界側へ対応方針伝達 R5.6.13 測量設計協会要望時に業界側へ対応方針伝達。	揖斐農林事務所
指摘	第4章／ 第7 揖斐 総合庁舎・ 揖斐土木 事務所・揖 斐農林事 務所	6 揖斐農林事 務所	委託業者に対するペナルティや責任追及の要否の検討、農林事務所の対応の適否の事後的検証などを可能とするため、上記工事に関する業者とのやりとりについては記録化しておくべきである。	措置済	令和5年度	R5.8.1 課長会議において、事案につき共有するとともに、業者とのやり取りについて記録化するよう所内職員に周知徹底した。	揖斐農林事務所
指摘	第4章／ 第7 揖斐 総合庁舎・ 揖斐土木 事務所・揖 斐農林事 務所	6 揖斐農林事 務所	上記工事では、結果的に損害は発生していないものの、当該計上漏れによって1,500万円もの増額変更を要しており、「軽微なミスの修正」といえるかどうかには疑問があるが、仮に「軽微なミスの修正」といえるとしても、少なくとも、農林事務所がそのように判断した経過を記録化しておくべきである。	措置済	令和5年度	R5.8.1 課長会議において、事案につき共有するとともに、農林事務所がどのように判断したか、今後同様な案件において活用できるよう経緯を記録に残すように所内職員に周知徹底した。	揖斐農林事務所
意見	第4章／ 第7 揖斐 総合庁舎・ 揖斐土木 事務所・揖 斐農林事 務所	6 揖斐農林事 務所	監査期間中に発生した揖斐農林事務所管内の町による事件について、刑事手続中の現状においては、必要性のない設計変更が行われたなどの事実が司法(刑事裁判)において認定・確定されたわけではない。 もっとも、仮にそのような事実がある場合には、補助金交付決定の取消し及び補助金の返還につながり得る。 そこで、当該刑事事件の進展を注視するとともに、町に対して照会するなどして、事実関係を把握するよう努めることが望ましい。	措置済	令和5年度	R5.1.17 揖斐川町からの県検査実施状況臨場依頼に基づく対応協力 R5.3.2 農林事務所での課題整理及び対応案1作成 R5.3.3 農林事務所での課題整理及び対応案1内容精査検討 R5.3.7 農林事務所での課題整理及び対応案2本庁相談調整 R5.3.15 揖斐川町総務部長面談、町の対応状況を聞き取り R5.3.29 揖斐川町長面談にて農林事務所の対応と町への要請事項を依頼 R5.4.18 所内課長会議にて新任者への対応徹底を図る。 R5.5.10 揖斐川町からの県検査実施状況臨場依頼に基づく対応協力	揖斐農林事務所
意見	第4章／ 第8 中濃 総合庁舎・ 美濃土木 事務所・中 濃農林事 務所	4 中濃総合庁 舎	防災資機材が中濃県事務所内の複数個所に点在しているため、防災資機材の規格や数量だけでなく、中濃県事務所内のどこに保管されているのかの具体的な場所を記載した管理台帳とともに、配置図を策定するのが望ましい。	措置済	令和5年度	7月3日、防災資機材の規格、数量を記載した一覧表を策定するとともに、防災資機材の保管場所がわかるよう配置図を策定した。	中濃県事務所
指摘	第4章／ 第8 中濃 総合庁舎・ 美濃土木 事務所・中 濃農林事 務所	4 中濃総合庁 舎	発災時には、防災担当職員以外も、防災資機材の利用が必要となることが想定される。 防災担当職員以外が、どこに防災資機材が存在し、何が保管されているかを確認することができるようするため、中濃総合庁舎の防災倉庫の入り口には、防災資機材が保管されている部屋や防災倉庫であることを示す表札や表示を示すべきである。	措置済	令和5年度	7月3日、防災資機材については、機械棟及び公用車庫に保管されているため、それぞれの場所に保管場所とわかるように表札で示した。	中濃県事務所

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第4章／ 第8 中濃 総合庁舎・ 美濃土木 事務所・中 濃農林事 務所	4 中濃総合庁 舎	防災資機材は、発災時の使用が予定されているものの、使用の機会は数年に一度あるかどうかであることから、平時における定期点検が行われないと実際の発災時に利用できない自体につながり得るところである。点検を行うべき物品として保管している以上、定期的な点検を行い、その記録を残すべきである。	措置済	令和5年度	7月3日、防災資機材一覧表により、定期的な点検を行い、点検実施日を記録できるように点検簿を作成した。	中濃県事務所
意見	第4章／ 第8 中濃 総合庁舎・ 美濃土木 事務所・中 濃農林事 務所	4 中濃総合庁 舎	防災資機材の数は多数に上る為、通常の業務に支障となるような頻度での点検も、担当職員に対する過度の負担をもたらしかねないため、物品ごとの適切な点検回数を要綱等で事前に決めるなどしておくことが望ましい。	措置済	令和5年度	7月3日、防災資機材一覧兼点検簿において、点検は年1回行い、在庫の場所や数量を確認するよう定めた。	中濃県事務所
指摘	第4章／ 第8 中濃 総合庁舎・ 美濃土木 事務所・中 濃農林事 務所	5 美濃土木事 務所	河川の管理状況の適切な把握の為に河川に異常を発見した以上、河川課に正確な報告を行うべきである。	措置済	令和5年度	令和4年度の河川結果一覧から、不法占用や不法投棄などの事案を「違反行為等の問題有」として記載している。 また、令和3年度より導入した「スマートパトロールシステム」を利用することで、システム上に入力した異常箇所や処理状況等の情報を、河川課においてもシステム上で閲覧・共有することが可能となっている。	美濃土木事務所
指摘	第4章／ 第8 中濃 総合庁舎・ 美濃土木 事務所・中 濃農林事 務所	5 美濃土木事 務所	未登記土地については、地方税法第348条第2項第1号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。 なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、(財)資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究－課税に対する信頼性の確保等について－」(平成25年3月)によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。	措置済	令和5年度	現状の未登記土地の情報を市に提供しました。	美濃土木事務所
意見	第4章／ 第8 中濃 総合庁舎・ 美濃土木 事務所・中 濃農林事 務所	5 美濃土木事 務所	ボーリングコアは、調査を行った地質の状況を確認し、工事等を行うにあたって必要となるサンプルであることから一定期間の保管が必要である。またボーリングコア自体は、一回の調査で数百万の委託調査の結果得られる物品であり、同地点における再度の工事等事業の際に有用なものであり、適切に保管することが必要である。そのため、効率的に活用できるよう整理して管理するとともに、保管場所把握のために配置図等を整備するのが望ましい。	措置済	令和5年度	平成20年3月12日付け技第919号「地質調査業務のコア箱等の保存期間について」に基づき、業務完了日の次の年度から起算して5年間を超過したコアはR5年度に一括して処分することとした。 また、コアの保管場所を庁舎北側車庫に一括して整理保管することとし、成果品名が職員が見やすいようレイアウトするなど確認が容易にできるよう配慮しました。	美濃土木事務所
意見	第4章／ 第8 中濃 総合庁舎・ 美濃土木 事務所・中 濃農林事 務所	5 美濃土木事 務所	保管場所等の確保のために必要であれば、ボーリングコア箱等は、通知文に基づく保存期間の経過後、その保管の必要性・有用性等を判断した上で、各自自治体の廃棄物処理法に基づき適切に処分することが望ましい。	措置済	令和5年度	平成20年3月12日付け技第919号「地質調査業務のコア箱等の保存期間について」に基づき、業務完了日の次の年度から起算して5年間を超過したコアはR5年度に一括して処分することとした。 処分は、道路維持修繕業務委託契約の受注者で一括して、適法に処分するよう指示し、処分を終えております。	美濃土木事務所
意見	第4章／ 第8 中濃 総合庁舎・ 美濃土木 事務所・中 濃農林事 務所	5 美濃土木事 務所	水防倉庫については、保管してある物品が実際の発災時に利用可能かどうかも含めて、一度見直しを行い、利用可能な物品については、急な発災時に利用ができるよう、倉庫の表示から配置図等を作成するなどして、物品の整理を行うことが望ましい。	措置済	令和5年度	令和5年1月に、水防資機材一覧表及び水防倉庫内の配置図を作成し、事務所内に備えている。 水防倉庫内の物品について緊急時の利用ができるよう整理を行った。	美濃土木事務所

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第4章／ 第8 中濃 総合庁舎・ 美濃土木 事務所・中 濃農林事 務所	6 中濃農林事 務所	治山施設点検業務特記仕様書に従って、評価を行うべきである。特に前回調査においてBとされたにもかかわらずCと評価が変化すると、施設そのものが改善されたかのように錯覚することになりかねない。評価結果は、施設の修繕の優先順位等を検討するための指標となるものであるから、正確な記録を行うべきである。 岐阜県治山施設個別施設設計画作成方針(案)の変更は、個別施設計画の対象に含めるかどうかの判断基準であるところ、再度の検討の結果、個別施設計画の対象から外れたことにより、今後の個別施設設計画からは除外されただけであり、施設の異常が無くなったことを意味しない。 正確な記録のためにも、個別施設計画の対象外となったことを記録し、異常が確認出来たことは記録として残すべきである。	措置済	令和5年度	評価シートに除外規定の項目欄を設けて記載するように改めました。	中濃農林事務所
意見	第4章／ 第8 中濃 総合庁舎・ 美濃土木 事務所・中 濃農林事 務所	6 中濃農林事 務所	中濃農林事務所の対応として、山地災害危険地区の危険度Aの箇所について、市町村に対し、情報提供をするのみではなく、関係地区の住民への説明会の開催等、危険度Aの箇所について治山事業が進んでいくよう、市町村とさらに連携することが望ましい。	措置済	令和5年度	危険地区の治山事業実施について関市、美濃市との連携を深め地域の実情にあった対応を周知徹底した。	中濃農林事務所
意見	第4章／ 第8 中濃 総合庁舎・ 美濃土木 事務所・中 濃農林事 務所	6 中濃農林事 務所	治山工事を実施するには、予算措置の他に、市町村の意向を踏まえ、地権者の同意が必要になるなど、中濃農林事務所として長期計画を立てづらい状況があることは一定程度理解できるが、確実に危険な箇所を修復し住民の安全を守るためには、進捗状況を把握できるように5年間などの中長期計画や単年度の着手率の目標値を設定することが望ましい。	措置済	令和5年度	第4期岐阜県森林づくり基本において、山地災害箇所の3年以内の着手(着手率100%)を目標としている。また、箇所別には時間管理表により進捗管理している。	中濃農林事務所
指摘	第4章／ 第8 中濃 総合庁舎・ 美濃土木 事務所・中 濃農林事 務所	6 中濃農林事 務所	契約の変更には、工期の延長理由が明確になる資料を添付が必要である。当該事例における変更理由の記載からは、どの程度の時間や時期の制約があるかや、地権者から具体的にどのような要望があるかが分らず、また資料の添付も不十分なため、変更の必要性判断をするに足る事由が記載されているとは言えない。 変更理由は、変更の要否が判断可能な程度に、具体的な記載を求め、また説明資料の添付を求めるべきである。	措置済	令和5年度	工期の延長については現場により様々な理由がありますが、各現場において工期延長の判断を明確にするため、具体的な事由の記載をするように改めました。	中濃農林事務所
意見	第4章／ 第8 中濃 総合庁舎・ 美濃土木 事務所・中 濃農林事 務所	6 中濃農林事 務所	治山工事は平坦部ではなく山間部で行うものであるため、一般的な工事と比べると地形的な制約(例:資材・機械置場や搬出入経路の確保)が非常に大きく、地権者と地元との協力なくしては実施できないものであるから、該当事案における変更理由は、当初から予見できないものではなく、地権者の状況については、現地調査及び地権者との協議を行えば容易に判明し得ると考えられる。 建設工事の設計段階において、地権者との協力の要否や地権者との関係での制約の有無などについては、事前に現地調査を含めた必要な調査を行うことが望ましい。	措置済	令和5年度	工事に必要な資材・機械置場、搬入路等の用地については設計段階から検討していますが、急峻な地形等により施工方法が変更となることがあります。今後は詳細に現地検討を行い制約条件の確認を行うようにします。	中濃農林事務所
指摘	第4章／ 第8 中濃 総合庁舎・ 美濃土木 事務所・中 濃農林事 務所	4 郡上総合庁 舎	郡上総合庁舎の所在場所の一部は、土砂災害警戒区域内であることから、土砂災害が発生した場合、職員生命または身体に危害が生ずるおそれがある。このため、土砂災害警戒情報の発表など土砂災害の発生危険が高まった場合には、土砂災害の危険性のない場所での災害対応を行うことを含め、支部の移転の時期等についてマニュアルを見直すべきである。	措置済	令和5年度	郡上総合庁舎及び郡上総合庁舎の移転先となる郡上市役所が、土砂災害等の被害によりいずれも施設利用が困難な場合は、郡上市と検討の上、移転先に支部を設置するよう、4月27日に支部移転マニュアルの見直しを行った。	中濃県事務所
意見	第4章／ 第8 中濃 総合庁舎・ 美濃土木 事務所・中 濃農林事 務所	4 郡上総合庁 舎	土砂災害発生時などにおける防災対策がとりうるのかどうかや、事前予防として減災対策がとりうるのかについて、庁舎裏山の現況確認をすることが望ましい。	措置済	令和5年度	土砂災害発生時などにおける防災対策がとりうるのかどうかや、事前予防として減災対策がとりうるのかについて、4月19日に庁舎裏山の現況確認を行った。	中濃県事務所

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第4章／ 第8 中濃 総合庁舎・ 美濃土木 事務所・中 濃農林事 務所	4 郡上総合庁 舎	発災時には、防災担当職員以外も、防災資機材の利用が必要となることが想定される。防災担当職員以外が、どこに防災資機材が存在し、何が保管されているかを確認することができるようになるため、郡上総合庁舎の防災倉庫の入り口には、防災資機材が保管されている部屋や防災倉庫であることを示す表札の掲示や表示すべきである。	措置済	令和5年度	4月19日、防災資機材については、別棟機械室に保管されているため、保管場所とわかるように表札で示した。	中濃県事務所
指摘	第4章／ 第9 郡上 総合庁舎・ 郡上土木 事務所・郡 上農林事 務所	5 郡上土木事 務所	随意契約理由書内の具体的な説明について、適切に記載するべきである。 なお、岐阜県会計規則取扱要領第141条関係第4項第5号は、岐阜県会計規則第141条1項の見積書の徴収に関する定めであり、随意契約の理由にかかる規定ではない。そのため、随意契約ができることの理由として記載される事項ではない。 さらに付言すると、「業務内容を熟知しており信頼度が高いこと」や「当該業務に精通していること」等の理由で契約者を限定することは、地方自治法施行令第167条の2第1項各号は想定していないため、随意契約ができる場合の理由にはならない(同法2号にもあたらない)。 「競争入札に付することが不利と認められるとき。」(地方自治法施行令第167条の2第1項6号)であれば、「不利となること」の具体的な説明が必要であり、具体的には、積算書や設計書等から、競争入札に付すほうが随意契約によるよりも経費や納期・工期で不利となることが認められることが必要となる。 「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。」(同法第1項7号)であれば、複数見積もりや市場調査による「有利な価格」であることの説明が必要である。 本件について随意契約理由書内の記載を踏まえると、「競争入札に付することが不利と認められるとき。」(地方自治法施行令第167条の2第1項6号)にはあたりうると考えられるが、その場合には理由書には工期などの不利益性について記載することが求められる。	措置済	令和5年度	今年度該当事案はないが、随意契約理由書の作成に際しては、引き続き地方自治法施行令、県会計規則等の趣旨に則って随意契約ができる理由として適切であるかどうかを精査し、記載することとしている。	郡上土木事務所
意見	第4章／ 第9 郡上 総合庁舎・ 郡上土木 事務所・郡 上農林事 務所	5 郡上土木事 務所	水防倉庫については、保管されている水防資器材が実際の発災時に利用可能となるかどうかも含めて、一度見直しを行い、利用可能な物品については、急な発災時に利用できるよう、倉庫の表示から配置図等を作成するなどして、倉庫内の物品整理を行うことが望ましい。	措置済	令和5年度	水防資器材については、郡上市に照会のうえ見直しを行うとともに、それにあわせ配置図を作成済みである(R5.3)。今後も発災時に水防資器材に速やかにアクセス出来るよう、物品の整理を行うとともに、レイアウト等の変更があれば随時、配置図の更新を行うこととしている。	郡上土木事務所
意見	第4章／ 第9 郡上 総合庁舎・ 郡上土木 事務所・郡 上農林事 務所	5 郡上土木事 務所	ボーリングコアは、調査を行った地質の状況を確認し、工事等を行うにあたって必要となるサンプルであることから同地点における再度の工事等事業の際に有用なものであり、適切に保管することが必要である。そのため、効率的に活用できるよう整理して管理するとともに、保管場所把握のために配置図等を整備するのが望ましい。	措置済	令和5年度	効率的に活用できるよう整理して管理するとともに、保管場所把握のために配置図を整備した(R5.8)。	郡上土木事務所
指摘	第4章／ 第9 郡上 総合庁舎・ 郡上土木 事務所・郡 上農林事 務所	5 郡上土木事 務所	ボーリングコア自体は、一回の調査で数百万の委託調査の結果得られる物品であることからすると、その取得に高額な費用を投じている物品である。庁舎内の保管スペースに限りがあることは理解するが、喪失自体が大きな財産的損害となりがねないものであり、盗取等の喪失リスクを勘案し、保管場所及び保管方法の配慮が必要である。したがって、外部者が容易にアクセスできる場所でボーリング資材を保管することは避けるべきである。	措置済	令和5年度	保管場所及び保管方法に配慮し、鍵付きの外部者が容易にアクセスできない場所にボーリング資材を保管した(R5.8)。	郡上土木事務所
指摘	第4章／ 第9 郡上 総合庁舎・ 郡上土木 事務所・郡 上農林事 務所	5 郡上土木事 務所	未登記土地については、地方税法第348条第2項第1号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。 なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、(財)資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究－課税に対する信頼性の確保等について－」(平成25年3月)によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。	措置済	令和5年度	現状の未登記土地の情報を郡上市に提供した(R5.8)。	郡上土木事務所

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第4章／ 第9 郡上 総合庁舎・ 郡上土木 事務所・郡 上農林事 務所	6 郡上農林事 務所	治山施設点検シートにつき、総合判定を行った場合には、判定結果の記載をシート上に正しく反映させるべきである。	措置済	令和5年度	記載漏れが生じないように係内で周知し、判定結果の記載をシート上に反映済である。	郡上農林事務所
意見	第4章／ 第9 郡上 総合庁舎・ 郡上土木 事務所・郡 上農林事 務所	6 郡上農林事 務所	郡上農林事務所の対応として、危険度Aの箇所が存在について、市町村に対し、情報提供をするのみではなく、関係地区の住民への説明会の開催等、危険度Aの箇所について治山事業が進んでいくよう、市町村とさらに連携することが望ましい。	措置済	令和5年度	郡上市に対し、連携会議での周知とともに現地の合同確認などにより、情報提供以上の調整を行っており、この結果、危険度Aの着手率は78.9％と県平均77.3％より高い状況である。	郡上農林事務所
意見	第4章／ 第9 郡上 総合庁舎・ 郡上土木 事務所・郡 上農林事 務所	6 郡上農林事 務所	治山工事を実施するには、市町村の意向を踏まえ、地権者の同意が必要になるなど、郡上農林事務所として長期計画を立てづらい状況はあるものの、確実に危険な箇所を修復し住民の安全を守るためには、進捗状況を把握できるように5年間などの中長期計画や単年度の着手率の目標値を設定することが望ましい。	措置済	令和5年度	第4期岐阜県森林づくり基本計画において、山地災害箇所の3年以内の着手(着手率100％)を目標としている。また、箇所別には時間管理表により進捗管理しており、ご意見にある「中長期計画」に対しては、進捗状況からも対応できていると考えている。	郡上農林事務所
指摘	第4章／ 第10 可 茂総合庁 舎・可茂土 木事務所・ 可茂農林 事務所	4 可茂総合庁 舎	可茂総合庁舎がある場所は、上図1のとおり、計画規模降雨(L1)に伴う洪水による浸水において0.5～3.0mの浸水が想定され、上図2のとおり、想定最大規模降雨(L2)に伴う洪水による浸水においては5.0～10.0mの浸水が、12～24時間にわたって継続的に生じる危険性が認められる地区である。 そのため、発災(水害)の際には、可茂総合庁舎敷地内における上記保管場所に置かれた備蓄品等は、いずれも浸水被害により使用不能に陥る危険性が十分にある。 したがって、発災時において緊急に必要な物資、備蓄品の流通備蓄体制の整備を図る必要性から、可茂総合庁舎における備蓄品等については、少なくともL1計画規模において浸水しない高さ・建物階層において保管すべきである。	措置済	令和5年度	・一部の備蓄品(パーテーション等)が1階の倉庫に保管されており、浸水時に当該備蓄品が使用不可能になる危険性があるため、4階の防災倉庫及びその他の倉庫に当該備蓄品を移動させた。 ・防災倉庫及びその他倉庫に収納する備蓄品については、保管場所を明確にすべく見取り図を別紙のとおり作成した。	可茂県事務所
指摘	第4章／ 第10 可 茂総合庁 舎・可茂土 木事務所・ 可茂農林 事務所	4 可茂総合庁 舎	防災備品である寝袋がその使用目的に従って利用できる状態を保つために、カビが発生しないよう保管場所の通気性を保つなど、適切に管理すべきである。	措置済	令和5年度	・天気の良い日を選んで防災倉庫等の窓を開け、換気を行い、湿気を室内にこもらせないようにする。(梅雨の時期は週1回、乾燥期は月2回を目途。) ・梅雨が長引き、防災室等の湿気が抜けない場合は、乾燥剤等の設置を行う等の対策を講じる。 ・防災倉庫に入出入りする際にはカビの発生源となる埃が室内にたまっていないかチェックし、掃除を行う。	可茂県事務所
意見	第4章／ 第10 可 茂総合庁 舎・可茂土 木事務所・ 可茂農林 事務所	4 可茂総合庁 舎	各防災倉庫の目立つ場所に、備蓄品の配置場所が分かる見取り図を配置するのが望ましい。	措置済	令和5年度	・見取り図を作成し、一番人目に付く防災室の入り口付近に掲示した。	可茂県事務所
意見	第4章／ 第10 可 茂総合庁 舎・可茂土 木事務所・ 可茂農林 事務所	4 可茂総合庁 舎	備蓄品が複数の離れた場所に分散して保管されている状態であるが、備蓄品は災害時にすぐに利用する可能性があるため、担当者以外の者においても所在を容易に把握できるようにする必要がある。 そのため、備蓄品は可能な限り一か所に備蓄することが望ましい。複数の場所にならざるを得ないとしても、相互に近接した場所に備蓄することが望ましい。	措置済	令和5年度	・キャパシティの関係上、一部の備蓄品は可茂総合庁舎4階の倉庫に収納できないが、同じ4階にある別倉庫に収納し、当該備蓄品については見取り図に配置を記載し、所在を明確にした。	可茂県事務所

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第4章／ 第10 可 茂総合庁 舎・可茂土 木事務所・ 可茂農林 事務所	5 可茂土木事 務所	未登記土地については、地方税法第348条第2項第1号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。 なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、(財)資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究－課税に対する信頼性の確保等について－」(平成25年3月)によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。	措置済	令和5年度	市町村へ未登記土地の情報提供を行った。	可茂土木事務所
指摘	第4章／ 第10 可 茂総合庁 舎・可茂土 木事務所・ 可茂農林 事務所	5 可茂土木事 務所	道路パトロールで処理済みのものは、日誌上において「処理済み」として正しく反映させ、異常箇所の措置状況につき、その完了まで進捗管理を行うべきである。	措置済	令和5年度	道路パトロール実施要領が令和5年4月1日に改訂され、異常箇所の進捗管理はシステム上にて行うこととなった。	可茂土木事務所
意見	第4章／ 第10 可 茂総合庁 舎・可茂土 木事務所・ 可茂農林 事務所	6 可茂農林事 務所	可茂農林事務所の対応として、危険度Aの箇所の存在について、市町村に対し、情報提供をするのみではなく、関係地区の住民への説明会の開催等、危険度Aの箇所について治山事業が進んでいくよう、市町村とさらに連携することが望ましい。	措置済	令和5年度	住民に対する十分な説明を行うよう、令和5年5月15日開催の市町村との会議で周知徹底済である。	可茂農林事務所
意見	第4章／ 第10 可 茂総合庁 舎・可茂土 木事務所・ 可茂農林 事務所	6 可茂農林事 務所	治山工事を実施するには、市町村の意向を踏まえ、地権者の同意が必要になるなど、可茂農林事務所として長期計画を立てづらい状況はあるものの、確実に危険な箇所を修復し住民の安全を守るためには、進捗状況を把握できるように5年間などの中長期計画や単年度の着手率の目標値を設定することが望ましい。	措置済	令和5年度	第4期岐阜県森林づくり基本計画P23において、山地災害箇所の3年以内の着手(着手率100%)を目標としている。また、箇所別には時間管理表により進捗管理することとしている(可茂農林は災害がないため、時間管理表は現在ない)。	可茂農林事務所
意見	第4章／ 第10 可 茂総合庁 舎・可茂土 木事務所・ 可茂農林 事務所	6 可茂農林事 務所	治山施設の管理に関するマニュアルを作成するのが望ましい。具体的には、例えば、危険度に応じたパトロール実施記録の作成、管理台帳である治山GISの定期的なメンテナンス、災害後の状況報告ルール作成等の維持管理方針を明確にし、管理責任を履行していることを第三者に疎明することなどを検討することが望ましい。	措置済	令和5年度	施設点検については岐阜県治山施設個別施設計画作成方針(案)P19～57に位置付けられており、点検記録はP73に記載された評価シートにより作成している。	可茂農林事務所
指摘	第4章／ 第11 東 濃西部総 合庁舎・多 治見土木 事務所・東 濃農林事 務所	4 東濃西部総 合庁舎	防災倉庫の入口扉の表示を変更して、防災倉庫であることを表示すべきである。	措置済	令和5年度	防災倉庫の入口扉に「防災倉庫」と表示しました。	東濃県事務所
指摘	第4章／ 第11 東 濃西部総 合庁舎・多 治見土木 事務所・東 濃農林事 務所	4 東濃西部総 合庁舎	夜間に防災資機材を搬出しなければならない場面も想定されるため、防災倉庫の電気は常に点く状態を保つべきである。	措置済	令和5年度	防災倉庫の電気は常に点くことができる状態としました。	東濃県事務所

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
意見	第4章／ 第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	4 東濃西部総合庁舎	飯ごうや携帯用ライトについても、備蓄品リストに記載して、管理することが望ましい。	措置済	令和5年度	当該物品の現在の状態について確認したところ、活用が困難(機能的に使用不可:飯ごう本体の錆び付き、ライト点灯せず)であったため、備蓄を取り止めました。	東濃県事務所
意見	第4章／ 第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	4 東濃西部総合庁舎	防災倉庫内のどの位置にどの備蓄品が存在するかを明確にする配置図を記載することが望ましい。	措置済	令和5年度	防災倉庫内(入口付近)に備蓄品配置図を作成し、掲示しました。	東濃県事務所
意見	第4章／ 第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	4 東濃西部総合庁舎	災害備蓄食料のみならず、備蓄用飲料水の更新に際しても、外部提供を図るなどして、有効活用する方法を検討することが望ましい。 また、備蓄品の保管場所には限りがあることから、保存期間経過後の備蓄用飲料水を生活用水として保管する場合には、その保管方法(飲料水との明確な分別、保管量及び保管期間)等に関する指針を定めた上で、計画的に運用することが望ましい。	措置済	令和5年度	保存期間経過後の備蓄用飲料水については、防災資機材搬出時の必要スペース等を確認したところ、必要かつ十分な搬出スペースを確保することが難しかったため、備蓄を取り止めました。 なお、今後は、災害備蓄食料のほか備蓄用飲料水についても、その更新に当たっては外部提供を図るなど、有効活用します。	東濃県事務所
意見	第4章／ 第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	5 多治見土木事務所	負担金の問題があるにしても、岐阜県八山系砂防総合整備計画の個別計画、東濃山系砂防総合整備計画記載の危険性に対応の重要性からして、土砂災害警戒区域内の避難所や要配慮者利用施設等の優先順位の高い砂防施設整備について、県から地元への直接的な働きかけを引き続き行うことが望ましい。	措置済	令和5年度	土砂災害警戒区域内に避難所や要配慮者利用施設等がある優先順位の高い箇所について、県から地元へ施設整備を働きかけ、地元自治体との調整のもと2箇所の新規事業化を図った。 今後も、引き続き県から地元への直接的な働きかけを行うよう努める。	多治見土木事務所
指摘	第4章／ 第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	5 多治見土木事務所	未登記土地は、測量図等の不一致による登記保留地を除けば、公費をかけて取得したものの、何らかの事情で移転登記手続が完了していないものである。そうすると、その経緯に関する資料は、県が当該土地を取得したことを示す重要書類であるうえ、場合によっては、時効取得の証拠にもなり得る書類である。未登記土地に関する資料は、特に、慎重に保管すべきである。	措置済	令和5年度	未登記土地に関する資料は、当時の経緯が分かる重要書類であることから、誤って破棄することがないように専用の保管庫を設け案件別に保管・管理しているが、より慎重な管理を行うため、新たに持ち出し簿を整備した。	多治見土木事務所
指摘	第4章／ 第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	5 多治見土木事務所	未登記土地については、地方税法第348条第2項第1号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。 なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、(財)資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究－課税に対する信頼性の確保等について－」(平成25年3月)によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。	措置済	令和5年度	管内市町村における未登記土地について、取得年度、事業名、地番、取得面積等を各市町村に情報提供を行った。(R5.7.20付)	多治見土木事務所
意見	第4章／ 第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	5 多治見土木事務所	水防倉庫については、保管してある物品が実際の発災時に利用可能かどうかも含めて、一度見直しを行い、利用可能な物品については、急な発災時に利用ができるよう、倉庫の表示から配置図等を作成するなどして、物品の整理を行うことが望ましい。	措置済	令和5年度	水防倉庫に保管してある物品について、災害時に利用可能な物品を整理し、そのリスト及び配置図を作成した。	多治見土木事務所

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第4章／ 第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	5 多治見土木事務所	ボーリングコア自体は、一回の調査で数百万の委託調査の結果得られる物品であることから、その取得に高額な費用を投じている物品である。庁舎内の保管スペースに限りがあることは理解するが、喪失自体が大きな財産的損害となりがねないものであり、盗取等の喪失リスクを勘案し、保管場所及び保管方法の配慮が必要である。したがって、外部者が容易にアクセスできる場所でボーリング資材を保管することは避けるべきである。	措置済	令和5年度	全てのボーリングコアについて、保管期間を過ぎて処分するものと、保管期限内や保管が必要なものに分けた。 そのうえで保管すべきものについては、保管場所の情報も掲載した「保管リスト」を作成し、盗難等の喪失リスクを回避するようワイヤーで縛ったうえ鍵をかけ車庫に保管した。	多治見土木事務所
意見	第4章／ 第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	6 東濃農林事務所	危険度調査をして優先順位をつけている趣旨は、予算の制約の中で、これを効率的に使用するためである。地元の主体性を尊重する姿勢では、危険度調査に基づく早期事業完了が期待できない。特に、危険度Aの山地災害危険地区については、県から地元への直接的な働きかけを強化することが望ましい。	措置済	令和5年度	山地災害危険地区は、県のホームページへの記載の他、市の防災計画に記載することで、地域住民への周知を図っている。 また、危険度A未着手の山地災害危険地区について、市へ優先対策箇所として周知を図った。	東濃農林事務所
指摘	第4章／ 第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	6 東濃農林事務所	ため池バトロールは、劣化状況評価や改修計画の策定及びため池ハザードマップの作成等の前提をなすものであり、防災の観点から重要な業務である。異常が認められた場合のみチェックを入れるのでは、確認の有無が一見して明白でない。したがって、職員・ため池等管理専門職を問わず、ため池巡回バトロール記録票は、マニュアル等に従い、正確に作成・記録すべきである。	措置済	令和5年度	令和5年2月下旬以降、点検結果を確認しやすくするため、異常の有無について、チェック欄に明示した上で、異常があった場合は、その内容を記載するよう改善した。	東濃農林事務所
指摘	第4章／ 第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	6 東濃農林事務所	ため池バトロールは、劣化状況評価や改修計画の策定及びため池ハザードマップの作成等の前提をなすものであり、防災の観点から重要な業務である。したがって、通行不可等の理由により確認不可なため池については、防災工事優先度の要素を踏まえて順位付けした上で、優先度の高いため池から順次、定期点検の実施主体たるため池管理者、市町村等とも協議・調整した上で、バトロールを実施可能な環境を整備し、これを実施すべきである。	措置済	令和5年度	通行不可等の理由により確認不可であったため池については、令和4年度中にため池管理者、市等と協議・調整した上でため池の点検バトロールを実施した。	東濃農林事務所
指摘	第4章／ 第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	6 東濃農林事務所	岐阜県森林整備事業補助金交付申請書の事業者向けチェックシートの様式を整備し、申請者に添付させるべきである。	措置済	令和5年度	申請事業者に対して、国の定めた様式によるチェックシートを周知し、補助金申請時の添付を徹底した。	東濃農林事務所
指摘	第4章／ 第12 恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所	4 恵那総合庁舎	日本赤十字社の所有する災害救援物資を県の施設内で保管するのは不適切である。当該物資は、日本赤十字社が目的外使用許可を得て設置している倉庫内で保管すべきである。	措置済	令和5年度	日本赤十字社の所有する災害救援物資は、従前から県の目的外使用許可を得て恵那総合庁舎敷地内に設置した災害備蓄倉庫内で適切に保管されている。	恵那県事務所
意見	第4章／ 第12 恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所	4 恵那総合庁舎	他の総合庁舎において、県の防災備蓄品を日本赤十字社の倉庫で保管している事例は見当たらなかった。公有財産の善管注意義務の観点からも、そもそも、第三者の設置する倉庫内に県の防災備蓄品を保管するのは不適切である。庁舎内にスペースを確保するか、庁舎外に防災倉庫を設置することが望ましい。	措置済	令和5年度	日本赤十字社の倉庫で保管していた県の防災備蓄品は、県の倉庫へ移動した。	恵那県事務所

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第4章／ 第12 恵 那総合庁 舎・恵那土 木事務所・ 恵那農林 事務所	4 恵那総合庁 舎	防災倉庫の扉に表示するなどの方法により、外部から防災資機材が所在することを表示すべきである。	措置済	令和5年度	倉庫扉に「防災備蓄品倉庫」と表示した。	恵那県事務所
指摘	第4章／ 第12 恵 那総合庁 舎・恵那土 木事務所・ 恵那農林 事務所	4 恵那総合庁 舎	防災倉庫の発動発電機の作動点検を実施すべきである。	措置済	令和5年度	令和5年8月21日に作動点検を実施し、問題なく作動することを確認した。	恵那県事務所
指摘	第4章／ 第12 恵 那総合庁 舎・恵那土 木事務所・ 恵那農林 事務所	5 恵那土木事 務所	未登記土地は、測量図等の不一致による登記保留地を除けば、公費をかけて取得したもの、何らかの事情で移転登記手続が完了していないものである。そうすると、その経緯に関する資料は、県が当該土地を取得したことを示す重要書類であるうえ、場合によっては、時効取得の証拠にもなり得る書類である。未登記土地に関する資料は、特に、慎重に保管すべきである。	措置済	令和5年度	県が当該土地を取得したことを示す土地売買契約書等の重要な書類については、年度ごとに箱フォルダーで整理し、庁舎内の倉庫で保管しています。	恵那土木事務所
指摘	第4章／ 第12 恵 那総合庁 舎・恵那土 木事務所・ 恵那農林 事務所	5 恵那土木事 務所	未登記土地については、地方税法第348条第2項第1号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。 なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、(財)資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究－課税に対する信頼性の確保等について－」(平成25年3月)によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。	措置済	令和5年度	管内2市に対して、該当する未登記土地の情報を提供しました。	恵那土木事務所
意見	第4章／ 第12 恵 那総合庁 舎・恵那土 木事務所・ 恵那農林 事務所	5 恵那土木事 務所	水防倉庫については、保管してある物品が実際の発災時に利用可能かどうかも含めて、一度見直しを行い、利用可能な物品については、急な発災時に利用ができるよう、倉庫の表示から配置図等を作成するなどして、物品の整理を行うことが望ましい。	措置済	令和5年度	水防倉庫内の物品について、令和5年5月に水防資機材点検を行い利用可能か確認しました。併せて、発災時に備え倉庫までの案内図と物品配置図(倉庫内見取図)、物品一覧表を作成し事務所と倉庫内に掲示しました。なお、倉庫内は物品の配置が一目でわかるよう整理しました。	恵那土木事務所
意見	第4章／ 第12 恵 那総合庁 舎・恵那土 木事務所・ 恵那農林 事務所	5 恵那土木事 務所	衛星携帯電話について、使用記録簿を作成することが望ましい。	措置済	令和5年度	「衛星携帯電話使用簿」を作成しました。	恵那土木事務所
指摘	第4章／ 第12 恵 那総合庁 舎・恵那土 木事務所・ 恵那農林 事務所	5 恵那土木事 務所	水防当番勤務表の終了時間を記載すべきである。	措置済	令和5年度	水防当番勤務表の記載について、令和5年4月の水防説明会において指導を行うとともに、水防当番後の勤務表提出時に施設管理課において記載漏れがないか確認しています。	恵那土木事務所

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
意見	第4章／ 第12 恵 那総合庁 舎・恵那土 木事務所・ 恵那農林 事務所	6 恵那農林事 務所	山地災害危険地区について、山腹崩壊・崩壊土砂流出危険度と、被災危険度の視点で危険度調査をして優先順位をつけている趣旨は、予算の制約の中で、これを効率的に使用するためである。あくまで地元市からの要望の有無で次年度の事業化の可否を判断するという姿勢では、危険度調査をして優先順位を付している意味がない。特に危険度Aの山地災害危険地区について、県から地元市への直接的な働きかけを強化することが望ましい。	措置済	令和5年度	山地災害危険地区のうち危険度が高く未着手の箇所について、令和5年6月30日の治山事業施行要望の照会にあわせて、県による現地調査結果を市へ情報提供し、荒廃状況及び事業の必要性について説明を行っており、措置済みである。	恵那農林事務所
指摘	第4章／ 第12 恵 那総合庁 舎・恵那土 木事務所・ 恵那農林 事務所	6 恵那農林事 務所	外部業者による現地確認に基づく評価を変更するには、少なくとも、自ら現地確認した上で判断すべきである。なお、書面判断で評価が変更になるならば、そもそも当該業者のあてはめが間違っているということになり、当該業者へのあてはめ評価の指導が不足していることになる。この場合には、外部業者との委託契約の仕様(評価の仕方やその指導)を見直すべきである。	措置済	令和5年度	令和5年度の委託業務において、令和5年6月12日の外部業者との事前打合せ時に、具体事例に基づき評価方法について指導を行っており、措置済みである。	恵那農林事務所
意見	第4章／ 第12 恵 那総合庁 舎・恵那土 木事務所・ 恵那農林 事務所	6 恵那農林事 務所	ため池特措法の財政的効果や防災・減災の重要性の観点から、防災重点農業用ため池の改修等を緊急的かつ加速的に実現していく必要がある。特に、恵那農林事務所管内には、県内の半分以上のため池が存在していることからすれば、内部職員の人事異動だけではなく、外部から人材を募る方法も含めて人員増強することが望ましい。	措置済	令和5年度	業務内容を踏まえ、必要に応じて外部委託の活用を検討していく。 また、ため池の点検バトルなどに対応するため、令和3年度から、ため池等管理専門職員を1名配置しているが、ため池の数が多い恵那管内について、他の職員に負担がかからないように、令和5年度からため池等管理専門職員を1名増員し、2名体制で対応	農地整備課
				措置済	令和5年度	業務内容を踏まえ、必要に応じて外部委託の活用を検討していく。 また、ため池の点検バトルなどに対応するため、令和3年度から、ため池等管理専門職員を1名配置しているが、農業用ため池の数が多い恵那管内について、他の職員に負担がかからないように、令和5年度からため池等管理専門職員を1名増員し、2名体制で対応を実施。	恵那農林事務所
意見	第4章／ 第12 恵 那総合庁 舎・恵那土 木事務所・ 恵那農林 事務所	6 恵那農林事 務所	仮設排水管の勾配がとれないことが、設計時から予測できない事態とは考えられず、設計変更が真にやむを得ないものであったとも考えられない。設計図書は、入札時における唯一の積算根拠資料であり、公正な競争の基礎資料でもある。真にやむを得ないものに限らず設計変更を認めていては、入札の公正性に疑義が生じることになりかねない。設計業務委託業者に対しては、変更契約を要するに至った事実を共有し、同様の事態を繰り返さないよう指導することが望ましい。	措置済	令和5年度	設計業務委託業者に対し、今回の事例を情報共有するとともに、仮設工の設計であっても、現地の状況に即した適切な設計を徹底するよう指導した。	恵那農林事務所
指摘	第4章／ 第13 下 呂総合庁 舎・下呂土 木事務所・ 下呂農林 事務所	4 下呂総合庁 舎	防災備蓄品も財産であるところ、目的を明確にしなければ、適切に役割を果たすことができるか否か判断することができない。そこで、下呂総合庁舎で保管すべき防災備蓄品の目的及びそれぞれの必要数について明確にすべきである。	措置済	令和5年度	防災備蓄品の必要品目・数量の根拠について、上半期を目途に、各県事務所と情報共有を図り明確にする。	防災課

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第4章／ 第13 下呂総合庁舎・下呂土木事務所・下呂農林事務所	5 下呂土木事務所	変更契約をする場合は、現地部会から変更内容の承認を受けた後に、速やかに変更契約をすべきである。	措置済	令和5年度	令和4年度において、包括外部監査の結果を踏まえ、所内の会議を通じ、全職員への周知を図りました。	下呂土木事務所
指摘	第4章／ 第13 下呂総合庁舎・下呂土木事務所・下呂農林事務所	5 下呂土木事務所	未登記土地については、地方税法第348条第2項第1号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。 なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、(財)資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究－課税に対する信頼性の確保等について－」(平成25年3月)によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。	措置済	令和5年度	R5年7月に下呂市に未登記台帳の情報を提供した。	下呂土木事務所
指摘	第4章／ 第13 下呂総合庁舎・下呂土木事務所・下呂農林事務所	5 下呂土木事務所	道路パトロールにおいて、処理済みのものは、日誌上において「処理済み」として正しく反映させ、異常箇所の措置状況につき、その完了まで進捗管理を行うべきである。	措置済	令和5年度	道路パトロール実施要領が令和5年4月1日に改訂され、異常箇所の進捗管理はシステム上にて行うこととなった。	下呂土木事務所
指摘	第4章／ 第13 下呂総合庁舎・下呂土木事務所・下呂農林事務所	5 下呂土木事務所	管理調整係長は、金庫の鍵を、総務課長のキャビネットに保管し、総務課長のキャビネットの合鍵を保管すべきである。あるいは、ルールが実態に合わないのであれば、ルールの改正も検討すべきである。	措置済	令和5年度	R4年度にルールを順守した保管方法に改めました。	下呂土木事務所
意見	第4章／ 第13 下呂総合庁舎・下呂土木事務所・下呂農林事務所	6 下呂農林事務所	下呂農林事務所の対応として、危険度Aの箇所が存在について、市町村に対し、情報提供をするのみではなく、関係地区の住民への説明会の開催等、危険度Aの箇所について治山事業が進んでいくよう、市町村とさらに連携することが望ましい。	措置済	令和5年度	危険地区における治山事業実施について、県と市の連携をより深め、地域の実情にあった対応を行うことができるよう、年度当初の会議において周知を図った。	下呂農林事務所
意見	第4章／ 第13 下呂総合庁舎・下呂土木事務所・下呂農林事務所	6 下呂農林事務所	治山工事を実施するには、市町村の意向を踏まえ、地権者の同意が必要になるなど、下呂農林事務所として長期計画を立てづらい状況はあるものの、確実に危険な箇所を修復し住民の安全を守るためには、進捗状況を把握できるように5年間などの中長期計画や単年度の着手率の目標値を設定することが望ましい。	措置済	令和5年度	第4期岐阜県森林づくり基本において、山地災害箇所の3年以内の着手(着手率100%)を目標としている。また、箇所別には時間管理表により進捗管理している。	下呂農林事務所
指摘	第4章／ 第13 下呂総合庁舎・下呂土木事務所・下呂農林事務所	6 下呂農林事務所	管理調整係長は、金庫の鍵を、総務課長のキャビネットに保管し、総務課長のキャビネットの合鍵を保管すべきである。あるいは、ルールが実態に合わないのであれば、ルールの改正も検討すべきである。	措置済	令和5年度	実態に沿うように、ルールを改正した。(「下呂農林事務所における金庫の管理方法」を改正した。)	下呂農林事務所

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第4章／ 第14 飛 騨総合庁 舎・高山土 木事務所・ 古川土木 事務所・飛 騨農林事 務所	4 舎 飛騨総合庁	高山市の毛布の貸出は、物品の貸付に関する岐阜県会計規則98条3項の手續に違反している。借主である高山市に対しては、岐阜県会計規則に従った借受書の提出を求めると共に、毛布の返還を求めるべきである。	措置済	令和5年度	令和4年9月に借受書の提出及び毛布の返還を受けた。	飛騨県事務所
指摘	第4章／ 第14 飛 騨総合庁 舎・高山土 木事務所・ 古川土木 事務所・飛 騨農林事 務所	4 舎 飛騨総合庁	防災資機材は、発災時の使用が予定されているものの、使用の機会は数年に一度あるかどうかであることから、平時における定期点検が行われないと実際の発災時に利用できない事態につながり得るところである。点検を行うべき物品として保管している以上、定期的な点検は重要である。点検が実際に行われているかどうかを検証するためにもその記録を残すべきである。	措置済	令和5年度	今年度より、四半期ごとの点検の際に「災害用資器材点検簿」を作成し、記録を残すこととした。	飛騨県事務所
指摘	第4章／ 第14 飛 騨総合庁 舎・高山土 木事務所・ 古川土木 事務所・飛 騨農林事 務所	4 舎 飛騨総合庁	衛星可搬局用簡易テントは、そもそも貸出が認められていない物品であり、担当者の独自の判断で貸出を行うべきではなく、速やかな返却を求めるべきである。	措置済	令和5年度	令和5年5月に衛星可搬局用簡易テントの返却を受けた。	飛騨県事務所
指摘	第4章／ 第14 飛 騨総合庁 舎・高山土 木事務所・ 古川土木 事務所・飛 騨農林事 務所	5 高山土木事務所	入札において、複数の同額グループがある場合は、積算内訳書を提出させ談合の疑いがないかどうかを検査すべきであり、検査を行った事実を確認する意味でも、取得した内訳書を記録し保管すべきである。	措置済	令和5年度	令和5年1月より、複数の同額グループがある場合において積算内訳書の内容を精査し談合の疑義の有無を確認した結果を保管するよう改めました。 なお、令和5年4月1日からは、この取扱いを定める技術検査課通知が改正され、この通知に従い、入札に疑義があるかどうかの判断においては、積算内訳書の精査は行わず、「特定できる談合情報があった場合」のみとしています。	高山土木事務所
指摘	第4章／ 第14 飛 騨総合庁 舎・高山土 木事務所・ 古川土木 事務所・飛 騨農林事 務所	5 高山土木事務所	道路パトロールにおいて、処理済みのものは、日誌上において「処理済み」として正しく反映させ、異常箇所の措置状況につき、その完了まで進捗管理を行うべきである。	措置済	令和5年度	岐阜県道路パトロール実施要領に基づき、異常箇所の措置完了まで進捗管理を行っています。	高山土木事務所
指摘	第4章／ 第14 飛 騨総合庁 舎・高山土 木事務所・ 古川土木 事務所・飛 騨農林事 務所	5 高山土木事務所	施設点検の結果は、今後の維持補修においては全体の状況を正確に把握した上で計画的に行う必要がある。誤った記述は正確な修繕計画における妨げとなることから、全体の表記への転記においては正確な記述で行うべきであり、誤った表記は速やかに訂正すべきである。	措置済	令和5年度	施設点検結果について確認し、誤った記述を修正しました。	高山土木事務所

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第4章／ 第14 飛 騨総合庁 舎・高山土 木事務所・ 古川土木 事務所・飛 騨農林事 務所	5 高山土木事 務所	未登記土地については、地方税法第348条第2項第1号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。 なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、(財)資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究－課税に対する信頼性の確保等について－」(平成25年3月)によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。	措置済	令和5年度	管内市村へ未登記土地の情報提供を行いました。	高山土木事務所
意見	第4章／ 第14 飛 騨総合庁 舎・高山土 木事務所・ 古川土木 事務所・飛 騨農林事 務所	5 高山土木事 務所	水防倉庫については、保管してある物品が実際の発災時に利用可能かどうかも含めて、一度見直しを行い、利用可能な物品については、急な発災時に利用ができるよう、倉庫の表示から配置図等を作成するなどして、物品の整理を行うことが望ましい。	措置済	令和5年度	保管物品の利用可能状況を確認しました。水防資器材を整理し、発災時に利用しやすい場所に集約するとともに、水防資器材の内訳を明示し、水防活動の際に速やかに活用できるようにしました。 また、それ以外の物品についても整理のうえ、全体的な配置図を作成し、水防資器材と混在しないよう明示しました。	高山土木事務所
意見	第4章／ 第14 飛 騨総合庁 舎・高山土 木事務所・ 古川土木 事務所・飛 騨農林事 務所	5 高山土木事 務所	高山土木事務所管内においては、令和2年7月豪雨によって崩壊した道路に関して災害復旧工事を行い、令和4年9月に完了したが、同月の大雨により復旧範囲も含めた道路の崩壊が発生した。災害復旧工事そのものは適切に行われているものの、結果的にはその工事にかけた費用が全て失われてしまっている。復旧工事箇所が再度崩壊するような結果が生じないように、本件被災箇所の地質調査の結果などを参考に、他の復旧工事においても同様の結果とならぬよう、復旧工事の検討方法などを検証し、今後の災害復旧の判断に活かすことが望ましい。	措置済	令和5年度	今回の事例と地質などの条件が同様な場合は、被災原因の特定、復旧方法の検討の参考にしています。	高山土木事務所
意見	第4章／ 第14 飛 騨総合庁 舎・高山土 木事務所・ 古川土木 事務所・飛 騨農林事 務所	5 高山土木事 務所	令和3年包括外部監査において監査人より、「現地機関において、つり銭への対応を職員が迫られないよう、つり銭資金の交付につき、大垣市会計規則等を参考にして、会計規則に規定することが望ましい。」との意見が付されているが、本年度においても、他機関において同様の問題が見いだされている。近年は現金を管理することが減った一方、未だに小口ではあるが現金を必要とする場面が存在し、公金と担当者の私金が混ざり合う状況は早急に解消することが望ましい。小口の現金管理において担当者による支払がなされている現状があるかどうかを確認の上、早急な会計規則の整理が望ましい。	措置済	令和5年度	他の自治体のつり銭資金の取扱いや会計規則の規定の状況を踏まえ、岐阜県つり銭資金取扱要綱を令和5年4月1日付けで制定。	出納管理課
指摘	第4章／ 第14 飛 騨総合庁 舎・高山土 木事務所・ 古川土木 事務所・飛 騨農林事 務所	5 高山土木事 務所	金庫の鍵が使えなくなっている状況を修繕し、適切な管理が行える状況にすることが必要である。特にダイヤル式の開閉管理となった場合、ダイヤル番号が判明するだけで誰もが容易に開閉できることにもつながり、防犯管理上も危険性が高くなる。速やかな鍵の修繕を行い、本来の管理に戻すべきである。	措置済	令和5年度	令和5年2月に鍵での開閉ができるよう修繕を行い、適切な管理を行えるようにしました。	高山土木事務所
指摘	第4章／ 第14 飛 騨総合庁 舎・高山土 木事務所・ 古川土木 事務所・飛 騨農林事 務所	6 古川土木事 務所	土砂災害警戒情報の発表など土砂災害の発生の危険が高まった場合には、土砂災害の危険性のない場所での災害対応を行うことを含め、集合場所の変更や集合時期等についてマニュアルを見直すべきである。	措置済	令和5年度	古川土木事務所が被災の可能性があると判断される場合は、拠点を移転する旨を災害・危機管理等対応マニュアルへ明記しました。	古川土木事務所

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第4章／ 第14 飛 騨総合庁 舎・高山 土木事務 所・古川 土木事務 所・飛騨 農林事務 所	6 古川土木 事務所	入札において、複数の同額グループがある場合は、積算内訳書を提出させ談合の疑いがないかどうかを検査すべきであり、検査を行った事実を確認する意味でも、取得した内訳書を記録し保管すべきである。	措置済	令和5年度	令和5年1月から、複数の同額グループがある場合は、確認した積算内訳書を保管することとしています。 令和5年4月1日以降は、令和5年3月20日付技第757号「建設工事等の入札執行における申請書、積算内訳書及び確認資料の不備による無効等に関する取扱いの運用について（通知）」に従うこととしています。	古川土木事務所
指摘	第4章／ 第14 飛 騨総合庁 舎・高山 土木事務 所・古川 土木事務 所・飛騨 農林事務 所	6 古川土木 事務所	道路パトロールにおいて、処理済みのものは、日誌上において「処理済み」として正しく反映させ、異常箇所の措置状況につき、その完了まで進捗管理を行うべきである。	措置済	令和5年度	道路パトロール実施要領が令和5年4月1日に改訂され、異常箇所の進捗管理はシステム上にて行うこととなった。	古川土木事務所
意見	第4章／ 第14 飛 騨総合庁 舎・高山 土木事務 所・古川 土木事務 所・飛騨 農林事務 所	7 飛騨農林 事務所	飛騨農林事務所の対応として、山地災害危険地区の危険度Aの箇所の存在について、市町村に対し、情報提供をするのみではなく、関係地区の住民への説明会の開催等、危険度Aの箇所について治山事業が進んでいくよう、市町村とさらに連携することが望ましい。	措置済	令和5年度	市村の地域防災計画へ山地災害危険地区の掲載を依頼済み。また、関係地区の住民への説明会を市村担当者と開催済み。	飛騨農林事務所
意見	第4章／ 第14 飛 騨総合庁 舎・高山 土木事務 所・古川 土木事務 所・飛騨 農林事務 所	7 飛騨農林 事務所	治山工事を実施するには、市町村の意向を踏まえ、地権者の同意が必要になるなど、飛騨農林事務所として長期計画を立てづらい状況はあるものの、確実に危険な箇所を修復し住民の安全を守るためには、進捗状況を把握できるように5年間などの中長期計画や単年度の着手率の目標値を設定することが望ましい。	措置済	令和5年度	第4期岐阜県森林づくり基本において、山地災害箇所の3年以内の着手（着手率100％）を目標としている。また、箇所別には時間管理表により進捗管理している。	飛騨農林事務所
意見	第4章／ 第14 飛 騨総合庁 舎・高山 土木事務 所・古川 土木事務 所・飛騨 農林事務 所	7 飛騨農林 事務所	予定価格と同額の数額での入札（積極的な落札意思なしと評価）が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。 なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。	措置済	令和5年度	入札方式の選定にあたっては、各案件毎に業務の特殊性、地域性、技術力、緊急性等を総合的に考慮したうえで入札方式を判断し、現地機関部会で決定している。	飛騨農林事務所
意見	第4章／ 第14 飛 騨総合庁 舎・高山 土木事務 所・古川 土木事務 所・飛騨 農林事務 所	7 飛騨農林 事務所	当初の設計段階で、設置から20年近く経過した電子機器をそのまま使用することを想定すること自体が、周到な調査に基づく設計であったとは考えがたく、当初から機器の更新も含めた設計に基づく発注が妥当であった可能性が極めて高い。また、機器自体が分離発注も可能であった可能性があり、設計変更によるべきであったかも疑問が生じるところである。 当初の発注段階で電子機器が設置から、一般的な耐用年数を超えている場合は、機器の継続使用が可能かどうかを予め確認した上で、発注を行うことが望ましい。	措置済	令和5年度	今後、同様な事業について、より綿密な調査を行うとともに、発注段階で再度状況を確認した上で、発注することを徹底した。	飛騨農林事務所

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第4章／ 第14 飛 騨総合庁 舎・高山土 木事務所・ 古川土木 事務所・飛 騨農林事 務所	7 飛騨農林事 務所	治山施設点検業務特記仕様書に従って、評価を行うべきである。特に前回調査においてBとされたにもかかわらずCと評価が変化すると、施設そのものが改善されたかのように錯覚することになりかねない。施設の修繕の優先順位等を検討する為の指標となるのであり、正確な記録を行うべきである。 岐阜県治山施設個別施設計画作成方針(案)の変更は、個別施設計画の対象に含めるかどうかの判断基準であるところ、再度の検討の結果、個別施設計画の対象から外れたことにより、今後の個別施設計画からは除外されただけであり、施設の異常が無くなったことを意味しない。 正確な記録のためにも、個別施設計画の対象外となったことを記録し、異常が確認出来たことは記録として残すべきである。	措置済	令和5年度	・点検結果に基づき適正な評価により正確に記録し、個別施設計画の対象外となった施設についても記録として残していく。また、様式に次回の点検計画の項目にその他として「除外規定に該当 次回以降点検不要」が追加された。	飛騨農林事務所

種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
意見	第5章／第2 清流の国推進部の事業	2「要配慮者支援の推進」に関する事業の主な取組	目標値の算出根拠は明確にする必要があるが、事業の目的を踏まえると受講者数を目標値として設定するのではなく、外国人防災リーダー人材リストの登録者数を目標値として設定することが望ましい。	措置済	令和5年度	令和4年度までは、外国人防災リーダー育成講座受講者数を目標値としていたが、令和5年3月、岐阜県強靱化計画アクションプラン2023の策定時に、令和5年度から、外国人防災リーダー確保数(登録者数)へ目標値を変更済。	外国人活躍・共生社会推進課
意見	第5章／第3 健康福祉部の事業	1「重度障がい児者に対する災害時等支援ネットワークの構築」に関する事業	本事業は、緊急時における生命に関連する事業であり、必要台数を把握し、予算も確保されているのであれば、速やかな事業の推進が必要であると考ええる。予算要求資料における目標値からしても目標値には及んでいない。このような状況は、補助事業であり市町村における事業の推進とも関係すると考えられるが、設置が進行しない原因等を検討し、必要な設備が設置できるよう進捗を図ることが望ましい。	措置済	令和5年度	引き続き、要電源重度障がい児者災害時等支援に係る市町村担当者会議を開催し、補助事業の周知、先進事例の紹介を行ったほか、未整備の市町村へのヒアリングを行い、市町村における補助制度の整備促進を図っている。その結果、補助制度を整備する市町村数は、令和3年度の2市から令和5年度は30市町(準備中の1町を含む)に増加し、令和6年度には35市町となる見込みである。また、補助制度を整備する市町村の状況を取り纏め、担当者会議等での情報提供等により、引き続き未整備の市町村に対しての働きかけを行っている。	医療福祉連携推進課
意見	第5章／第3 健康福祉部の事業	3「友愛訪問活動の推進」に関する事業	補助金の交付については、友愛訪問活動の実施が要件ではなく、補助の内容も、友愛訪問活動以外の活動も含めた老人クラブの活動に対する事業費に対する補助金である。また、県は、友愛訪問活動の実態について、活動資料に基づく具体的な活動実態についての把握までは行っていない。担当課としては、友愛訪問活動の実施率を上げる取組を特設しておらず、市町村の報告を記録しているに過ぎないことから、そもそも岐阜県強靱化計画アクションプランにおいて本事業をアクションプランの一つとして位置づけるかどうかを再度検討するのが望ましい。仮に岐阜県強靱化計画アクションプランとして事業を位置づけるのであれば、目標値達成のために、友愛訪問活動の実施率を上げる取組を行うことや、実際の友愛訪問活動の実施状況を把握することが望ましい。	措置済	令和5年度	友愛訪問活動に関しては、市町村から県への実績報告や、県から国への実績報告については、支出した金額の利用目的による区分までの報告は求められていない。本事業については、令和4年度中に岐阜県強靱化計画アクションプランの事業の位置づけから除外する協議を計画担当課と行い、その結果、令和5年度より同計画アクションプランの事業から除外された。	高齢福祉課
意見	第5章／第3 健康福祉部の事業	6「住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化」に関する事業	岐阜県強靱化計画アクションプランにおいて、各課の行っている施策に関する予算状況を把握し進捗を管理していることから、各課からの報告を正確に行い、適切な情報管理を行うことが望ましい。	措置済	令和5年度	「岐阜県強靱化計画アクションプラン2023」に係る主要施策等についての照会においても、引き続き、障害福祉課の予算状況を正確に回答。	障害福祉課

令和3年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

【テーマ:岐阜県の県有文化施設に関する事業及び県営都市公園に関する事業】

記載頁	種類	章／項目	タイトル	結果の内容	進捗状況	措置報告年度	講じた措置	担当所属
89	指摘	第2章／第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、 管理、処分	県美術館の収集方針に適う作品であるからこそ、県美術館に、寄贈を受けたはずであり、まずは図書館からの引上げを検討すべきである。	措置済	令和5年度	現状、美術館内での設置は困難であるため、図書館に貸し出しという形で設置している。美術館の増築の計画がない中で返却時期の設定は出来ない。 また、寄贈者の意向もあり、岐阜県美術館が手放すことは出来ない。 よって、同じ県有施設であり隣接している図書館にて展示する状態でもって設置し、定期的に当館学芸員が状態を確認することが現状において唯一対応可能な方法であることから、双方による覚書を作成した。	美術館
89	意見	第2章／第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、 管理、処分	仮に、展示スペースの確保が出来ない場合、図書館と、本彫刻に関する管理換えの協議を進めるのが望ましい。	措置済	令和5年度	現状、美術館内での設置は困難であるため、図書館に貸し出しという形で設置している。美術館の増築の計画がない中で返却時期の設定は出来ない。 また、寄贈者の意向もあり、岐阜県美術館が手放すことは出来ない。 よって、同じ県有施設であり隣接している図書館にて展示する状態でもって設置し、定期的に当館学芸員が状態を確認することが現状において唯一対応可能な方法であることから、双方による覚書を作成した。	美術館
91	意見	第2章／第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、 管理、処分	美術品が、どのような来歴を持つかが重視されるようになってきている。一朝一夕にできることではないが、来歴を核としたコレクション情報の強化を意識した情報管理を進めるべきである。この点、独立行政法人国立美術館では、作品詳細のほか、「来歴」「文献」「展覧会歴」を情報項目に加え、HP上でも公開している。	措置済	令和5年度	個人情報保護の問題ならびに当館同等の規模、職員構成の公立美術館を比較対象として検討した結果、公式WEB所蔵品検索システムに記載情報の現状を継続する。	美術館
91	意見	第2章／第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、 管理、処分	国際博物館会議(ICOM→倫理規定「収蔵品の除去」)も美術館長協会(AAMD)もアメリカ博物館同盟(AAM)も、作品売却は、別の作品を購入する目的に限定するべきであるとしているものの、作品売却を否定していない。 また、アメリカ博物館同盟(American Alliance of Museums)では、collection management policyの策定を推奨しており、一般的な要素として、処分(Deaccessioning/Disposal)の項目を上げている。これによれば、処分は、美術館のコレクションを洗練化(refine)するための手段でもあるとのことである。 作品及び資料を適切に管理するためコレクション・マネジメント・ポリシーの策定することが望ましい。コレクションの処分は、美術館の使命を推進するためのみに行われる事を確認し、処分の具体的な基準、意思決定のプロセス、手順、収益の使途を明確にすることが望ましい。	措置済	令和5年度	当館も所属し、日本国内の美術館が組織する「全国美術館会議」による声明「美術館の原則と美術関係者の行動指針」に則ることとする。	美術館
95	指摘	第2章／第1 岐阜県美術館	4 事業	所蔵品展及び企画展をより充実させかつ効率的に行うため、事後評価を行い、入場者数増加のための具体的方策を検討すべきである。	措置済	令和5年度	アンケートの実施及び報告書作成等を行っている。	美術館
96	指摘	第2章／第1 岐阜県美術館	5 施設の管理	サポーターが、美術館の1室を団体の行事のために占有・使用しているのであれば、他の団体の使用と同様に、行政財産の使用許可(目的外使用許可)を申請させ、使用期間中の使用料を免除する内容で許可する必要がある。 サポーターによる部屋の独占使用についての位置づけを美術館と管財課で協議し、行政財産の目的外使用許可等の必要な手続を検討すべきである。	措置済	令和5年度	サポーターによる部屋の独占使用とならないよう、事業の実施方法及び部屋の使用方法を見直した。	美術館
104	意見	第2章／第1 岐阜県美術館	8 情報公開	美術を中心とした文化の価値を承継・発展させるためには、研究の成果や資料を広く共有することが必要であり、広く研究の成果や資料をHP上で閲覧できる様にすることが望ましい。また、年報も3年度分に限定せず、全ての年度分を閲覧できるようにするのが望ましい。 なお、愛知県美術館のHPは、1992年度から2019年度の年報が掲載され、閲覧できるようになっている。	措置済	令和5年度	現在、H28～R3の年報をHP上に掲載済である。過去の年報については、権利関係の確認及びPDF等へのデータ化を行わなければならないため困難である。今後作成する際にはHPへの掲載を行う。 なお、年報については、製本したものを岐阜県図書館や国立国会図書館でも配架されているので、それらの閲覧が可能である。	美術館

記載頁	種類	章／項目	タイトル	結果の内容	進捗状況	措置報告年度	講じた措置	担当所属
104	意見	第2章／第1 岐阜県美術館	9 美術館の運営	岐阜県における施設間の連携を図ること、他施設に異動して美術館に戻ることに よって美術館以外の施設における視点が得られる可能性があること、職場内にお いて特定の学芸員が長時間勤務を行うことが固定化することを避けるためにも、 定期的に、人事異動を検討することが望ましい。現代陶芸美術館のほか、博物館、 教育委員会等との間における人事交流を行うことが考えられる。	措置済	令和5年度	必要に応じて担当課へ要望をあげることとする。 なお、令和4年度には学芸員1名の人事異動があった。	美術館
					措置済	令和5年度	必要に応じて担当課へ要望をあげることとする。 なお、令和4年度には学芸員1名の人事異動があった。	文化伝承課
162	指摘	第2章／第4 岐阜県図書館	4 図書の管理	未返却者による消滅時効の援用を待たず返還請求権の行使を終了させる場合に は、図書の最終処理とともに、岐阜県私債権の管理に関する条例に基づき、債権 放棄(同第4条)の上、議会への概要報告(同第5条)を行うべきである。最終処理 に際する返還請求権の取扱いについては、図書返還請求権の法的性質に関する 岐阜県の見解を明確にした上で、同性質に沿った適正な債権管理に努めるべき である。	措置済	令和5年度	関係課と協議を行い、図書返還請求権の法的性質に関する岐阜県の見解を 明確にし、図書館の債権管理に問題のないことを確認した。	図書館
163	意見	第2章／第4 岐阜県図書館	4 図書の管理	恒久的に残存し得る未返却図書に対する物権的請求権の管理・処理を、どのよう に解釈・運用するのかという観点についても、その法的性質を適確に捉えた上 で、岐阜県の見解・運用を明確にすることが望ましい。 なお、岐阜県図書館においては、岐阜県図書館管促及び損害賠償事務取扱要領 第4条第1項により、未返却図書のうち、返却期限から5年経過した日の属する年 度末の未返却者で、返却の意思が認められないもの及び転居先不明となったも のについては、最終処理として、未返却資料の「除籍」が行われるのであるから、 同「除籍」により岐阜県図書館の当該図書に対する所有権は放棄されたものとし、 同時点をもって、所有権に基づく返還請求権(物権的請求権)は消滅するという解 釈・運用も考えられよう。	措置済	令和5年度	関係課と協議を行い、未返却図書に対する物権的請求権の法的性質に関す る岐阜県の見解を明確にし、図書館の未返却図書への対応に問題のないこ とを確認した。	図書館
169	意見	第2章／第4 岐阜県図書館	5 物品管理(図書以 外)	美術館から借り受けている彫刻においては、規格が大きく美術館には設置不可 という理由で、10年以上にわたり図書館へ賃貸され続けているものであるから、今 後も美術館が再建築又は大幅リニューアルされる等の特段の事情がない限り、本 来の管理者である美術館へ返還される現実的可能性はないと考えられる。 したがって、図書館は、美術館への本彫刻の返還を希望するのであれば、美術館 との間で、その具体的な返還方法及び時期等の協議を早急に進め、また、協議の 結果、返還の現実的可能性が見出せない等の理由で協議不成立に至った場合に は、やむを得ず本彫刻に関する管理換えの協議を進め、今後は、図書館の収蔵品 として、実態に即して図書館が適切に管理することが望ましい。	措置済	令和5年度	美術館との協議の結果、管理替えは行わず、美術館職員が定期的に現物を 確認し、適正に管理することとした。 (R5.3 覚書を締結)	図書館
					措置済	令和5年度	現状、美術館内での設置は困難であるため、図書館に貸し出しという形で 設置している。美術館の増築の計画がない中で返却時期の設定は出来な い。 また、寄贈者の意向もあり、岐阜県美術館が手放すことは出来ない。 よって、同じ県有施設であり隣接している図書館にて展示する状態でもつ て設置し、定期的に当館学芸員が状態を確認することが現状において唯一 対応可能な方法であることから、双方による覚書を作成した。	美術館
170	指摘	第2章／第4 岐阜県図書館	6 施設管理	既に過去10年間において、期限内に目的外使用料(地代)が納付された実績はな く、納期限後の納付及び延滞金の支払いが継続している現況に鑑みれば、利用者 の便宜上使用許可期間中における許可の取消しまでは行わないとしても、少な くとも次年度又は次々年度の更新時期をもって一区切りとし、再度プロポーザ ル方式等により、より適切な運営・管理者との間で、目的外使用許可に及ぶこと を検討すべきである。	措置済	令和5年度	目的外使用料については、令和3年度から納期限内に納付済であり、適切な 運営を行っている。 プロポーザルの実施については、時機を見て検討する。	図書館
					措置済	令和5年度	目的外使用料については、令和3年度から納期限内に納付済であり、適切な 運営を行っている。 プロポーザルの実施については、時機を見て検討する。	文化伝承課
173	指摘	第2章／第4 岐阜県図書館	6 施設管理	公金と私金との混同は、不適切な会計処理が発生するリスク要因であることか ら、一時的な処理であっても職員個人の私金をもって、つり銭の用に供するべき ではなく、事前に準備した公金(留め置いたつり銭)において対応すべきである。	措置済	令和5年度	令和5年6月から、岐阜県つり銭資金取扱要綱に基づき、つり銭資金の交付 を受けている。	図書館

記載頁	種類	章／項目	タイトル	結果の内容	進捗状況	措置報告年度	講じた措置	担当所属
173	意見	第2章／第4 岐阜県図書館	6 施設管理	現地機関である図書館において、つり銭への対応を職員が迫られないよう、現状の収納金留め置き方法で対応困難な理由・原因を調査の上、その調査結果によっては、つり銭の準備方法につき、つり銭交付方法の採用を検討することが望ましい。	措置済	令和5年度	令和5年6月から、岐阜県つり銭資金取扱要綱に基づき、つり銭資金の交付を受けている。	図書館
					措置済	令和5年度	令和5年6月から、岐阜県つり銭資金取扱要綱に基づき、つり銭資金の交付を受けている。	文化伝承課
196	意見	第5 岐阜県 高山陣屋	3 利用者の管理	アンケートの回収の数が少数となっているのはアンケートの回収方法に原因があると考えられることから、コロナ禍も考慮して、スマートフォンを活用する等してより多くの利用者の要望を取り入れられるアンケートを実施することが望ましい。	措置済	令和5年度	コロナ禍により中止していた「ふれあいアンケート」をR5年5月8日から従来の方法により再開し、6月・7月においては、各月とも10人以上からアンケートを回収しているため、入場者数が増加してくれば回収数も増加すると思われる。 スマホ活用は導入コストが発生するため、費用対効果の面から、アンケート回収箱の設置位置を工夫するなどの対応で利用者の要望を取り入れられるようにする。	高山陣屋
201	指摘	第2章／第5 岐阜県高山 陣屋	6 施設管理	高山陣屋の正確な建築年月日を記録するため、現在の公有財産台帳の記録を訂正すべきである。	措置済	令和5年度	公有財産管理システムでは明治より前の年号を表示すること、また備考として建築年月日を表示することも不可能であるため(総務部管財課に確認)、任意で正確な建築年にかかる「補足台帳」を作成し、公有財産台帳に添付することとした。	高山陣屋
226	指摘	第2章／第6 岐阜県文化 財保護セン ター	8 飛騨国府事務所	プレハブ倉庫が老朽化により、耐久性が低くなっているのであれば、台風時などにおいて危険であるため、撤去すべきである。また、飛騨国府事務所にスペースが空いているのであれば、プレハブ倉庫の1階に置いてある非展示品や非掲載品を、飛騨国府事務所の中で保管すべきである。	措置済	令和5年度	令和5年7月にプレハブ倉庫内の全遺物を飛騨国府事務所へ移動した。	文化財保護センター
253	指摘	第2章／第8 岐阜県先端 科学技術体 験センター (通称:サイエ ンスワールド)	4 物品管理	現物実査に当たっては、物品帳簿記載の備品が存在することを確認するだけでなく、存在する物品が全て物品帳簿に記録されているかを確認すべきである	措置済	令和5年度	令和5年2月21日に実施した現物実査において、平成30年の工事で取得した備品については登録されていないことが判明し、同日付で物品登録を行った。	文化伝承課
254	指摘	第2章／第8 岐阜県先端 科学技術体 験センター (通称:サイエ ンスワールド)	4 物品管理	備品登録して現物実査する趣旨は、移動可能な動産類の所在を確認し、亡失を防ぐことにある。よって、カメラ機器やショーで使用する装置のような施設との一体性がなく、移動可能な備品は、備品登録のうえ管理すべきである。また、現物実査の趣旨から、備品登録する場合には、備品一式としてではなく全部登録するか、補助簿を用いた個数管理をすべきである。	措置済	令和5年度	令和5年2月21日に実施した現物実査において、平成30年の工事で取得した備品については登録されていないことが判明した。カメラ機器やショーで使用する装置など、建物の従物とは呼べないものについて、備品一式ではなく、個別に登録を行った。	文化伝承課
288	意見	第2章／第 10 岐阜関 ヶ原古戦場 記念館	3 施設管理	既に把握している利用者数等のデータから推計する手法や、統計的な手法を用いるなど、来館者に与えるホスピタリティーへの影響、財政上の制約、施設運営への影響及び施設の構造等の諸条件を考慮した上で、最適な把握手法を検討し、施設全体の利用者数及び有料区域と無料区域の利用者内訳等を可能な限り正確に把握していくことが望ましい。	措置済	令和5年度	記念館で実施している「来場者アンケート」に、令和4年度から無料区域への立入状況が把握できる新たな調査項目を追加して有料区域と無料区域の利用者内訳の把握を行っている。	岐阜関ヶ原古戦場記念館
289	意見	第2章／第 10 岐阜関 ヶ原古戦場 記念館	3 施設管理	有料区域、無料区域それぞれの来館者ニーズを効率的かつ機動的に把握するため、アンケートの実施箇所・方法等について定期的な見直しを行うことが望ましい。 その上で、今後も継続的に、岐阜関ヶ原古戦場記念館連携定例会等を通じて、関係各機関とアンケート調査の分析結果に関する情報共有を行い、施設利用者の満足度を上げる取組みに有効活用されることが望ましい。	措置済	令和5年度	アンケート用紙を定位置に配置する方法に加え、定期的な見直しを行い、新たに雨の日限定特典付きアンケートを実施したり、来館者や委託業者に直接ヒアリングする等に取り組んでいる。 また、連携定例会で情報共有しながら、来館者満足度向上のための取り組みを実施している。	岐阜関ヶ原古戦場記念館

記載頁	種類	章／項目	タイトル	結果の内容	進捗状況	措置報告年度	講じた措置	担当所属
289	意見	第2章／第10 岐阜関ヶ原古戦場記念館	3 施設管理	現状において実施されている定期的な閲覧者数等の確認・把握に加え、企画展などの閲覧者数等の差異・動向をも確認・把握し、利用者が興味を有する展示内容の傾向等を分析した上で、今後のより良い展示や催し物の実施へ反映させることが望ましい。	措置済	令和5年度	企画展の都度、来館者数等の動向を確認・把握し、アンケート結果と組み合わせ分析を行うことで、来館者ニーズをより反映した企画展示につなげている。	岐阜関ヶ原古戦場記念館
356	指摘	第2章／第13 飛騨・世界生活文化センター	4 物品管理	建築物の主要構造物である階段は不動産であって物品ではない。このため、当該階段は物品登録から削除し、建築物の一部として管理すべきである。	措置済	令和5年度	建築物の一部として管理することとした。	文化創造課
375	指摘	第2章／第14 ぎふ清流文化プラザ	3 指定管理者	指定管理業務で得た収入は指定管理事業者としての収入に計上しないと、指定管理業務としての収支が分からず、事業に対する評価ができないし、他施設との比較もできない。 また、指定管理業務としての収支を納付金の額に反映させることもできない。 指定管理業務で得た収入は、指定管理事業者の収入として計上すべきである。	措置済	令和5年度	R6からの事業計画において、指定管理業務で得た収入は指定管理事業者としての収入に計上することとした。	文化創造課
377	意見	第2章／第14 ぎふ清流文化プラザ	3 指定管理者	基本協定書の定めによれば、納付金額は指定管理者の収益とは関わりなく算定されることになり、指定管理者に多くの利益(収支差額)が生じた場合にも、それに応じた納付金を徴収することができない。 今後の本施設の基本協定締結にあたっては、指定管理者の利益額(収支差額)に応じた納付金を徴収できるように協定を結ぶことが望ましい。	措置済	令和5年度	基本協定書において、指定管理者の利益額(収支差額)に応じた納付金を徴収できるよう定めた。	文化創造課
404	指摘	第3章／第1 養老公園	3 施設管理	遺失物の経済的価値の有無を問わず、全件、規定された日数以内に、警察署長に提出すべきである。	措置済	令和5年度	警察署と協議し、対応済。	都市公園課
432	意見	第3章／第3 ぎふワールド・ローズガーデン(花フェスタ記念公園)	5 物品管理	多数の茶器や茶道具について、立礼席の利用者が比較的多いことから、茶器の常設展示の中で取り扱ったり、茶器や茶道具を使った体験コーナーを設けるなどとして、利用者により利用してもらいやすい方法を検討することが望ましい。	措置済	令和5年度	茶器や茶室の利活用について検討し、令和4年度は、新たに茶室や茶器、茶道具等の撮影会を実施するなど、県民に広く関心を持っていただく機会を増やし、PRに努めた結果、令和4年度の実績は茶室の利用は令和3年度の1.5倍となるほか、茶道具の貸し出しや立礼席の利用も促進し、茶室の利用目的に従った利用の促進をした。	都市公園課
435	指摘	第3章／第3 ぎふワールド・ローズガーデン(花フェスタ記念公園)	6 施設管理	都市公園台帳について、正確に記載し、管理すべきである。 都市公園台帳の誤記部分について、「岐阜県」から「可児市」と修正されたので、一部改善報告とする。	措置済	令和5年度	「都市公園台帳、施設管理台帳及び公園施設長寿命化計画更新マニュアル」に基づき、毎年度更新を実施。	都市公園課
436	指摘	第3章／第3 ぎふワールド・ローズガーデン(花フェスタ記念公園)	6 施設管理	都市公園台帳を、毎年1回は更新すべきである。	措置済	令和5年度	「都市公園台帳、施設管理台帳及び公園施設長寿命化計画更新マニュアル」に基づき、毎年度更新を実施。	都市公園課
437	指摘	第3章／第3 ぎふワールド・ローズガーデン(花フェスタ記念公園)	6 施設管理	公有財産台帳には登記年月日欄が空欄となっている建物があることから、登記の可否を調査の上、登記が必要な建物については登記をすべきである。	措置済	令和5年度	当該施設については、登記事項全部証明書により確認し、公有財産台帳を修正した。	都市公園課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	結果の内容	進捗状況	措置報告年度	講じた措置	担当所属
437	指摘	第3章／第3 ぎふワールド・ローズ ガーデン(花 フェスタ記念 公園)	6 施設管理	登記の有無を調査の上、登記がされている建物については、登記年月日蘭に登記された日付を記載すべきである。	措置済	令和5年度	当該施設については、登記事項全部証明書により確認し、公有財産台帳を修正した。	都市公園課
437	指摘	第3章／第3 ぎふワールド・ローズ ガーデン(花 フェスタ記念 公園)	6 施設管理	公有財産台帳に記載のない倉庫を調査し、公有財産台帳に記載すべきである。	措置済	令和5年度	公有財産台帳に記載のない倉庫を調査した結果、未登記財産であったため、不動産登記をするとともに公有財産台帳に記載した。	都市公園課
438	意見	第3章／第3 ぎふワールド・ローズ ガーデン(花 フェスタ記念 公園)	6 施設管理	現在は、指定管理業務として指定管理者が同国際園芸アカデミーの卒業制作の管理を行っているが、本来は、同アカデミーの学生が教育の一環として卒業制作の管理を行うのが自然である。しかし、現在同アカデミーから公園までは自動車で片道30分ほどかかるため、日常的な管理を行うことは困難である。他方で、園芸管理の観点からも、同アカデミーが公園内にあることは有益である。したがって、同アカデミーを公園内に移転することも視野に入れ、連携を検討することが望ましい。	措置済	令和5年度	農政部と連携・調整し、令和6年度から国際園芸アカデミーの講義の一部を園内で実施することとし、令和5年度に公園内の施設(花トピア)を改修し、アカデミーの講義を実施するための整備を実施することとした。	都市公園課
450	意見	第3章／第4 ぎふ清流里 山公園	5 施設管理	旧バス停を撮影しているカメラは、設置場所からして、子どもの事故があり得る大樹の遊具に向けた方が効果的と考えられるため、撮影対象を検討されたい。	措置済	令和5年度	公園の主となる出入口を確認できる位置にあり、使用用途として価値があることから、現状で差支えない。	都市公園課
452	指摘	第3章／第4 ぎふ清流里 山公園	5 施設管理	能楽堂の貸出事業は、施設管理業務の一環で、指定管理業務として位置づけられているとされており、岐阜県都市公園条例第4条の制限行為許可はとられていない。しかし、基本協定書や仕様書には、能楽堂の貸出事業についての規定は存在しない。協定書・仕様書上に、貸出事業を明示することにより、指定管理業務であることを明確にすべきである。	措置済	令和5年度	改めて指定管理者に対し、業務として実施していることを確認済。業務仕様書3. 指定管理業務の内容(3)企画運営業務⑤において、当該施設を利用して伝統芸能の提供をすることをうたっており、指定管理業務として明確である。	都市公園課
452	指摘	第3章／第4 ぎふ清流里 山公園	5 施設管理	茶室の無料の貸出事業は、施設管理業務の一環で、指定管理業務として位置づけられているとされており、岐阜県都市公園条例第4条の制限行為許可はとられていない。また、基本協定書や仕様書には、茶室の貸出事業についての規定は存在しない。協定書・仕様書上に、貸出事業を明示することにより、指定管理業務であることを明確にすべきである。	措置済	令和5年度	改めて指定管理者に対し、業務として実施していることを確認済。業務仕様書3. 指定管理業務の内容(3)企画運営業務⑤において、当該施設を利用して伝統芸能の提供をすることをうたっており、指定管理業務として明確である。	都市公園課
471	指摘	第3章／第5 世界淡水魚 園(オアシス パーク)	5 事業	投げ銭などは大道芸人が取得するとの担当課の回答を前提とすると、大道芸での売り上げ(投げ銭など)は、指定管理業務に基づくものであるから、指定管理者の収入として、収支について定期監査資料への反映が必要である。また、大道芸人個人もしくは所属事務所との間で、再委託の手続きが必要となる。大道芸人を呼ぶイベントが、自主事業か指定管理業務なのか検討し、都市公園法上の許可や再委託の手の必要性について検討すべきである。	措置済	令和5年度	大道芸は指定管理業務として覚書に基づき実施している。投げ銭は大道芸人がすべてを取得しており、指定管理者の収入となっていない。	都市公園課

記載頁	種類	章／項目	タイトル	結果の内容	進捗状況	措置報告年度	講じた措置	担当所属
554	意見	第4章／第5 地域産業課、 法務・情報公 開課・観光資 源活用課、航 空宇宙産業 課、地域ス ポーツ課	3 迷惑行為者に対 する対応	土岐市の裁判例を考慮すると、全施設において、入館禁止、入園禁止について、条例上、規定することが望ましい。条例上、入館禁止等とする場合を定めることで、施設にとっては入館禁止等の根拠が明確となる。他方、要件(場合)を定めることにより、入館禁止等が過度に広範囲となることを防ぐことにもなるため、利用者にとって、施設を利用する権利を過度に制約することにはならないと考える。	措置済	令和5年度	「セラミックパークMINO危機管理規程」や危機管理部作成の「外部からの不法・不当な働きかけへの対応方針」に基づいて対応している。今後、必要に応じて検討する。	地域産業課
					措置済	令和5年度	岐阜関ヶ原古戦場記念館においては、危機管理部が作成した「外部からの不法・不当な働きかけへの対応方針」に基づいて対応している。今後、必要に応じて検討をする。	観光資源活用課
					措置済	令和5年度	現行の岐阜かかみがはら航空宇宙博物館条例第9条に博物館利用者の遵守義務を規定しており、違反した者に退去を命ずることができるが、平成29年のリニューアルオープン以降、当該条例に基づき退去を命じた事例がないことから、ただちに条例上、入館禁止を規定する必要まではないと判断する。今後も入館禁止条項の必要性には留意しつつ、現行条例に基づいて施設運営を行うこととする。	航空宇宙産業課
					措置済	令和5年度	本来多くの県民の皆様にご利用いただく公の施設であり、今後、議論が進む中で県全体の方針として対応を検討すべき案件である。施設としては引き続き適切な管理運営に努める。	地域スポーツ課
576	意見	第4章／第6 管財課	8 再委託の管理	指定管理者が指定管理業務を再委託することを予定している場合には、再委託先の監督も県ができるように、再委託内容等の事項について指定管理者に書面にて申出をさせるよう、ガイドラインやマニュアルを改訂することが望ましい。また、応募の際に、評価の対象とすることが望ましい。	措置済	令和5年度	令和5年4月1日付けで指定管理者制度事務関係取扱要領を改正して対応済み。	管財課
577	意見	第4章／第6 管財課	8 再委託の管理	再委託の承認に際しては、再委託契約書、再々委託契約書等の提出や、県の調査が再委託先、再々委託先等にも及ぶことなどを条件として、再委託の承認の是非を検討するよう、指定管理者制度運用ガイドライン等に記載することが望ましい。	措置済	令和5年度	令和5年4月1日付けで指定管理者制度事務関係取扱要領を改正して対応済み。	管財課
578	意見	第4章／第6 管財課	9 指定管理料の増額 (コロナ補填)	コロナ禍の対応であり、前例がないことから、赤字が黒字という単純な基準により指定管理料を補填するかどうか判断するのはやむを得ない面はある。しかし、今回の指定管理料の増額等で一定の実績やデータが集まっていることから、今後、公平性や説明責任をより果たすためにも、指定管理料を補填する根拠及び基準について、目安や例示を設定することが望ましい。	措置済	令和5年度	令和5年4月1日付けでガイドラインを改正して対応済み。	管財課
579	意見	第4章／第6 管財課	11 基本協定書の別表 の改訂	指定管理期間中、基本協定書記載の備品等や自主事業等に変動が生じた場合の取扱いについて、岐阜県指定管理者制度運用ガイドラインに記載することが望ましい。	措置済	令和5年度	令和5年4月1日付けで指定管理者制度事務関係取扱要領を改正して対応済み。	管財課
579	意見	第4章／第6 管財課	12 指定管理者評価	指定管理者評価員から具体的な評価を得るためにも、管理施設に係る業務の実施状況について、現地調査を行うよう、岐阜県指定管理者制度運用ガイドラインに記載することが望ましい。	措置済	令和5年度	令和5年4月1日付けでガイドラインを改正して対応済み。	管財課
583	意見	第4章／第7 出納管理課	3 釣銭用現金	コピー代金等の少ない収入しかない現地機関において、つり銭への対応を職員が迫られないよう、つり銭資金の交付につき、大垣市会計規則等を参考にして、会計規則に規定するのが望ましい。	措置済	令和5年度	他の自治体のつり銭資金の取扱いや会計規則の規定の状況を踏まえ、岐阜県つり銭資金取扱要綱を令和5年4月1日付けで制定。	出納管理課

令和２年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

【テーマ：岐阜県の住宅に関する事業】

報告書頁	区分	タイトル	結果及び意見の内容	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
48	意見	白木町住宅:駐輪場	駐輪場外の共有スペースの駐輪の主な原因が、駐輪場の不足にあるのならば、駐輪スペースの増設を検討することが望ましい。	措置済	令和5年度	駐輪場の不足について住宅管理人に確認したところ、不足していないとのことであったため、駐輪場以外の場所に駐輪しないよう、入居者に対し駐輪禁止の注意喚起を行った。	住宅課
57	指摘	加野住宅:集会所	自治会が契約主体でないのであれば本来自治会に何ら費用負担義務はない。公営住宅法第15条及び岐阜県公有財産規則第13条に基づく適切な集会所の管理を実現するためには、自治会からの再三の解約申出に理解を示さない一方で、利用料金のみを享受し続ける電話会社の対応にも疑問がある。したがって、県・公社・自治会三者連携のもと再度解約の申入れを行うべきである。解約の申入について聞き入れられない場合は電話料金の支払いを取りやめ、料金滞納による強制解約をするよう、電話会社に伝えることも考えられる。	措置済	令和5年度	集会所に設置されていた公衆電話は、自治会と電話会社がR5年3月に契約解除を行い撤去済。	住宅課
59	意見	加野住宅:テレビジョン受信の設備	自治会が負担することとなった経緯を明らかにし、県が負担すべき費用であるか否かを検討することが望ましい。	措置済	令和5年度	県営住宅敷地外に自治会の要望に基づき設置したテレビ共同受信施設については、通常の維持管理に伴い必要となる維持費や用地借上費等を入居者で組織する団体が負担する旨の協定が平成元年に締結されており、これに基づいて自治会が負担している。	住宅課
67	指摘	夕陽ヶ丘住宅:隣地の樹木	隣地の竹木の枝を切除する場合には隣地所有者の承諾を得るべきである。仮に隣地所有者と連絡が取れなくなった場合には、不動産の登記事項証明書記載の所有者の住所等を手掛かりに所有者特定調査を尽くし、調査した内容を記録として文書に残しておくべきである。	措置済	令和5年度	県住宅供給公社(管理代行者)に、次回の剪定作業時には隣地所有者と調整の上、実施するよう令和4年6月に指示した。	住宅課
67	指摘	夕陽ヶ丘住宅:隣地の樹木	隣地の竹木の枝の切除にかかる費用は、隣地所有者に対し請求すべきである。	措置済	令和5年度	県住宅供給公社(管理代行者)に、次回の剪定作業時には隣地所有者と調整の上、実施するよう令和4年6月に指示した。	住宅課
67	意見	夕陽ヶ丘住宅:共益費	共益費について、入居者は県が条例で定める共用部分の管理に必要な費用として負担していることから、それ以外の費用に支出する場合には支払を行った全入居者の同意を得た上で行うよう、共益費の管理団体(自治会等)に求めることが望ましい。	措置済	令和5年度	共益費や自治会費の徴収は住民自治の範疇で行われており、住民の総意に基づいて取り扱われている私費であることから、県が介入することはできない。	住宅課
67	意見	夕陽ヶ丘住宅:共益費	毎年共益費の繰越金が発生する場合には、実態を調査した上で、必要に応じて、共益費を適正な額に見直すよう求めることが望ましい。	措置済	令和5年度	共益費や自治会費の徴収は住民自治の範疇で行われており、住民の総意に基づいて取り扱われている私費であることから、県が介入することはできない。	住宅課

報告書頁	区分	タイトル	結果及び意見の内容	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
69	意見	尾崎住宅:管理体制	住宅管理人が1つのブロックだけ不在という状態は望ましくない。内規に基づき、住宅管理人の公募を実施することが望ましい。	措置済	令和5年度	管理人不在ブロックについて、集約化事業で廃止となる住棟の管理人に依頼するなど公募を行った結果、R5.4.1から新たに管理人を設置した。	住宅課
73	意見	尾崎住宅:駐車場	入居率低下により空駐車場が目立つ場合には、政策空家等により募集停止としている住戸に割り当てた駐車部分を貸与するなど、現実の使用状況に留意しつつ、入居者の希望を考慮した2台目の駐車場位置を指定することが望ましい。	措置済	令和5年度	将来的に、集約化事業の進展により、まとまりのある駐車スペースを確保できたときは、2台目用として指定することが考えられるが、現時点において、虫食いの・散発的な2台目用の指定は行わない。	住宅課
74	指摘	尾崎住宅:駐輪場	駐輪場に残置された所有者不明自転車の処分は、自治会の清掃業務の範疇ではなく、公営住宅の附帯施設の管理に関する住宅課の業務である。したがって、自治会に行わせる場合には、委託契約を締結すべきである。	措置済	令和5年度	環境美化活動として自治会が行っている放置自転車対策については、自治活動の一環として行われている自主活動であるため、自治会へ業務として委託することには馴染まない。 今後は、放置自転車の発生を防止するため、退去者が自転車を残置していかないよう退去検査時の確認を徹底することとした。	住宅課
75	意見	尾崎住宅:団地内清掃	入居率低下が著しい場合には、マンパワー不足により、居住者の清掃作業では賄いきれなくなる範囲が生じるのは必然である。各棟及び各住宅の規模や作業内容、入居率等の実情を踏まえ、居住者側で対応する清掃作業の範囲と、住宅課で対応する清掃作業の範囲について、見直しを検討することが望ましい。	措置済	令和5年度	他県における取扱いの調査結果も踏まえ、樹木の管理について一定の基準(共用スペースのうち、急峻部分の除草や人の腰よりも高い部分の樹木の伐採は県)のもと、役割分担していることを入居時に説明している。	住宅課
76	意見	尾崎住宅:ペットの飼育	住宅課は、迷惑行為禁止の啓発活動に加え、現実の悪質事例をより速やかに把握するため、職員による無作為サンプル訪問などを実施することが望ましい。	措置済	令和5年度	ペットの飼育禁止については、「入居のしおり」や掲示板等への掲示により、禁止事項であることを周知徹底したうえで、悪質なケースについては個別に指導していく。	住宅課
76	意見	尾崎住宅:団地内集約化	団地内集約化のメリットは、単に財政面に限られるものではなく、集約化により団地が物理的に集約化される場合には、2台目の駐車場を離れた場所に指定せざるを得ない問題が解消される可能性があり、その他にも、団地内清掃の範囲も集約化される結果、団地内清掃のマンパワー不足の問題についても解消される可能性がある。これらの問題の解消により、合理的かつ経済的な運営が可能となり、団地内コミュニティが活性化することも期待されるため、集約化の早期実施を検討することが望ましい。	措置済	令和5年度	令和4年度までに7団地で15住棟の集約化を実施した。 今後も入居状況等に応じて継続的に集約化に取り組んでいく。	住宅課
82	意見	田神住宅:団地内清掃と出不足料	県は、田神住宅における出不足料の性質について自治会と協議するなどにより特定し、その結果、当該出不足料が共益費に分類された場合は、自治会に対し、出不足料を共同施設の管理のために使うよう求めることが望ましい。	措置済	令和5年度	共益費や自治会費の徴収は住民自治の範疇で行われており、住民の総意に基づいて取り扱われている私費であることから、県が介入することはできない。	住宅課
89	意見	北方住宅:駐車場	高齢化の進む公営住宅において、デイサービス車両の利用のためのフリースペースが必要については是認できるため、住宅課として一部区画のフリースペースの導入を検討することが望ましい。	措置済	令和5年度	物理的に専用スペースを設ける場所がない住棟も多く存在し、特定の住棟付近にのみ導入することは不公平感を生むおそれがある。デイサービス車両については、短時間であれば、駐車場空きスペースのほか、既存の通路や空地など最寄りの共用スペースを使って一時停車可能である。	住宅課

報告書頁	区分	タイトル	結果及び意見の内容	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
90	意見	北方住宅:共益費	共益費の徴収が入居者にとって負担となっていることがうかがえることから、県による直接徴収を含め、入居者と共益費の管理・徴収の在り方を検討することが望ましい。	措置済	令和5年度	共益費や自治会費の徴収は住民自治の範疇で行われており、住民の総意に基づき取り扱われている私費であることから、現時点において県が直接徴収することは行わない。	住宅課
96	指摘	藤江住宅:駐車場	デイサービス用の駐車場を増設するにしても、避難場所として確保するにしても、草刈りをして、活用できるようにすべきである。共有スペースであり、共益費等により自治会が草刈りをすべきということであれば、自治会に対して、草刈りをするよう求めるべきである。	措置済	令和5年度	草刈りなどの共用スペースの日常的な管理については、環境美化活動の一環として、その実施時期や頻度も含め自治会に委ねている。	住宅課
96	意見	藤江住宅:駐車場	今後、自治会と協議し、空き地スペースの適正かつ合理的な管理方法について、検討することが望ましい。	措置済	令和5年度	駐車場の空きスペースの管理等について、令和5年11月に自治会役員及び新旧の住宅管理人を対象にヒアリングを実施した。まずは、駐車場適正利用の徹底に取り組んでいくことを互いに確認した。	住宅課
97	指摘	藤江住宅:敷地の境界	隣地所有者に対し、県営住宅の敷地に越境していることを通知し、是正に向けた話し合いをすべきである。	措置済	令和5年度	県営住宅の管理上ただちに支障が生じている現況にはないため、将来、建替工事や県有地の処分などを行う必要が生じた場合に、土地家屋調査士に依頼して官民境界及び越境構造物の範囲を確定することとする。	住宅課
106	意見	荒崎住宅:共益費	共同施設の管理に要する費用については共益費から支出されることが望ましい。自治会等の管理団体に対し、共益費として徴収すべき項目や、管理方法等具体的な取扱い方法を例示し、ルールの見直しを求めることが望ましい。	措置済	令和5年度	共益費や自治会費の徴収は住民自治の範疇で行われており、住民の総意に基づいて取り扱われている私費であることから、県が介入することはできない。	住宅課
107	意見	荒崎住宅:共益費	他の県営住宅と同様に、将来的な自治会加入率の低下、共益費滞納者の増加及び共益費徴収事務の負担増加が懸念されるところであり、外部業者への共益費徴収事務の委託や県による共益費の徴収等、その合理的な対応策・解決策につき、自治会・入居者との間で協議・検討を図るのが望ましい。	措置済	令和5年度	共益費や自治会費の徴収は住民自治の範疇で行われており、住民の総意に基づいて取り扱われている私費であることから、県が介入することはできない。	住宅課
107	意見	荒崎住宅:10BS/CSアンテナ等	アンテナをベランダ外端部に、ベランダ外部へ張り出す態様で設置する場合には、落下による生命・身体に対する加害の危険性を払拭できず、模様替え承認を行っている以上、アンテナの落下・衝突により生じた人的損害及び物的損害につき、管理責任を問われる可能性がある。したがって、誓約書の取得又は模様替え承認を行うのみならず、同アンテナがベランダ外へ出ないよう、その設置方法に関する具体的な規定を設けるのが望ましい。	措置済	令和5年度	今後、構造物がベランダ外に突出するような模様替承認申請については、承認しない方針とする。	住宅課
110	指摘	荒崎住宅:水路・橋	専ら県営住宅の利用に供されている当該橋という財産については、上記第三者損害に対する賠償責任が及び可能性を考慮し、当該橋の管理者・責任主体、管理方法及びその一部でも県が管理を開始するのであれば、河川占用許可等の取扱いについて、水路管理者である大垣市と協議すべきである。	措置済	令和5年度	当該橋がどのような経緯で整備されたのか資料が現存していないが、専ら県営住宅の利用のために長年にわたり使用してきた実態に鑑み、大垣市と協議の上、県が管理していくことを確認した。	住宅課

報告書頁	区分	タイトル	結果及び意見の内容	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
111	指摘	荒崎住宅:道路	県は、敷地内に存する市道の存在・位置等を正確に把握・認識すべきである。その上で、工事の遅延・延期等の事態を生じさせないよう、工事業者等と適切に当該情報を共有すべきである。 また、島15号線(大垣市が管理する市道)西端に設置されたフェンス及びポールについては、その権利義務及び管理方法等につき大垣市と協議の上、これらを適正に対応・処理すべきである。	措置済	令和5年度	工事業者等に市道の道路占用許可が必要であることを伝え、許可を受けて工事を完了した。 島15号線(大垣市が管理する市道)西端に設置されたフェンス及びポールについては、道路管理者(大垣市)と協議の上、県が管理していくことを確認した。	住宅課
112	意見	荒崎住宅:道路	島15号線は、大垣市が管理する市道であるが、住宅敷地と一体化して、外観上は全く認識できない状態にあり、かつ、敷地内西端においては、フェンスとポールの設置により、通り抜けができない状態にある。 したがって、現状、同道路は専ら県営荒崎住宅の入居者が使用しているという実態及び給排水ガス管工事の都度生じる道路占用許可申請等の煩に鑑みれば、同道路については、県と大垣市が協議の上、市道の用途廃止・払下げ等の手続を検討するのが望ましい	措置済	令和5年度	大垣市と協議の上、当該市道の用途廃止や廃道敷の譲渡を進めていくことを互いに確認した。	住宅課
112	指摘	荒崎住宅:道路	将来的に建物の建替えを行う際は、国と協議の上、国有地の用途廃止・引継ぎ等の手続を行うべきである。	措置済	令和5年度	将来、建物の建替えを行う場合には、国と協議のうえ国有財産の譲与申請などにより、権原を取得していく。	住宅課
118	意見	宮代住宅:駐車場	入居者の高齢化が進み、かつ、今後の入居者の急増も期待されないことから、入居者の要望・意向(福祉車両の駐車スペース確保、3台目駐車区画契約の許可等)を踏まえた上で、閉鎖駐車場の合理的な利活用方法を検討されるのが望ましい。	措置済	令和5年度	県営住宅集約化事業の過程において、令和5年度に住民アンケートを実施した。入居者の意向も踏まえ、廃止住棟の跡地は駐車場として整備することとし、閉鎖駐車場を含む駐車区画全体の再編を行う。	住宅課
121	指摘	宮代住宅:公園	入居者に草刈りをさせるなどして、公園としての機能を回復させるよう指導するとともに、入居者との間で、遊具等の設置・所有者の確認を行い、危険な物品については撤去等も含めて協議を図るべきである。 なお、草刈りについては、ヒアリング調査時以降、入居者により実施され、公園として使用できる状況にまで改善された。(一部改善報告)	措置済	令和5年度	共同施設である公園の日常的な維持管理(清掃や草刈り等)については、自治会に委ねており、入居者の公園の利用ニーズに応じて自治会が必要とする時期に草刈りが実施されている。 なお、公園の遊具については、年2回の点検を実施して安全性を確認している。	住宅課
121	意見	宮代住宅:公園	入居者・利用者の意見も踏まえて、公園の今後の利活用方法を検討されるのが望ましい。	措置済	令和5年度	県営住宅集約化事業の過程において、令和5年度に住民アンケートを実施した。公園に関して具体的な意見が無かったため、今後も意見集約に努めていく。	住宅課
122	意見	宮代住宅:共益費	共同施設の管理に要する費用については共益費から支出されることが望ましいため、自治会等の管理団体に対し、共益費として徴収すべき項目や、管理方法等具体的な取扱い方法を例示し、ルールの見直しを求めることが望ましい。	措置済	令和5年度	共益費や自治会費の徴収は住民自治の範疇で行われており、住民の総意に基づいて取り扱われている私費であることから、県が介入することはできない。	住宅課

報告書頁	区分	タイトル	結果及び意見の内容	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
122	意見	宮代住宅:共益費	他の県営住宅と同様に、将来的な自治会加入率の低下、共益費滞納者の増加及び共益費徴収事務の負担増加が懸念されるところであり、外部業者への共益費徴収事務の委託や県による共益費の徴収等、その合理的な対応策・解決策につき、自治会・入居者との間で協議・検討を図るのが望ましい。	措置済	令和5年度	共益費や自治会費の徴収は住民自治の範疇で行われており、住民の総意に基づいて取り扱われている私費であることから、県が介入することはできない。	住宅課
123	意見	宮代住宅:BS/CSアンテナ等	アンテナをベランダ外端部に、ベランダ外部へ張り出す態様で設置する場合には、落下による生命・身体に対する加害の危険性を払拭できず、模様替え承認を行っている以上、アンテナの落下・衝突により生じた人的損害及び物的損害につき、管理責任を問われる可能性がある。したがって、誓約書の取得又は模様替え承認を行うのみならず、同アンテナがベランダ外へ出ないよう、その設置方法に関する具体的な規定を設けるのが望ましい。	措置済	令和5年度	今後、構造物がベランダ外に突出するような模様替承認申請については、承認しない方針とする。	住宅課
125	指摘	宮代住宅:水路・橋	専ら県営住宅の利用に供されている当該橋という財産については、上記第三者損害に対する賠償責任が及ぶ可能性を考慮し、当該橋の管理者・責任主体、管理方法及びその一部でも県が管理を開始するのであれば、河川占用許可等の取扱いについて、水路管理者である垂井町及び垂井町土地改良区と協議すべきである。	措置済	令和5年度	水路管理者(垂井町土地改良区)と協議の上、当該橋については県が管理していくことを確認した。	住宅課
133	意見	ソピラ・フラッツ:一括募集	【一括募集】 現状、入居率が低下していることから、ソピラ・フラッツに、ソフトピアジャパンセンター等で勤務する労働者の入居者数や入居率などの事実関係を確認した上で、今後も、一括指定が効果的かつ効率的なのか検討することが望ましい。	措置済	令和5年度	住宅課と調整した施設の有効活用方針に基づき、入居率の向上を図ることとした。ソフトピアジャパンセンター等の関係者の入居が増えることから、一括指定が効果的かつ効率的と判断する。	産業デジタル推進課
				措置済	令和5年度	ソピラ・フラッツの入居率について、ソフトピアジャパンセンター等で勤務する労働者の入居状況は令和5年11月末現在61%(19戸/入居戸数31戸)である。 また、単身用1DKについては、令和5年度から近傍に立地する情報科学芸術大学院大学生の入居を受入れて、入居率の改善を図ることとした。 センタービルの8～10階部分を占めるソピラ・フラッツは、ソフトピアジャパンを含む情報産業施設と一括して引き続き指定管理者に管理させることがハード・ソフト両面から効率的・効果的であると判断している。	住宅課
136	指摘	ソピラ・フラッツ:共益費	【共益費の収支及び精算】 ソピラ・フラッツ指定管理者の徴収するソピラ・フラッツ部分(ワークショップ24の8階から10階部分)の共益費について、収支を明確にすべきである。 なお、ソピラ・フラッツ部分のみの共益費の収支を算出することが困難という事情があるのであれば、管理業務委託契約書第1条及び4条第2項を、例えば、経費の按分についてのみなし規定を設けるなどの修正を検討すべきである。	措置済	令和5年度	ソピラ・フラッツにおいては他の県営住宅とは異なり、入居者で構成する住民組織ではなく、個々の入居者が共同施設部分の管理を指定管理者に直接委託する契約を締結しており、サービスの対価である委託料を「共益費」と称して個々の入居者が指定管理者へ直接支払っているため、県が関与できるものではない。	住宅課

報告書頁	区分	タイトル	結果及び意見の内容	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
136	意見	ソピラ・フラッツ:県営住宅(特別賃貸住宅)	【県営住宅(特別賃貸住宅)の用途変更等】 入居率の低下し続けている現状では、県有財産の有効活用の観点から、例えば、ソピラ・フラッツの8～10階のうち1階分のみ近隣の法人の社員寮として使用させるなどの対応を検討することが望ましい。	措置済	令和5年度	県有施設の有効活用を図るため、単身用1DKについて令和5年度から近傍に立地する情報科学芸術大学院大学生の入居を受入れ、入居率の改善を図ることとしたため、社員寮として活用する見込みはない。	住宅課
141	意見	旭ヶ丘住宅:共益費	岐阜県県営住宅条例において、徴収義務を定めているのは、共益費であり、自治会費については、条例等で、徴収義務を定めていない。自治会等管理団体に対して、自治会費と共益費を分けて管理するよう求めることが望ましい。	措置済	令和5年度	共益費や自治会費の徴収は住民自治の範疇で行われており、住民の総意に基づいて取り扱われている私費であることから、県が介入することはできない。	住宅課
146	指摘	泉北住宅:集会所	自治会が契約主体でないのであれば本来自治会に何ら費用負担義務はない。公営住宅法第15条及び岐阜県公有財産規則第13条に基づく適切な集会所の管理を実現するためには、自治会からの再三の解約申出に理解を示さない一方で、利用料金のみを享受し続ける電話会社の対応にも疑問がある。したがって、県・公社・自治会三者連携のもと再度解約の申入れを行うべきである。解約の申入について聞き入れられない場合は電話料金の支払いを取りやめ、料金滞納による強制解約をするよう、電話会社に伝えることも考えられる。	措置済	令和5年度	集会所に設置されていた公衆電話については、自治会と電話会社がR5年3月に契約解除を行い撤去済。	住宅課
150	意見	泉北住宅:樹木の剪定	住宅課は、住宅監理員及び住宅管理人に対して、定期的に、樹木の状況を報告させ、適切に管理することが望ましい。	措置済	令和5年度	県営住宅の管理業務を代行している県住宅供給公社に樹木の状況を定期的に確認させ、必要な対応を行う。	住宅課
151	意見	泉北住宅:共益費	岐阜県県営住宅条例において、徴収義務を定めているのは、共益費であり、自治会費については、条例等で、徴収義務を定めていない。自治会費と共益費を分けて管理するよう求めることが望ましい。自治会等の管理団体に対し、共益費として徴収すべき項目や、管理方法等具体的な取扱い方法を例示し、ルールの見直しを求めることが望ましい。	措置済	令和5年度	共益費や自治会費の徴収は住民自治の範疇で行われており、住民の総意に基づいて取り扱われている私費であることから、県が介入することはできない。	住宅課
154	指摘	赤保木住宅:集会所	高山市と岐阜県との間において、建物の利用関係を明確にするために、使用貸借契約などの契約書または行政財産使用許可書を取り交わすべきである。 また、同書面中にて主に使用が想定される利用主体(見量町内会など)及びその目的について、明記すべきである。	措置済	令和5年度	市有地への集会所の設置について、県は市から行政財産使用許可を受けることにより市有地を使用する権原を取得済である。 なお、県営赤保木住宅と市営住宅は、昭和40年代の同時期に隣接して建設され、双方の入居者が一体となって自治会を形成し発展してきた経緯もあるため、どちらの公営住宅の入居者による使用であっても公の施設の設置目的に反するところはなく、集会所を使用するたびに行政財産使用許可申請を求める必要はない。	住宅課
154	指摘	赤保木住宅:集会所	集会所という建物について、県営住宅の集会所として利用する間は、集会所建設の経緯または使用許可に係る文書等について管理状況を常時把握するように管理体制を整えるべきである。	措置済	令和5年度	県営赤保木住宅と市営住宅は、昭和40年代の同時期に隣接して建設され、双方の入居者が一体となって自治会を形成し発展してきた経緯もあるため、どちらの公営住宅の入居者による使用であっても公の施設の設置目的に反するところはないことから、日常的な管理も自治会に委ねている。	住宅課

報告書頁	区分	タイトル	結果及び意見の内容	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
159	意見	入居者の資格	【入居者の資格】 県税の滞納のみならず、過去における県営住宅の家賃滞納等の債務がないことをも要件とすることを検討するのが望ましい。	措置済	令和5年度	県営住宅は、民間の賃貸住宅とは異なり、住宅確保困難者のためのセーフティネットという政策目的を第一としているため、過去に家賃滞納があることのみをもって、入居を拒むことはできない。	住宅課
163	意見	入居者資格認定のための申込書等	【入居審査】 入居審査にあたっては、入居資格要件である居住用不動産の有無について、口頭のみでの申告・確認ではなく、書面により確認するのが望ましい。	措置済	令和5年度	住宅困難者かどうかの見極めは、新規入居手続の過程を通して、聞き取りで実質的に可能であり、一律に不動産調査への同意書を求めても、いたずらに提出書類を増やすのみで形骸化を招き抑止力に乏しい。	住宅課
164	指摘	住宅困難要件	【住宅困難要件の確認】 仮に、入居説明会までに所有権移転後の登記簿謄本等の証明書の提出ができない場合で、かつ、提出できないやむを得ない理由の疎明(上記破産申立代理人作成に係る上申書等)がある場合であっても、事後的に、同証明書を提出させ、住宅の所有者でなくなった事実を確認すべきである。	措置済	令和5年度	破産者について、入居申込の時点において住宅を所有していないことを確認できない場合は、事後において契約書や建物登記簿謄本などの書類の提出を求め、所有権移転の事実を確認する。	住宅課
167	意見	抽選方法	【抽選方法の見直し】 急速な高齢化及び退職年齢の引上傾向等の昨今の社会・県内情勢に照らせば、優先入居要件のうち、高齢者世帯については、該当年齢を引き上げるなどして、より現在の社会情勢に合致し、もって「速やかに公営住宅に入居させることが必要である者」の抽出・保護に資する制度設計になるよう、見直しを図るのが望ましい。公開抽選という機械的方法によることを避け、公正な実情調査により住宅困難度の高いものを決定して、その順位に従って入居させるようにし、抽選は住宅困難順位の判定し難いものについてののみ行う方法も検討されたい。実情調査による選考方法としては、登録制度、点数制度、優先制度等が想定され、その公正な運用を図る趣旨より、入居者選考委員会の組織及び運営も考えられる。	措置済	令和5年度	近年、入居率低下に伴い抽選を行うようなケースが激減しているが、今後さらに高齢化が進展し、抽選漏れにより入居できない者の増加が見込まれる状況になった場合には、高齢者世帯の優先入居年齢の引上げや抽選方法など、優先入居のあり方について検討をする。	住宅課
171	意見	入居辞退	【入居辞退者の取扱】 入居辞退者のうち、辞退理由が、単に「希望の棟・部屋・間取りではない」という専ら志向的理由と思料されるものが一定数含まれていることから、辞退に関する実態を十分調査した上で、現に住宅に困難していることが明らかな者が、公平に県営住宅に入居できるような方法を模索されることが望ましい。	措置済	令和5年度	ミスマッチによる入居辞退を回避するため、入居希望者にはあらかじめ部屋の間取り図を必ず渡すことにしている。特に北方住宅は間取りの特殊性に鑑み、あらかじめ部屋を確認していただく見学会の機会も設けている。	住宅課
172	指摘	連帯保証人の要件	【連帯保証人の要件該当性①】 自営業者で売上はあっても所得がマイナスである者については、「入居者と同程度以上の収入を有する個人」に該当せず、連帯保証人の要件を欠く。 よって、特に自営業者については、確定申告書上の数値を正確に把握した上で、その収入要件を精査すべきである。	措置済	令和5年度	連帯保証人については、令和5年10月11日に条例改正を行い、これを不要とした。	住宅課

報告書頁	区分	タイトル	結果及び意見の内容	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
172	指摘	連帯保証人の要件	【連帯保証人の要件該当性②】 同居人だが生計が別であると主張する場合、その者の家計収支表等の裏付資料を提出させた上で、「入居者と生計を一にしていない者」の要件該当性を慎重に判断すべきである。	措置済	令和5年度	連帯保証人については、令和5年10月11日に条例改正を行い、これを不要とした。	住宅課
173	指摘	連帯保証人の要件	【連帯保証人の要件該当性③】 県営住宅の住人の家賃を滞納している者について、「知事が適当と認める連帯保証人」とすることは適切でなく、連帯保証人の要件を欠くと判断すべきである。	措置済	令和5年度	連帯保証人については、令和5年10月11日に条例改正を行い、これを不要とした。	住宅課
173	意見	連帯保証人の要件	【連帯保証人の要件改正】 県営住宅連帯保証人取扱要領において、連帯保証人の要件につき、入居者と別生計であることのほか、家賃・税金滞納がないこと、暴力団等の構成員でないことを加えて明記するのが望ましい。	措置済	令和5年度	連帯保証人については、令和5年10月11日に条例改正を行い、これを不要とした。	住宅課
173	意見	連帯保証の極度額	【連帯保証人の極度額】 県営住宅全体における過去の明渡済案件につき、敷金から原状回復費用等を控除した残額の平均値を調査する等した上で、家賃の高低を問わず一律賃料月額6ヶ月分という現在の極度額の設定方法の妥当性を精査し、最低極度額の設定等をも視野に入れて再検討するのが望ましい。	措置済	令和5年度	連帯保証人については、令和5年10月11日に条例改正を行い、これを不要とした。	住宅課
174	意見	連帯保証の免除	【連帯保証人の免除】 「特別の事情」にいう「本人の不断的努力によっても連帯保証人となる者がみつからない場合」については、社会情勢や地域の実情等も踏まえた上で、具体的な審査過程・方法等の統一化を図ることが望ましい。	措置済	令和5年度	連帯保証人については、令和5年10月11日に条例改正を行い、これを不要とした。	住宅課
177	指摘	住宅監理員	【住宅管理人の規則】 住宅管理人の職務権限及び範囲等を明確にするため、その基本的な部分につき規則などを制定すべきである。	措置済	令和5年度	住宅管理人については、県営住宅条例第46条で職務権限等を定めている。 さらに住宅管理人の職務内容を明らかにしておくため、「県営住宅管理人事務要領」を改正して職務内容を明確化した。	住宅課
186	意見	収入超過者	【収入超過者に対する住宅のあっせん等】 352世帯にも及び収入超過者については、明渡努力義務を規定した法の趣旨に鑑み、住宅供給公社を通じて他の賃貸住宅を紹介したり、空き家バンクなどを通じて利活用が可能な空き家を紹介したりするなど、その努力義務の履行を促すよう、具体的な働きかけをするのが望ましい。	措置済	令和5年度	本県の県営住宅の入居率は近年低下傾向にあり、公営住宅を必要としている住宅確保困難者の入居機会を制限している状況にはないため、明渡しの緊急性や切迫性は高くない。このため歳入確保と公平性確保の均衡を図りながら、収入超過者に対する明渡の努力義務を促す通知については引き続き文書により行う。	住宅課

報告書頁	区分	タイトル	結果及び意見の内容	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
188	意見	高額所得者	【入居率等の低い住宅における高額所得者に対する明渡請求】 高額所得者に対する明渡請求権の行使を、入居率0.9を上回る場合等に限定することは、公営住宅が低額所得者のための低家賃住宅として、多額の国民の税金をもって供給されるものであるという観点において沿わないものと考えられる。また、本来公営住宅が対象とすべき低額所得者が多数公営住宅への入居を待ち望んでいる現状からみて、相当額の収入を得るようになった者が、なお引き続き公営住宅に入居していることは、著しく公平を欠き、社会正義に反するという観点においても、昨今の入居率の低下及び老朽化等に基づく公営住宅の集約化にも鑑みれば、高額所得者に対しては、入居率等の低い住宅においても原則的に明渡請求を行うものとし、積極的に集約化事業を進めるのが望ましい。	措置済	令和5年度	入居率90%以下の県営住宅については、空き部屋が目立つ傾向にあり、公営住宅への入居を希望する住宅確保困難者の入居が制限される現況にはない。公有財産としての有効活用や歳入確保の観点から、入居率90%を上回る場合に限定して高額所得者に対する明渡請求を行う運用は一定の合理性があり、著しく公平を欠いたり、社会正義に反するものではない。	住宅課
189	意見	高額所得者	【明渡期限延長の具体例例示】 「その他前各号に準ずる特別の事情」については、高額所得者に係る明渡請求取扱内規等により、ある程度類型化した具体例を示すなどして、統一的運用及び入居者間の公平を図るのが望ましい。	措置済	令和5年度	高額所得者に係る明渡期限の延期については、様々な事情があるため一件ごとに個別審査を行っており、特別の事情を類型化したり統一化することには馴染まない。	住宅課
190	意見	家賃の減免等	【家賃減免事由の具体例例示】 家賃の減免は、入居者の生活に直結する重大な事項であることから、基準の明確性・判断の統一性を担保し、もって入居者間の公平を図る趣旨より、収入分位の変動有無という判断基準を家賃減免取扱内規に明記することが望ましい。	措置済	令和5年度	年度途中の減収に伴う家賃の減額は、県営住宅条例第14条第1号「入居者の収入が著しく低額であるとき」を根拠に、入居者からの減免申請に基づき審査している。 減収後の世帯収入額がどの収入分位に属するかによって家賃を算定する方法は、公営住宅法第16条第1項に定める毎年度の家賃決定と同じ方法であり、公営住宅における家賃決定の大原則であることから、内規等に明記する必要はないと考えている。	住宅課
191	意見	同居者	【同居者を含めた入居者情報の更新】 入居後の同居者の異動実態を適切に把握するための方法を検討することが望ましい。 住宅の適切・合理的な管理を实行する必要から、把握された最新の入居者・同居者の情報については、個人情報保護の観点より、その利用目的及び住宅管理人への情報提供等につき入居者の事前承諾を得た上で、住宅管理人へ提供し、同人が保管・使用する入居者台帳を、最新の情報に更新することが望ましい。	措置済	令和5年度	同居人の異動情報は、年1回実施している収入申告において定期的に把握している。 加えて、同居者が死亡又は退去したときは届出を、新たな同居者については知事の承認を得ることを県営住宅条例第20条及び第21条により義務付けており、これらにより随時の異動情報も把握している。 また、住宅管理人には県住宅供給公社を介して同居者の異動情報を随時提供している。	住宅課
192	意見	暴力団排除条項	【暴力団排除条項の改正】 入居者の資格及び入居後の同居承認等については、その排除対象者を、「現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員に該当する場合」のみに限定することなく、「暴力団員と密接な関係を有する者」をも対象に含めることが、岐阜県暴力団排除条例の趣旨に合致し、望ましい。	措置済	令和5年度	入居者等が「暴力団員」であるかどうかの情報は、平成20年2月に県と県警で合意した内容に基づき、県警から情報提供を受けている。 合意書では照会回答は「暴力団員であるか否か」の情報に限定されており、それ以外の個人情報の取り扱いはできないと県警から回答があったため、「暴力団員と密接な関係を有する者」の特定は現実的に不可能である。	住宅課

報告書頁	区分	タイトル	結果及び意見の内容	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
193	意見	暴力団排除条項	【暴力団排除に関する誓約書の徴求】 住宅課においては改正民法における定型約款に該当すると考えていること、附合契約であることなどから、民法改正前の入居者に対しても、暴力団排除条項の規定が及ぶ可能性があることや、入居者間における取扱の公平性という観点から、誓約書を徴求していない平成19年12月1日以前の入居者からも、ひとしく誓約書を徴求することが望ましい。	措置済	令和5年度	県営住宅の管理上支障が生じるといったような状況が発生しない限り、平成19年12月1日以前の入居者から誓約書を徴することは行わない。	住宅課
194	意見	連帯保証人の現状把握	【連帯保証人の現状把握】 契約期間の長い賃貸借の性質にも鑑みれば、例えば、毎年度提出する収入申告書に、同居人に関する記載欄があるのと同様に、新たに連帯保証人の欄を加え、その異動事実を把握する端緒を設け、異動事実が把握された場合には、入居者へ連帯保証人住所等変更届の提出を促すなどして、現況把握に努める方法を検討することが望ましい。	措置済	令和5年度	連帯保証人については、令和5年10月11日に条例改正を行い、これを不要とした。	住宅課
195	指摘	入居承継	【入居承継と敷金の承継】 県営住宅入居承継取扱要領第4条第6号の要件該当性の判断に際しては、要領等により、その権利の承継及び譲渡がなされた事実の確認手続等を定めるとともに、確認書類等を整備すべきである。	措置済	令和5年度	入居名義人の死亡に伴い同居親族等へ入居承継する場合は、敷金を還付することなく、県において保管を継続している。 相続人の間で遺産分割協議などが行われ、その協議結果に基づき敷金の還付の求めがあればこれに応じていくこととし、入居承継人が住宅確保困難者であることに鑑み、入居承継時に相続関係を確認することは行わない。	住宅課
196	意見	苦情対応	【苦情対応の記録方法】 申入のあった苦情等については、全件、住宅課及び住宅供給公社が使用・運用している公営住宅システム(ソフト)に入力する等して、担当者以外の者もその内容、対処方法及び対処結果を情報共有可能な体制を構築するとともに、住宅別、入居者の属性別等でその傾向を分析し、事後対応のみならず、事前対応(予防)にも努めるのが望ましい。	措置済	令和5年度	公営住宅システムを使用できる専用端末は台数が限られているため、日々寄せられる苦情等のすべての情報について、すべての職員が逐一システム入力することは物理的に不可能である。 したがって、県及び公社において、各担当者が受け付けた記録等でシステム入力が必要なものについては、共有フォルダに保存することとし、処理済のものは同一ファイルに整理するなど各記録を綴ることとした。	住宅課
197	指摘	記録の管理	【住宅課における記録の管理】 県営住宅ごとに、行政財産の目的外使用許可等の記録を綴じる又は公営住宅システム(ソフト)に全件入力する等して、書類又はデータを常に整理するとともに、担当者ごとにファイル、入力、処理方法等に差異が生じないよう、記録のファイル方法等につき、統一的なルールの策定及び運用を図るべきである。	措置済	令和5年度	行政財産の目的外使用許可に係る文書については、年度別・住宅別に綴じて保管するとともに、許可申請書の受付順に受付補助簿(エクセルファイル)を備えて、進捗管理と許可情報のデータベース化を開始した。	住宅課
197	指摘	記録の管理	【住宅供給公社における記録の管理】 県営住宅ごとに、各記録を綴じる又は公営住宅システム(ソフト)に全件入力する等して、書類又はデータを常に整理するとともに、担当者ごとにファイル、入力、処理方法等に差異が生じないよう、記録のファイル方法等につき、統一的なルールの策定及び運用を図るべきである。特に、「県営住宅入居申込書」などの入居申込関連書類は、名義人(退去滞納者を含む。)に債務が存在する以上、適切に保存されるべきである。	措置済	令和5年度	入居、入居中、退去の手続きに係る不可欠なシステム入力を行っているが、公営住宅システムを使用できる専用端末は本社、県庁に各1台のみであり、日々寄せられるクレーム等すべての情報について、すべての職員が逐一システム入力することは物理的に不可能である。 したがって、各担当者が受け付けた記録等で、システム入力が必要なものについては、各担当のPCからHDDの共有フォルダでいつでも閲覧でき、ファイルについても処理済みのものは同一ファイルに住宅別に整理するなど各記録を綴じることとしている。 また、入居申込関連書類も、各住宅部屋番号順に整理した上で、適切に保存している。	住宅供給公社

報告書頁	区分	タイトル	結果及び意見の内容	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
198	意見	記録の管理	【公営住宅システムの活用】 経済性、効率性及び有効性の観点から、公営住宅システム(ソフト)の機能を最大限利用・活用し、情報の統一的、一元的な管理及び運用を図ることが望ましい。同ソフトの運用説明書によれば、先述した苦情等記録の全件入力により、担当者間における情報(苦情等内容・処理過程・結果)の共有を図ることや、各住宅における入居率・空き家率、入居者年齢・性別・国籍等の集計機能を活用することにより、各住宅の実情に即した管理方法(共益費の徴収方法、集会所の利用方法等)や集約化事業を数値的に分析し、その結果を入居者との協議・対応に活かす方法が考えられる。	措置済	令和5年度	県営住宅管理システムに蓄積されたデータを集計して入居率や高齢化率などを算出したり、修繕工事の履歴を参照して幹旋部屋の選定に役立てるなど、県営住宅の集約化に活用した。 なお、共益費の徴収や集会所の運用は自治会等による住民自治の範疇で行われているため、これらの情報を県営住宅管理システムに紐づけることは行わない。	住宅課
198	意見	内部統制	【内部統制の特別事項】 住宅課の内部統制において、個人情報の管理や記録の管理のほか、要綱や要領等の整備などについて、「独自項目」を定めることが望ましい。	措置済	令和5年度	内部統制制度における独自項目については、今後必要が生じた都度設定していく。	住宅課
200	指摘	駐車場管理組合等に対する個人情報の提供等	【駐車場管理における個人情報の外部提供についての同意】 住宅課は、住宅供給公社が、駐車場管理組合等に再委託することを把握していることから、駐車場使用契約書に、申請手続にあたり駐車場管理組合等の第三者に対し、申請者の個人情報を提供する可能性があることについて、同意条項を入れておくべきである。	措置済	令和5年度	「岐阜県県営住宅駐車場に関する事務取扱要綱」に定める駐車場使用契約書様式に、申請者の個人情報を提供する可能性があることの同意条項を加える改正を令和3年10月に行った。	住宅課
202	指摘	駐車場の台数	【駐車場の保有台数に関する要綱等】 要綱等において、各団地の入居率や駐車場設置数、空き状況をふまえ、希望者に居住棟に近い場所に2台目、3台目の駐車場を保有させても駐車場の適切な維持管理に支障が無いと認められる場合においては、当該使用希望を認める旨の規定を設けるべきである。	措置済	令和5年度	建設年代のほか、敷地の規模、立地環境、入居世帯の属性、入居者のニーズなどによって県営住宅の駐車場事情は住宅ごとに様々であり、画一的に運用方法を規定することには馴染まない。 県有住宅の敷地には限りがあるため、まずは1戸につき1台の駐車スペースの確保に努めている。仮に駐車スペースに空きがあったとしても、入居者間の公平性が確保できなければ、散発的・虫食いの2台目以降を許可することは行わない。	住宅課
202	意見	駐車区画の変更	【駐車場の区画変更要望への対応】 具体的な事例を集積した後、駐車区画の変更を認めることが可能なケースについて、要綱等に例示することが望ましい。	措置済	令和5年度	やむを得ない事情により駐車位置を変更する場合があるため、変更を認める具体的な事例を集積することとした。	住宅課
203	意見	駐車場の空きスペース	【駐車場の空きスペースの活用】 入居率低下により空駐車場が目立つ場合には、集約化事業等により募集停止としている住戸に割り当てた駐車部分を貸与するなど、現実の使用状況に留意しつつ、駐車場の空きスペースについて、2台目ないし3台目の駐車場区画を貸与することが望ましい。	措置済	令和5年度	入居率低下が著しい県営住宅においては集約化事業を進めているため、廃止住棟の跡地利用を含め必要に応じて駐車場の再編を行い、駐車スペースを十分確保できる場合は、2台目以降を許可していく。	住宅課
210	意見	滞納理由の把握と福祉的支援	【滞納理由の把握と福祉的支援】 個人情報の外部提供に関する同意書などにより、滞納3月以上の世帯について、滞納理由を把握することが望ましい。	措置済	令和5年度	公営住宅法や生活保護法により許容される範囲内で必要に応じて滞納者に関する情報を市町村と共有しており、今後も引き続き連携していく。	住宅課

報告書頁	区分	タイトル	結果及び意見の内容	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
213	指摘	強制執行等の措置	【強制執行等の措置】 督促後1年以上を経過しても履行がなされない債権については、原則として、地方自治法施行令171条の2又は同171条の5に基づいて、訴訟等の措置(明渡請求を必ずしも含むものではない。)又は徴収停止の措置を取るべきである。 特に、退去検査を完了した退去滞納者等、消滅時効の完成に特に留意が必要な者についての債権管理にあっては、時効更新(時効中断)の効力のない催告を繰り返すのではなく、分納誓約締結による債務の承認、地方自治法施行令第171条の2に基づく訴訟手続による履行請求又は第171条の5に基づく徴収停止の措置を取るべきである。 他方、長期滞留者のうち、要配慮世帯などにおいて、「特別の事情」(地方自治法施行令第171条の2但し書き)に該当する可能性がある者については、説明責任が果たせるだけの書面や資料をもとに、「特別の事情」の有無を精査し、提訴等の措置を保留することを検討すべきである。	措置済	令和5年度	入居中の滞納者のうち悪質な事案については、費用対効果を勘案しながら訴訟といった法的手段も講じていくが、徴収停止の措置についてはその必要はないと考えている。 また、退去滞納者については、訴訟手続も視野に引き続き債権回収業務を法律事務所に委託し、必要に応じて法律の専門家のノウハウを活用していく。 なお、入居中・退去済を問わず、債務者の支払能力や配慮すべき事情を見極めながら、回収の可能性がある者については、提訴等の手続を保留し、分納誓約による債務の承認に引き続き努めていく。	住宅課
218	指摘	延滞金(遅延損害金)の根拠	【延滞金(遅延損害金)の根拠】 全入居者との間で、民事法定利率を超える遅延損害金について合意したことを明確にするため、条例等に、延滞金(遅延損害金)に関する条項を設けるべきである。	措置済	令和5年度	損害遅延金については、「県営住宅の入居時にかかる事務取扱要領」において定める特記事項の承諾書の様式中に、民事法定利率ではなく岐阜県税外収入延滞金徴収条例を準用することを明記しており、入居時に本人から当該承諾書を徴取している。 また、入居希望者に配布する「入居者のしおり」にも同条例を準用することを明記した。	住宅課
236	意見	共益費の使途	【共益費の使途】 共益費について、入居者は県が条例で定める共用部分の管理に必要な費用として負担していることから、それ以外の費用に支出する場合には支払を行った全入居者の同意を得た上で行うよう、共益費の管理団体(自治会等)に求めることが望ましい。	措置済	令和5年度	共益費や自治会費の徴収は住民自治の範疇で行われており、住民の総意に基づいて取り扱われている私費であることから、県が介入することはできない。 なお、私費については県に指導や調査の権限はないものの、ご意見も参考に共益費は自治会等でよく話し合っ取り扱うよう、機会を捉え助言している。	住宅課
237	意見	共益費と自治会費	【共益費と自治会費の区別】 共益費と自治会費を合算して徴収する場合は、それぞれの金額を明示した上で徴収するよう共益費の徴収を行っている自治会等の管理団体に求めることが望ましい。 また、共同施設の管理に要する費用については共益費から支出されることが望ましいため、自治会等の管理団体に対し、共益費として徴収すべき項目や、管理方法等具体的な取扱方法を例示し、ルールの見直しを求めることが望ましい。	措置済	令和5年度	共益費や自治会費の徴収は住民自治の範疇で行われており、住民の総意に基づいて取り扱われている私費であることから、県が介入することはできない。 なお、私費については県に指導や調査の権限はないものの、ご意見も参考に共益費と自治会費は区別して管理するのが望ましいことを機会を捉え助言している。	住宅課

報告書頁	区分	タイトル	結果及び意見の内容	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
238	意見	共益費の徴収業務	【共益費の徴収業務】 共益費の徴収に係る主体としては、①入居者による徴収、②共益費の徴収及び管理を行っている団体(自治会等)が外部業者に業務を委託、③県による直接徴収の3つが考えられる。各住宅の住民自治や自治会加入率の程度を踏まえながら、それぞれの徴収主体に関する特徴を説明した上で、入居者にその徴収主体を選択させることが望ましい。その前提として、県は、県が共益費を直接徴収する場合の共益費の額及び内訳を明確にし、徴収業務に関する体制整備をすることが望ましい。	措置済	令和5年度	共益費や自治会費の徴収は住民自治の範疇で行われており、住民の総意に基づき取り扱われている私費であることから、現時点において県が直接徴収する選択肢は考えていない。	住宅課
245	意見	記録	【工事写真の日付】 工事(写真)の日付を特定するためにも、写真撮影の日にちが分かるように、ボードに日付を書き込んだ写真も撮影することが望ましい。	措置済	令和5年度	工事業者には、データから撮影日が判る電子黒板の利用を積極的に依頼し、利用実績は上がっている。 ※電子黒板とは、アナログ黒板をデジタル化したツール。スマートフォンやタブレットに専用アプリをインストールすることで、工事写真にデジタル黒板を挿入できる。	住宅供給公社
297	意見	補助金全体に関する事項:暴力団排除条項	【暴力団排除条項】 第5章及び第6章で報告する岐阜県空き家総合整備事業費補助金(第5章の第2・9参照)、岐阜県空家除却費支援事業費補助金(第5章の第3・10参照)、岐阜県建築物等耐震化促進事業費補助金(第6章の第5・6)のように、岐阜県の補助金要綱において、暴力団排除条項の規定漏れを防ぐため、将来的には岐阜県補助金等交付規則に暴力団排除条項を導入することが望ましい。	措置済	令和5年度	岐阜県補助金等交付規則(昭和57年岐阜県規則第8号)に暴力団排除条項を導入する規則改正(※)を実施した。 ※令和6年1月12日公布、令和6年4月1日施行	法務・情報公開課
							財政課
304	指摘	岐阜県空き家総合整備事業費補助金:補助金使途の確認検査	監査人が往査した範囲で不適切なものは見受けられなかったが、補助金精算額、補助金所要額精算調書、市町村事業内訳明細表、補助金の支払がわかる書類のみならず、実際に、どのような建物に、どのような工事をしたのか、補助金を受けた市町村を訪問し、検査を行うなどして(数年に1回、補助金を受けた全市町村を回る方法が考えられる。)、写真や契約書、図面等を確認すべきである。	措置済	令和5年度	令和2年度から令和4年度までに全ての市町村に対し実地検査を実施済(補助金の交付は毎年度発生しているため、令和5年度～7年度の計画で引き続き実地検査を実施)。	住宅課
313	指摘	岐阜県空家除却費支援事業費補助金:補助金使途の確認検査	監査人が往査した範囲で不適切なものは見受けられなかったが、補助金精算額、補助金所要額精算調書、市町村事業内訳明細表、補助金の支払がわかる書類のみならず、実際に、どのような建物に、どのような工事をしたのか、補助金を受けた市町村を訪問し、検査を行うなどして(数年に1回、補助金を受けた全市町村を回る方法が考えられる。)、写真や契約書、図面等を確認すべきである。 令和元年度までの確認方法では、どのような工事や事業に、補助金が使われているのか、具体的に把握できないものである。 監査人との協議後、瑞浪市、高山市、中津川市における往査の際に、住宅課空家対策推進室の担当者は、瑞浪市、高山市及び中津川市の管理する補助金資料(写真、契約書、図面等)を閲覧して確認していた。今後、数年で、県内全市町村を周り、補助金事業の資料を閲覧していただきたい。	措置済	令和5年度	令和2年度から令和4年度までに全ての市町村に対し実地検査を実施済(補助金の交付は毎年度発生しているため、令和5年度～7年度の計画で引き続き実地検査を実施)。	住宅課

令和元年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

【テーマ:岐阜県の県立高等学校及び県立特別支援学校】

報告書 頁	区分	見出し		結果の内容	講じた措置	担当所属
78	意見	7 一般財団法人岐高会	(2)林間学舎「友學館」	林間学舎につき、固定資産税が課税されており、これを納めているが、不動産登記がなされていない。 岐高会は、岐阜高等学校とは別法人ではあるが、役員の多くは同校のPTA役員及び役員経験者であり、同校は、岐高会の主たる事務所の所在地となっているほか、庶務や会計として人員を提供するなど、密接な関係を有している。 岐阜高等学校は、岐高会の常務理事である校長を通じて、所有権保存登記をするよう求めるのが望ましい。	学校長から一般財団法人岐高会に対して、林間学舎の所有権保存登記を行うよう求めた。	岐阜高等学校
80	意見	7 一般財団法人岐高会	(3)林間学舎「友學館」の利用状況	岐阜高等学校と岐高会との間には、林間学舎の利用について、何ら契約を締結していない。前述のように、預り金会計から、岐高会に対して、学舎維持管理負担金として、継続的に、年額160万円が支払われているが、林間学舎利用料との関係が明らかとはなっていない。また、林間学舎活動は学校行事であるが、建物内の事故が発生した際、その責任負担の取決めがなされていない。万一、事故が起こってしまった場合、預り金から保険料を支出した旅行保険で対処するとのことであるが、保険で填補できない損害が発生する事態も想定され、紛争となる恐れがある。 継続的に学舎維持管理負担金を支払う根拠、事故が発生してしまった際の責任などを明確にすることも含め、岐高会との契約を締結すること望ましい。	学舎の利用に関し、学校長と一般財団法人岐高会との間で覚書を締結した。 (覚書の中で、学校は利用者負担金として維持管理費相当額を同財団に支払うこと、林間学舎の重大な安全の欠如に起因する損害が生じた場合は同財団が賠償責任を負うことを明確にした。)	岐阜高等学校
162	指摘	5 施設	(1)グラウンド上の物置2	当該物置が県有でない場合には、所有者から行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。 所有者が不明である場合は、無主物先占(民法239条1項)により県の所有物として登録することを検討すべきである。	行政財産の使用許可手続きを行った。	各務原西高等学校
178	指摘	7 債権・契約	(1)授業料等	平成29年6月～平成30年3月分の高等学校授業料について、9万9,000円を滞納している生徒がいる。平成29年7月10日より、督促状を交付し、催告を繰り返している。また、何度か自宅に電話をしているが通じず、現在に至っている。最後の高等学校授業料についての督促状を交付してから1年以上経過しており、「相当の期間」が経過している。地方自治法施行令171条の2に基づき、訴訟提起をするか、徴収の停止をすべきである。	不納欠損整理の手続を完了した。	本巣松陽高等学校
275	指摘	5 施設	(2)部活動の物置2	上記倉庫が設置されている敷地について、県有地については、所有者に行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。	令和4年度に撤去した。	大垣工業高等学校
278	意見	7 債権・契約	(1)滞納授業料及び学校諸費の管理	時効が完成するまで毎月継続して普通郵便により再催告書を再交付することを義務付ける「授業料等徴収金滞納措置関係要領」第4条の規定は、あまり有効とは思われないにもかかわらず、事務局の負担は重い。同要領は、改訂が望ましい。	意見を受け、令和4年度に要領(校内規程)の改定を実施した。	大垣工業高等学校
340	指摘	6 職員の管理	(4)産業医2	産業医による学校巡視の記録はない。学校巡視の記録を作成すべきである。	産業医による学校巡視を行い、記録も作成済である。	関有知高等学校
419	指摘	6 職員の管理	(1)安全衛生委員会	アンケートによれば、平成30年度の安全衛生委員会は12回開催されているとのことである。しかし、議事録は平成31年2月7日の第11回のもしか存在しない。安全衛生委員会を毎月1回以上開催し、議事録を作成すべきである。	書面開催を含め毎月委員会を開催している。 書面では、職員の勤務状況、執務環境等について毎月産業医に報告し、所見をいただき記録を残している。	多治見北高等学校
420	指摘	6 職員の管理	(3)産業医	ヒアリングによると、産業医は、平成30年度に2回、校内巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録はない。産業医に対して、少なくとも毎月一回(産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回)、学校を巡視するよう求めるべきである。	2ヶ月に1回の学校巡視を求めた。 来校できない場合は、管理職による巡視の結果を産業医に報告し、所見をいただいている。	多治見北高等学校

報告書 員	区分	見出し		結果の内容	講じた措置	担当所属
420	指摘	6 職員の管理	(3)産業医	産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。	作成している。	多治見北高等学校
421	指摘	7 学校内規		多治見北高等学校の校務の手引きには、「旧制多治見中学校同窓会会則」が編綴されている。同会則によると、同窓会の事務局は多治見北高等学校内に置くとされており(2条)、名誉顧問は多治見北高等学校長が含まれているが(6条)、近年の同窓会活動の有無については確認できなかった。同窓会が存続しているのか確認するべきである。存続しているのであれば、校長について職務専念義務免除に関する台帳を作成して整理し、存続していないのであれば、校務の手引きから削除すべきである。	指摘を受けた旧制多治見中学校同窓会会則については、同窓会の実体を確認できないため、内部手続を経て、校務の手引きから令和5年度に削除した。	多治見北高等学校
492	指摘	9 学校内規	(2)部活動後援会	平成30年度末において、部活動後援会は廃止して育友会に吸収されたとのことであるが、学校内規には、「岐阜県立恵那農業高等学校部活動後援会会則」が残されている。「岐阜県立恵那農業高等学校部活動後援会を廃止したのであれば、会則も廃止し、内規から削除すべきである。	岐阜県立恵那農業高等学校部活動後援会は、現在も存在しているが、同校の育友会と役員を兼ねているため、総会における手続を併合した。それに伴い、岐阜県立恵那農業高等学校部活動後援会会則についても実態に合わせた見直しを行い、内部手続を経て、令和4年度に改正した。	恵那農業高等学校
572	指摘	4 施設	(2)学校用地内における倉庫	学校敷地内に、学校要覧や定期監査資料に記載のない倉庫が複数設置されていた。ヒアリングによると、教職員において作成し設置したものではないかという話もあったが、結局、誰が所有者かわからない状態である。また、グラウンドには、野球部練習用のビニールハウスがあり、また体育館の裏手には部活の利用する倉庫が設置されている。これらの倉庫等について、使用貸借契約を交わしていないし、倉庫等の敷地について、行政財産の目的外使用許可の手続は取られていない。公有財産を適切に管理するため、倉庫等の所有者を確認すべきである。	所有者を調査し、特定された。	高山工業高等学校
573	指摘	4 施設	(3)部活動後援会が利用しているバス	部活動で利用されるマイクロバスが、高山工業高等学校敷地内に複数駐車されている。同バスの駐車場の利用に関わる目的外使用許可の手続は採られていない。野球部保護者会の管理するマイクロバスなどについて、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。	目的外使用許可手続を行った。	高山工業高等学校
575	指摘	5 私費会計	(2)育友会によるホイルローダーの購入及び管理	ヒアリングによると、冬季の雪かき用に育友会が購入したホイルローダー2台を学校敷地内に保管し、必要に応じて使用している。燃料費は、県費で支払い、維持費(任意保険や点検費)の負担は育友会で行っている。またホイルローダーは、外部業者に委託して運転する場合や用務員や教員が動かすことがある。燃料費について県費で負担しており、公費・私費負担区分等ガイドラインに沿った適切な取扱いと考えられる。一方で、維持費については、ガイドラインとは異なる取扱いであるし、燃料費と区別して、私費負担とする合理的理由が見出しがたい。したがって、維持費についても、県費負担とすべきである。なお、育友会の総意のもと主体的な支援であれば、教育委員会の承認を受けるべきである。	維持費、任意保険料は県費対応することとした。	高山工業高等学校
577	指摘	6 債権、契約	(1)授業料等	最後に督促状を発付してから1年以上経過して未納の事案については、「相当の期間」が経過しているため、訴訟の提起や徴収の停止の検討をすべきである。	催告を続けられる状況になったことから、時効が成立するまでの間にあっては、完納に向けた催告を引き続き粘り強く続けていくこととする。	高山工業高等学校
594	指摘	5 私費会計	(1)学校預り金運営委員会	ヒアリングと資料によって、学校の預り金については、役員会において決算書案の承認を受けたのち、監査を受け、総会で報告するという手順で監査を行っている。役員会での承認を得ているものの監査終了後の、運営委員会での承認を得る手続きがなされず、承認のないまま、保護者に総会の場で報告している。このような手続きは本来予定された手続きと齟齬があり、速やかに本来の手順に従った運営を行うべきである。	学校預り金会計監査終了後、学校徴収金運営委員会にて決算及び予算(案)の承認をいただき、育友会総会にて報告を行った。本来の手順に従った運営を継続して行う。	飛騨神岡高等学校

報告書 員	区分	見出し		結果の内容	講じた措置	担当所属
688	意見	10 分教室		本校(岐阜県関市桐ヶ丘2丁目3番地)の近くではあるが、分教室が、関特別支援学校(岐阜県関市桐ヶ丘1丁目2番地)第5棟の1階・2階に設置されている。職員会議は、本校のホールで行われているが、保健室は、関特別支援学校の保健室を使用している。また、中濃特別支援学校の養護教諭3名のうち1名は、関特別支援学校に常駐し、中濃特別支援学校と関特別支援学校との兼務になっている。給食については、食缶を分けて分教室に運ばれ配膳されている。 決裁などのため、1日に1回、分教室の教職員等が本校に行き、本校の教職員等が分教室に移動している。上記のとおりいじめ迷惑調査のためのアンケートを分教室についてのみ実施し、本校には実施していなかった。 中濃特別支援学校が本校と分教室と分かれていることから、教職員は、両校を行き来しなければいけないため、負担が大きい。 両校について、将来的に統合して、小学部、中学部、高等部というように、部により校舎を分けるのか、両校の人数を調整して、中濃特別支援学校について分教室を閉鎖するのか検討することが望ましい。	関特別支援学校に設置していた中濃特別支援学校の普通教室を解消し、教職員の常駐や給食の配膳の負担も解消した。	特別支援教育課
793	意見	5 寄宿舎の有効活用		大垣特別支援学校など、寄宿舎の入居者が定員を大きく下回っている学校が散見された。他方、大垣養老高等学校では、寄宿舎を利用して、農業経営者のための研修会を実施している。大きく定員割れしている寄宿舎の有効活用について、大垣養老高等学校の事例などを参考に、検討することが望ましい。 仮に、寄宿舎の有効活用ができないのであれば、維持費等も考慮し、廃止することを検討することが望ましい。	大垣特別支援学校の寄宿舎は、令和5年度に寄宿舎を利用する児童生徒の見込みがないことから、令和5年3月をもって閉舎とした。他の寄宿舎についても、今後同じような状況になった場合にこれと同様の対応を検討する。	特別支援教育課
					特別支援教育課にて措置済み。	教育総務課
					特別支援教育課にて措置済み。	教育財務課
796	指摘	第10 体育健康課 3 部活動の指導	(2)部活動の指導 1	県立高等学校において、1年生の部員が、部顧問教員の個別指導や十分な説明もせず1か月の部活動停止措置を講じたことは教育的配慮を欠いた重すぎる措置であり、社会通念に照らし許容される限度を超えた違法があったとして、30万円の慰謝料の支払を命じた。 また、平成30年度から令和元年度にかけて、4件、部活動における指導において体罰等に該当するという懲戒処分事例が発生している。 部内で問題が起きた場合の対応として、事実関係や状況を把握した上で、管理職に報告することや、組織として対応することを岐阜県高等学校部活動ガイドラインに明記するよう、改訂を検討すべきである。	「岐阜県高等学校部活動ガイドライン」を一部改正し、下記内容について明記するとともに各学校に周知した。 【一部改正内容】 ①校長は、部活動顧問及び社会人指導者等に対して、合理的・効率的・効果的な部活動の実現が図れるよう部活動運営及び指導に関わる情報等を互いに共有するよう働きかけること。 ②部活動顧問及び社会人指導者等は、部活動において問題等(いじめ・暴力等)が生じた場合は、直ちに学校の管理職に報告するとともに、迅速に状況把握に努め組織として対応すること。	体育健康課
					体育健康課とともに検討を進めた。	学校支援課 (現・高校教育課)